

## 第Ⅱ部 動向編

### 中国・四国地域の食料・農業・農村の動向

第1章 中国・四国地域の農業・農村の姿

第2章 食料自給率向上に向けた取組

第3章 農山漁村の再生・活性化

第4章 食の安全の確保と「食」と「農」の結び付きの強化

第5章 地域の特性を活かした多様かつ高度な農業生産を支える

人・農地・技術

## 第1章 中国・四国地域の農業・農村の姿

### 1 農業経済の動向

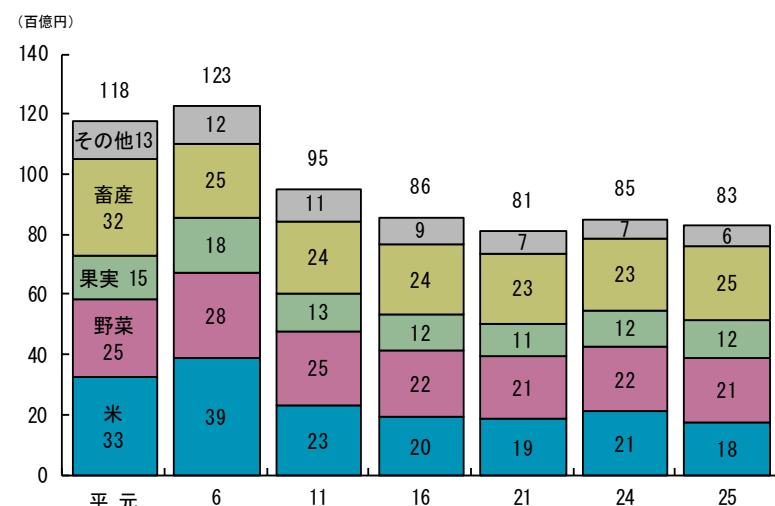
#### (1) 農業生産の動向

##### 平成25年の農業産出額は8,300億円で前年に比べ2.5%減少

中国・四国地域の農業産出額は8,300億円で、米の産出額が、価格の低迷により大きく減少したこと等から、前年に比べ214億円(2.5%)減少しました。

部門別には野菜が2,146億円で4分の1を占め、米が1,775億円、果実が1,236億円、畜産は2,494億円となっています(図II-1-1)。

図II-1-1 農業産出額の推移(中国・四国)



資料: 農林水産省「生産農業所得統計」

注: 1) 畜産は、肉用牛、乳用牛、豚、鶏、その他畜産物の合計額。

2) 四捨五入の関係で、内訳と計が一致しない場合がある。

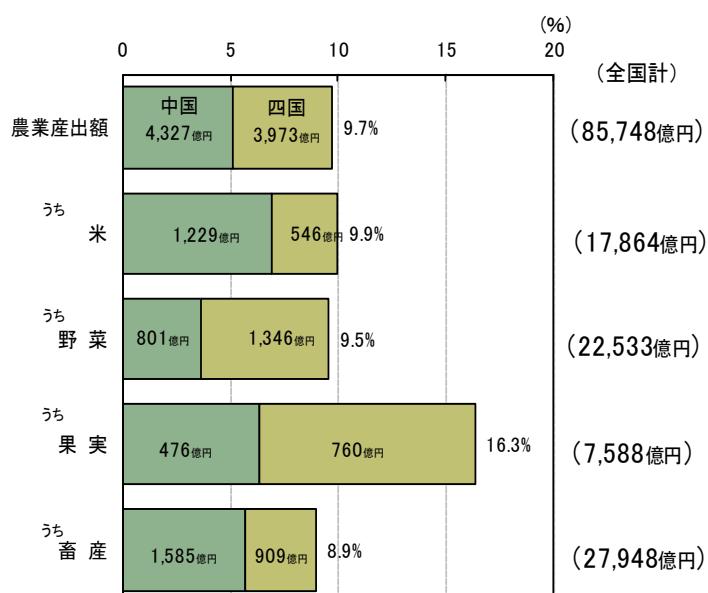
中国・四国地域の農業産出額が全国に占める割合は9.7%で、中国が5.0%、四国が4.6%となっています。

部門別では、果実が16.3%と最も高くなっています。

地域別にみると、中国地域では米、四国地域では野菜、果実の全国に占める割合が高くなっています。四国の農業生産は野菜、果実に特化しています(図II-1-2)。

図II-1-2 全国に占める割合

(中国・四国) (2013年)



資料: 農林水産省「生産農業所得統計」

## (2) 農業経済の動向

平成25年の1経営体当たりの農業所得は82万円

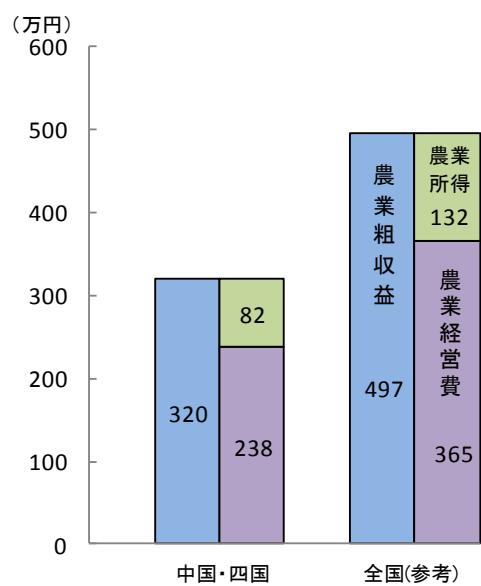
### ア 農業経済の動向

平成25(2013)年の中国・四国地域における農産物の販売を目的とする農業経営体(個別経営)1経営体当たりの経営収支をみると、農業粗収益は320万円、農業経営費は238万円で、農業所得は82万円となっています(図II-1-3)。

### イ 営農類型別経営統計<sup>1</sup>の経営概要

総所得に占める農業所得の割合を営農類型別にみると、酪農経営75.4%、施設野菜作経営63.6%、果樹作経営32.6%の順となっています(表II-1-1)。

図II-1-3 農業経営収支



四捨五入を行ったので計上内訳が一致しない場合があります

資料: 農林水産省「農業経営統計調査」

表II-1-1 中国・四国地域の営農類型別の経営概要(2013年)

区分	農業所得 (千円)	農業生産関連事業所得 +農外所得 (千円)	年金等の収入 (千円)	総所得 (千円)	農業所得		農業固定資産額 (土地を除く) (千円)	自営農業 労働時間 (時間)	作付・ 飼養規模
					家族農業 労働1時間 当たり (円)	農業固定 資産千円 当たり (円)			
水田作	281	1,407	2,616	4,304	335	165	1,699	879	101 a
露地野菜作	1,348	846	2,179	4,373	515	497	2,714	2,785	52 a
施設野菜作	3,018	550	1,178	4,746	664	668	4,517	4,951	2,394 m <sup>2</sup>
果樹作	1,189	758	1,700	3,647	511	170	7,010	2,619	82 a
酪農	4,631	703	808	6,142	977	258	17,945	5,037	30 頭
肉用牛	995	672	1,918	3,585	426	355	2,799	2,421	25 頭

資料: 農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営)」

注: 各営農類型の作付・飼養規模は、水田作については、水田に作付けした水稻・麦類・豆類等の作付延べ面積、露地野菜作及び施設野菜作は当該作付延べ面積、果樹作は果樹植栽面積、酪農は月平均搾乳牛頭数、肉用牛は肥育牛及び繁殖めす牛の月平均飼養頭数。

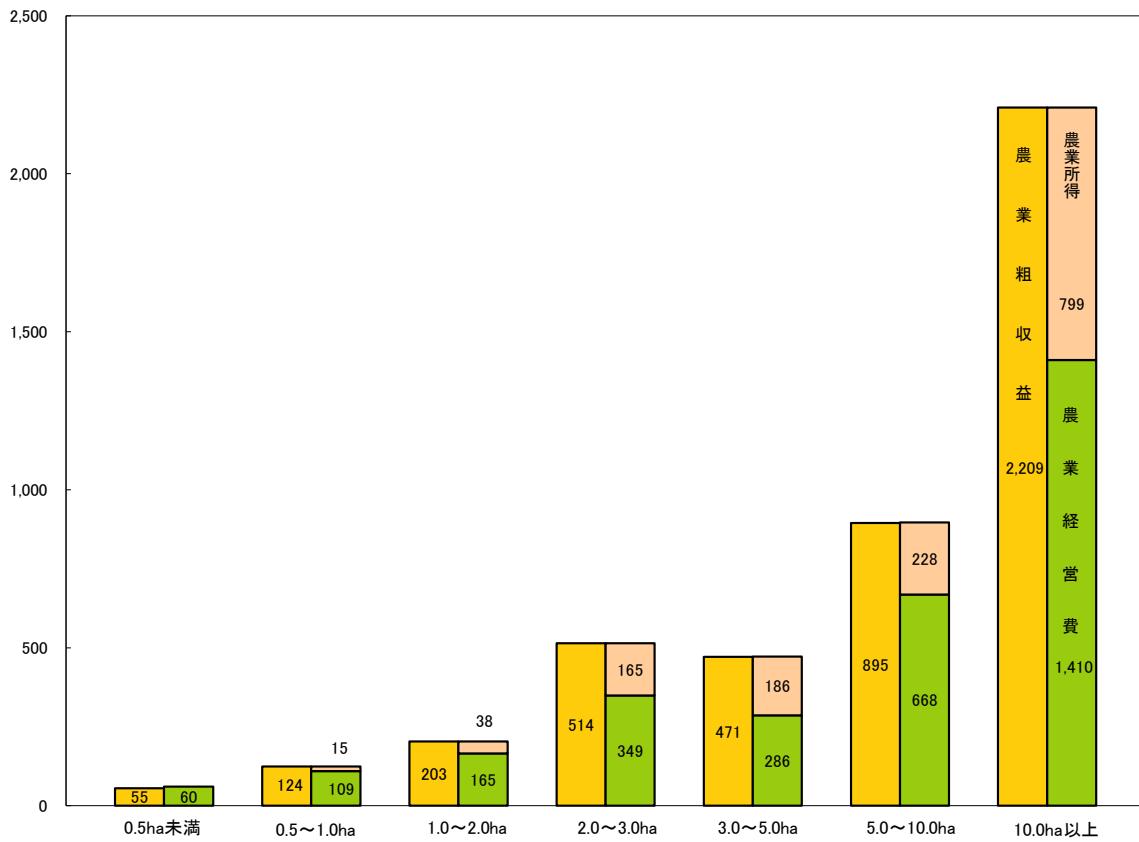
### ウ 水田作経営の農業所得及び収益性

水田作経営の農業所得は28万円で、他の営農類型を大きく下回っているものの、作付規模が大きいほど農業所得が増加し、2.0ha~3.0ha以上では所得が100万円を上回り、5.0ha~10.0haでは228万円、10.0ha以上では799万円となっています(図II-1-4)。

<sup>1</sup> 営農類型別経営統計は、当該営農の販売収入が、他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営に分類し、取りまとめたもの。

図Ⅱ－1－4 中国・四国地域の水田作経営の作付規模別経営概要（2013年）

（万円）



資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計（個別経営）」

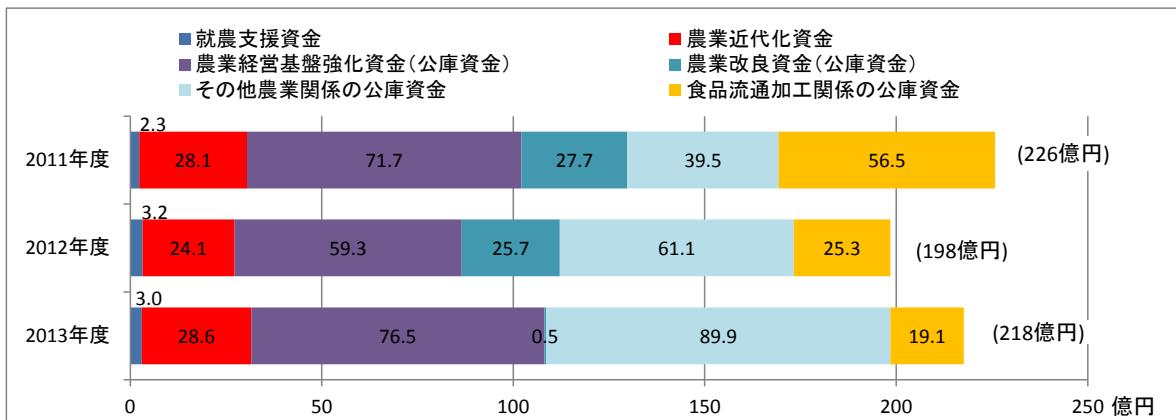
### （3）農業制度金融の動向

平成25（2013）年度の農業関係資金の融資状況は、218億円と前年度に比べて増加

中国・四国地域の農業制度金融の平成25（2013）年度の利用状況は、農業関係資金全体で見ると217億6千万円と前年度に比べ19億1千万円増加（対前年度比110%）しました。各制度資金別にみると、農業近代化資金は28億6千万円で、前年度に比べ4億5千万円増加（同119%）しました。株式会社日本政策金融公庫資金の農業関係資金全体は166億9千万円で、前年度に比べ20億9千万円増加（同114%）しました。そのうち農業経営基盤強化資金は76億5千万円で、前年度に比べ17億3千万円増加（同129%）しました。なお、農業改良資金は5千万円で、前年度に比べ25億2千万円減少（同2%）しましたが、これは、認定農業者が融資の対象から外れたためです。

（図Ⅱ－1－5）

図 II-1-5 中国・四国地域の各制度資金の利用状況



資料：農業近代化資金及び就農支援資金：中国四国農政局調べ  
(株)日本政策金融公庫資金：(株)日本政策金融公庫「業務統計年報」

### ※用語

#### ■農業近代化資金

農協等の融資に、都道府県及び国が利子補給することにより、農機具・農業用施設・長期運転資金を長期・低利で融資する制度資金

#### ■農業改良資金 ((株)日本政策金融公庫資金)

国又は県から各種計画の認定を受けた農業者が農業経営改善を目的として、新たな農業経営部門への進出、新たな生産方式の導入等に取り組む際に必要な資金を無利子で融資する制度資金

#### ■農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) ((株)日本政策金融公庫資金)

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等を対象に、農地、施設・機械等の取得に必要な設備資金、農業経営の改善に必要な長期運転資金などを長期・低利で融資する制度資金

#### ■就農支援資金

国と県で貸付財源を造成し、就農希望者が円滑に就農できるよう、農業実地研修や農業経営を開始する際の機械・施設の導入等に必要な資金を無利子で融資する制度資金

## 2 農業構造（農家・農業労働力）の動向

### 中国・四国地域の販売農家は 21 万 7 千戸

平成 26 (2014) 年 2 月 1 日現在における中国・四国地域の販売農家は 21 万 7 千戸で、前年に比べて 7 千戸 (3.3%) 減少しています。

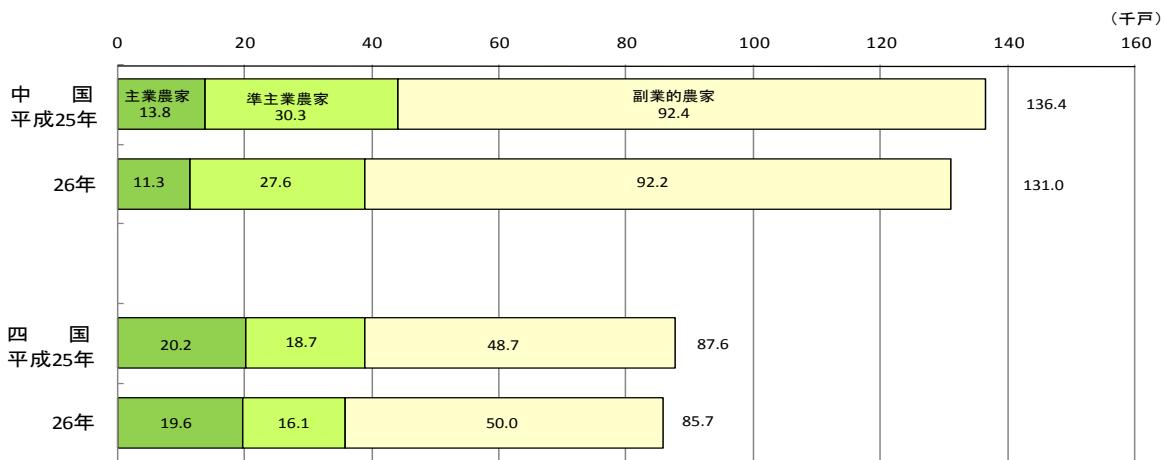
これを地域別にみると、中国地域では 13 万 1 千戸、四国地域では 8 万 6 千戸で、前年と比べて、それぞれ 5 千戸 (4.0%) 、 2 千戸 (2.2%) 減少しています (図 II-1-6)。

中国・四国地域の販売農家について主副業別にみると、主業農家は 3 万 1 千戸で前年と比べて 3 千戸 (9.1%) 、準主業農家は 4 万 4 千戸で 5 千戸 (10.6%) それぞれ減少し、副業的農家は 14 万 2 千戸で 1 千戸 (0.7%) 増加しています。

販売農家に占める割合をみると、主業農家が 14.3% 、準主業農家が 20.2% 、副業的農家が 65.6% となっています。

主業農家の割合を地域別にみると、中国地域が 8.6% 、四国地域は 22.9% で、四国地域の方が高くなっています。

図 II-1-6 販売農家数の推移



資料：平成 25 年、26 年農業構造動態調査

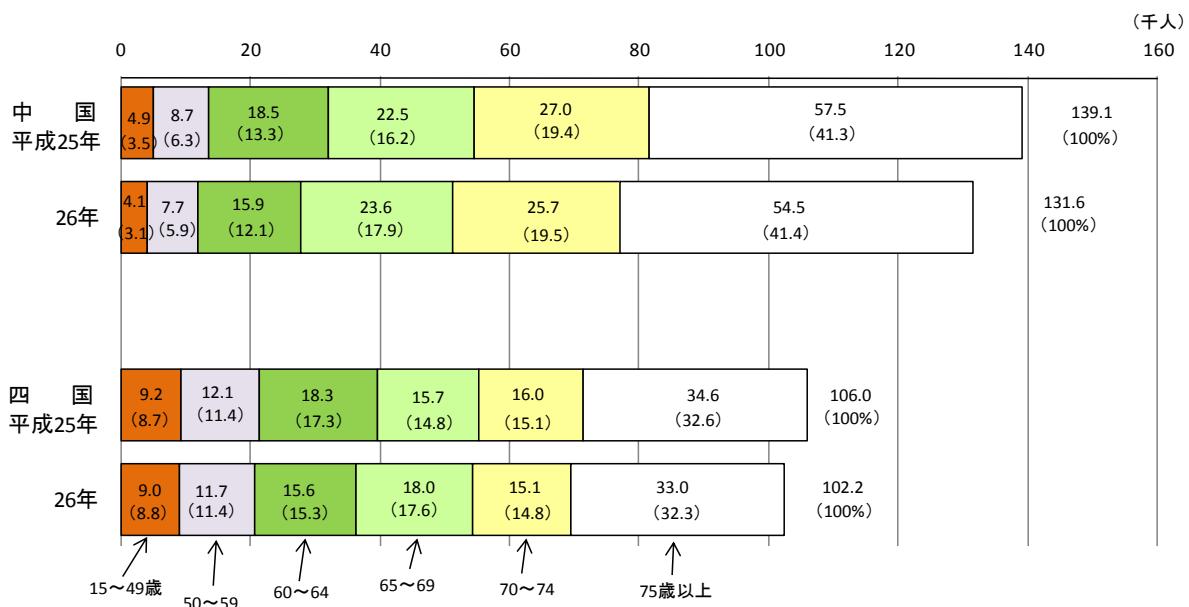
### 中国・四国地域の基幹的農業従事者は 23 万 4 千人

平成 26 (2014) 年 2 月 1 日現在における中国・四国地域の販売農家の基幹的農業従事者数は 23 万 4 千人で、前年に比べると 1 万 1 千人 (4.6%) 減少しています。

基幹的農業従事者<sup>1</sup>を地域別にみると中国地域は 13 万 2 千人で、前年と比べると 8 千人 (5.4%) 減少しています。四国地域は 10 万 2 千人で、4 千人 (3.6%) 減少しています。

年齢階層別にみると中国地域、四国地域とも 75 歳以上の割合が最も高く、高齢化率 (65 歳以上の占める割合) は、中国地域が 78.9% (前年 76.9%) 、四国地域は 64.7% (前年 62.5%) で、四国地域の方が低くなっています (図 II-1-7)。

図 II-1-7 販売農家の年齢別基幹的農業従事者数及び割合



資料：平成 25 年、26 年農業構造動態調査

<sup>1</sup> 基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員 (農業就業人口) のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事 (農業)」である者。

### 3 2014年の中国・四国管内の気象概況と農業生産への影響

#### (1) 気象概況

##### 7月以降相次ぐ台風等の影響により四国を中心に大雨

中国・四国地方では、1月から3月にかけて天気が周期的に変わり、寒暖を繰り返しました。

4月上旬から中旬にかけては、夜間の晴天に伴う放射冷却現象の影響により、中国地方を中心に農産物への降霜被害が発生しました。

6月上旬には、梅雨前線や低気圧の影響により、高知県を中心に大雨となり農産物等への被害が発生しました。

7月8日から11日にかけては、台風第8号及び周辺の湿った南風の影響により大雨となり、局地的に猛烈な雨や竜巻とみられる突風により、四国地方で農畜産物等への被害が発生しました。

8月上旬には、台風第12号の影響及び台風第11号の高知県への上陸により、各地で暴風や大雨等による農畜産物等への被害が発生し、特に四国地方では降り始めからの雨量が1,000mmを越える記録的な雨量を観測した地点もあり、高知県や徳島県を中心に大きな被害が発生しました。また、8月19日夜から20日明け方にかけて、広島市で猛烈な雨による土砂災害が発生し、74名もの犠牲者を出すとともに、農産物等への被害も発生しました。これら相次ぐ台風や前線の影響により、8月から9月上旬は各地で日照不足となり、農作物の生育に影響が出ました。

9月中旬以降、日照不足は解消していきましたが、10月上旬には台風第18号が接近し、13日には第19号が高知県に上陸し、四国地方を中心に農畜産物等への被害が発生しました。

12月に入ると強い寒気の影響で冬型の気圧配置となる日が多く、大雪による農畜産物等への被害が中国及び四国地方の山間部を中心に発生しました。

中国四国農政局では、次の文書を各県に対して発出し、注意喚起を行いました。

- ・3月12日 融雪等に伴う農産物等の被害防止技術対策に係る留意事項について
- ・6月13日 今後の気象状況の推移に伴う農作物被害の防止に向けた注意喚起について（エルニーニョ関係）
- ・6月17日 台風7号の接近及び通過に伴う農作物等の被害の防止に向けた技術指導の徹底について
- ・7月7日 夏台風の接近及び通過に伴う農作物等の被害の防止に向けた技術指導の徹底について
- ・7月8日 夏季の熱中症対策について
- ・8月4日 大雨後及び台風11号の接近に伴う農作物の栽培管理に向けた技術指導等の徹底について
- ・8月8日 台風11号の接近及び通過時におけるほ場の見回りに対する注意喚起の徹底について
- ・8月28日 日照不足及び長雨に対する農作物等の技術指導等の徹底について
- ・9月19日 秋台風の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について
- ・10月9日 台風第19号による農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について
- ・12月12日 積雪及び寒害に伴う果樹等の被害防止に向けた技術指導の徹底について
- ・12月25日 大雪時におけるパイプハウスの被害防止のための注意喚起について

## (2) 被害の状況

### ア 農作物の被害状況

#### 2014年は4月の降霜、6月～12月の豪雨、台風、風雪により農作物に被害が発生 (2014年4月の霜による被害)

平成26(2014)年4月上旬から中旬にかけて、真冬並みの寒気が流れ込んだことや放射冷却の影響で氷点下を記録しました。このため、鳥取県及び愛媛県で果樹に新芽の枯死等の被害が発生しました。

#### (6月上旬の大雨による被害)

6月4日から5日にかけて、九州西岸にあった前線を伴う動きの遅い低気圧の影響で、高知県西部の沿岸部を中心に大雨となりました。このため、高知県で水稻や野菜に冠水の被害が発生しました。

#### (台風第8号による被害)

台風第8号は7月10日に、鹿児島県阿久根市付近に上陸後、四国沖を東進し四国地方では大雨となりました。このため、徳島県で野菜に倒伏や茎葉損傷、愛媛県で果樹に園地の流失や土砂流入の被害が発生しました。

#### (8月上旬の大雨及び台風第11号による被害)

8月1日から5日にかけて、東シナ海を北上した台風第12号の影響により四国地方で断続的に大雨となりました。また、台風第11号は8月10日に、高知県安芸市付近に上陸し四国を縦断しました。このため、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県で水稻に倒伏、浸水や冠水、果樹に落果や茎葉損傷、岡山県、徳島県、香川県及び高知県で野菜に浸水、冠水、倒伏や茎葉損傷、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県で花きに浸水や冠水の被害が発生しました。

#### (8月20日の広島市内における大雨による被害)

日本海の前線に豊後水道付近からの暖かく湿った空気が流れ込み、局地的に積乱雲が発生し大雨となりました。このため、広島県で水稻、かんしょ及び野菜に土砂流入や埋没の被害が発生しました。

#### (台風第18号による被害)

台風第18号は10月6日に、四国沖を北東へ進み静岡県浜松市付近に上陸しました。このため、岡山県で局地風である「広戸風」が発生し、水稻に倒伏、黒大豆及びそばに倒伏や茎葉損傷、野菜に茎葉損傷の被害が発生しました。

#### (台風第19号による被害)

台風第19号は10月13日に、鹿児島県に上陸した後、高知県宿毛市付近に再上陸し四

国を縦断しました。このため、徳島県、香川県及び高知県で水稻に倒伏、岡山県及び香川県で大豆に倒伏や茎葉損傷、岡山県、徳島県、香川県及び高知県で野菜に倒伏や茎葉損傷、香川県及び高知県で果樹に傷果、香川県で工芸作物に倒伏や落果の被害が発生しました。

### (12月中旬の風雪及び積雪による被害)

12月17日に四国地方の上空に強い寒気が流れ込み、暴風雪の発生や積雪がありました。このため、愛媛県で果樹に暴風雪による果皮障害、傷果や落果、高知県で野菜に積雪による茎葉損傷の被害が発生しました。

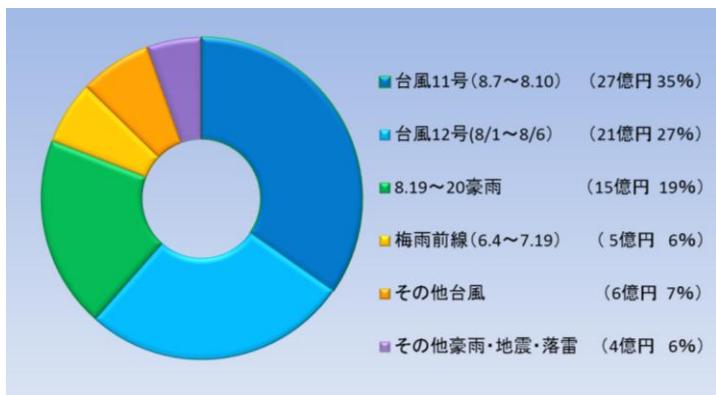
### イ 農地・農業用施設等の被害状況

中国・四国地域では、平成26（2014）年に発生した複数の豪雨により、農地・農業用施設の被害は4,025か所、被害額約77億円に上りました。この被害は、最近10か年平均（約102億円）の約75%となっていますが、台風や豪雨などにより今までの観測記録を更新する総降水量や時間雨量に起因したことが特徴でした。

特に、8月に発生した台風12号・台風11号及び8月19日～20日豪雨では、農地・用排水路施設への土砂流入、ため池の決壊、地すべり、道路や農地の法面の大規模崩壊など甚大な被害が発生しました。これら豪雨による被害は被害額全体の約81%を占めています（図II-1-8）。

また、中国・四国地域における平成26（2014）年の被害状況（被害額及び被害か所）は、農地は約28億円（2,278か所）、農業用施設は約46億円（1,738か所）、農村生活環境施設が1.5億円（5か所）、海岸保全施設等が0.8億円（4か所）となっています（表II-1-2）。

図II-1-8 平成26年災害の発生割合



資料：中国四国農政局調べ



ため池の決壊 (6.6 梅雨前線・高知県四万十町)

表II-1-2 平成26年災害 各県の農地・農業用施設等の被害

(単位:か所, 百万円)

県名	農地		施設		集排、海岸保全等		合計	
	か所数	被害額	か所数	被害額	か所数	被害額	か所数	被害額
鳥取	46	81	55	114	0	0	101	195
島根	53	62	66	98	0	0	119	160
岡山	146	127	44	45	0	0	190	172
広島	770	1,185	441	1,321	0	0	1,211	2,506
山口	49	36	47	69	0	0	96	105
徳島	135	259	132	411	4	144	271	814
香川	129	163	75	249	2	15	206	427
愛媛	47	68	55	147	0	0	102	215
高知	903	847	823	2,186	3	69	1,729	3,102
合計	2,278	2,828	1,738	4,640	9	228	4,025	7,696

資料:中国四国農政局調べ

#### 4 品目別農業の動向

##### (1) 水稲

###### ア 生産状況

###### (作付面積及び収穫量)

###### 作付面積は3,700ha 減少、収穫量は4万7,500t 減少

中国・四国地域の平成26(2014)年産水稻の作付面積(子実用)は16万7,900haで、前年産に比べて3,700ha減少しました。

また、収穫量は81万3,100tで、前年産に比べて4万7,500t減少しました。地域別では、中国地域は55万6,900tで、前年産に比べて3万700t(前年産対比約5%)減少し、四国地域は25万6,200tで前年産に比べて1万6,800t(同約6%)減少しています(表II-1-3)。

表II-1-3 平成26年産水稻の県別収穫量及び作柄

	作付面積 (ha)	10a当たり 収量(kg)	収穫量 (t)	作況指数
鳥取県	13,600	498	67,700	97
島根県	18,600	503	93,600	99
岡山県	32,600	493	160,700	94
広島県	25,600	497	127,200	95
山口県	22,300	483	107,700	96
中国計	112,600	495	556,900	96
徳島県	13,200	452	59,700	95
香川県	14,400	468	67,400	94
愛媛県	15,000	490	73,500	98
高知県	12,700	438	55,600	95
四国計	55,300	463	256,200	96
中国四国計	167,900	484	813,100	96

資料:農林水産省統計公表データ

## (10a当たり収量及び作柄)

### 作況指数は 96

中国・四国地域の平成 26 (2014) 年産水稻の 10a 当たり収量は 484kg (作況指数 96) となっています。中国地域、四国地域ともに、天候不順による低温・日照不足、台風及び突発的な豪雨の影響を受け、全県で作況指数が 100 を下回りました。

作柄は、中国地域のうち早場地帯では梅雨明け後の 7 月中旬から 7 月下旬にかけて高温・多照で経過したことから、全もみ数が鳥取県でやや多く、島根県で多くなりました。遅場地帯の全もみ数は、岡山県及び広島県で平年並み、山口県でやや少なくなりました。登熟は、山口県でもみ数がやや少ないとによる補償作用で平年並みとなつたものの、その他の県では 8 月の記録的な日照不足の影響やいもち病等の病虫害の発生により不良ないしやや不良となりました。

四国地域では、早期栽培で全もみ数が徳島県で平年並み、高知県でやや少なくなりました。登熟は、徳島県で 8 月の日照不足の影響によりやや不良となりましたが、出穂の早かった高知県ではやや良となりました。遅場地帯では、全もみ数が愛媛県で平年並み、徳島県及び香川県でやや少なくなり、高知県では少なくなりました。登熟は、8 月の記録的な日照不足の影響やいもち病等の病虫害の発生によりやや不良ないし平年並みとなりました。

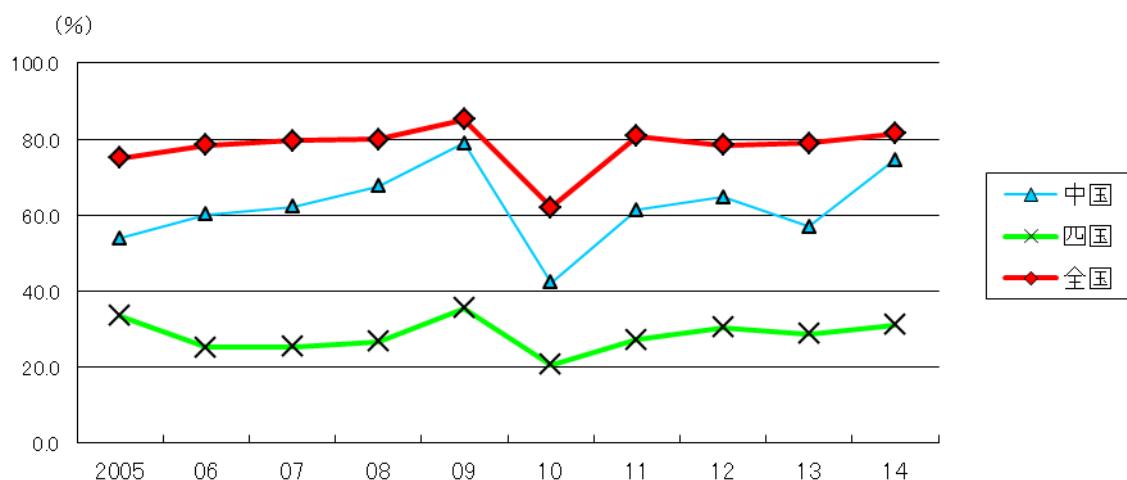
## (品質)

### 1 等比率は前年対比 14.8% ポイント増加

全国の平成 26 (2014) 年産水稻うるち玄米の 1 等比率は、81.5% で前年産に比べ 2.5 ポイント増加しています。中国地域では 74.6% で前年産に比べ 17.6 ポイント増加、四国地域では 31.0% と前年産に比べ 2.4 ポイント増加しています (図 II-1-9)。

主な要因は、夏場が寡照・低温で推移したため、乳白米や心白米の発生が少なかつたことです。

図 II-1-9 水稻うるち玄米の年産別 1 等米比率の推移



資料：農林水産省公表データ

平成 26 (2014) 年産水稻うるち玄米は平成 26 (2014) 年 12 月末現在の速報値

## (被害)

### 被害量は29%増加

中国・四国地域の平成26（2014）年産水稻の被害量は10万4,700tで、前年産に比べ2万3,600t（前年産対比29%増）増加しています。

主な要因は、気象被害（日照不足、風水害）であり、被害総量に占める割合が58%となりました。次いで病害（いもち病、紋枯病）で、被害総量に占める割合が28%となりました。

## イ 生産費

### 全算入生産費は前年に比べて減少

平成25（2013）年産米の10a当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という。）は、中国地域で15万6,888円、四国地域で16万8,005円であり、前年産に比べてそれぞれ8.2%、5.3%減少しています。都府県と比較すると、2割近く高くなっています。全算入生産費の内訳をみると、農機具費及び労働費が都府県と比べ1.2～1.7倍と高くなっています（表II-1-4）。

表II-1-4 平成25（2013）年産米生産費（10a当たり）

単位：円

	物財費	うち農機具費	労働費	全算入生産費	平成24年産
中 国 (中国/都府県)	92,074 (1.1)	33,130 (1.4)	50,566 (1.4)	156,888 (1.2)	170,915 (1.2)
四 国 (四国/都府県)	104,202 (1.3)	40,128 (1.7)	44,539 (1.2)	168,005 (1.2)	177,493 (1.2)
都 府 県	80,067	24,200	36,338	135,808	143,305

資料：中国四国農政局「平成25年産米生産費」

## （2）麦

### ア 生産状況

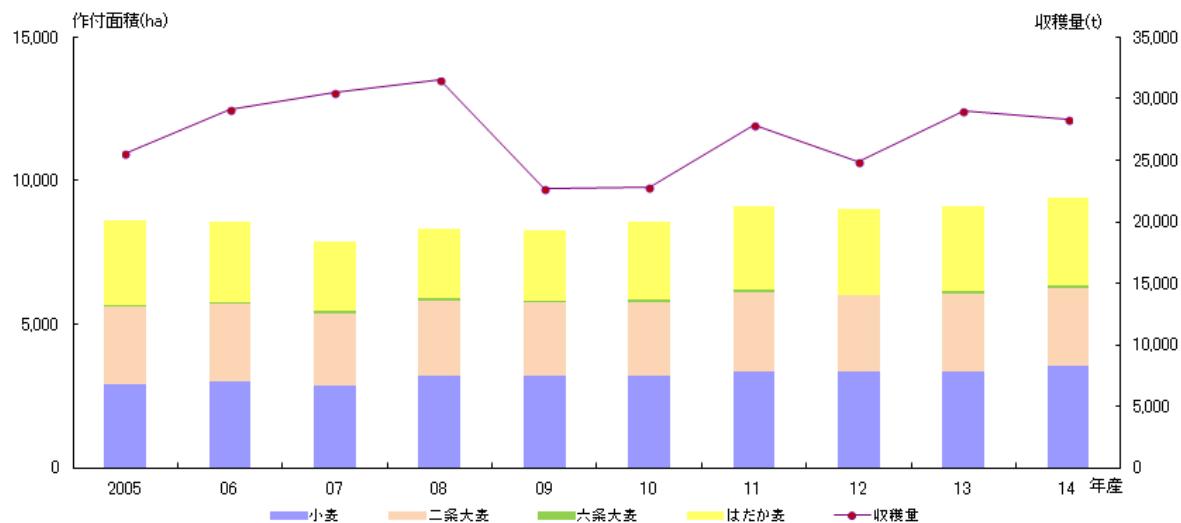
#### 4麦の作付面積は前年に比べ290ha増加、収穫量は前年産に比べ700t減少

中国・四国地域における平成26（2014）年産の4麦の作付面積は9,370haと前年産に比べ290ha（前年比103.2%）増加しました。麦種別にみると、小麦は3,510ha（同104.5%）、二条大麦は2,750ha（同103%）、六条大麦は85ha（同90.4%）、はだか麦は3,030ha（同102.7%）となりました。

また、平成26（2014）年産の4麦の収穫量は、2万8,300tと前年産に比べて700

t（前年比 97.6%）減少しました。麦種別にみると、小麦は 10,500 t（同 98.1%）、二条大麦は 9,370 t（同 102.2%）、六条大麦は 184 t（同 91.1%）、はだか麦は 8,220 t（同 92.3%）となりました（図 II-1-10）。

図 II-1-10 4麦の生産動向（中国・四国地域）



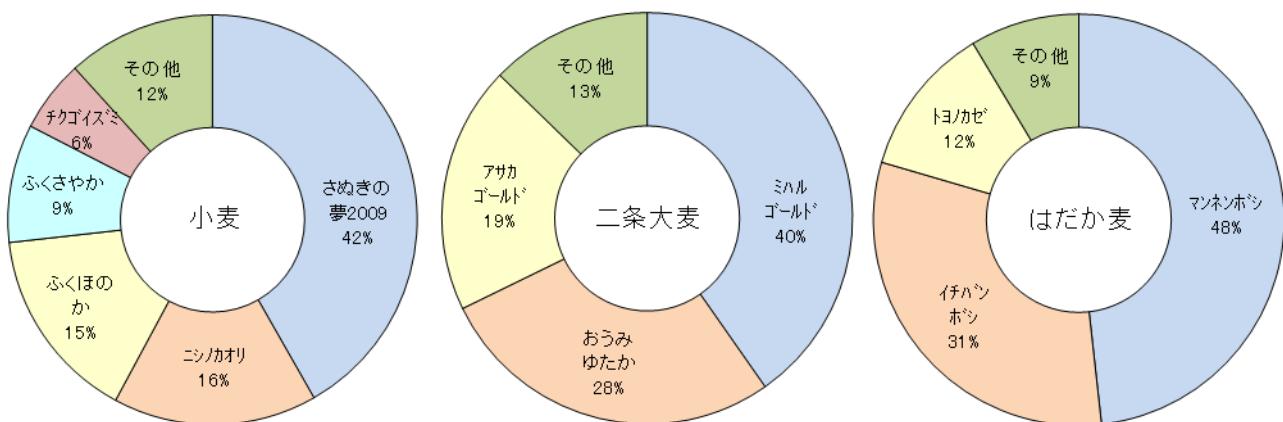
資料：農林水産省大臣官房統計部「作物統計」

2012 年産六条大麦は秘匿のため非表示。

品種別の作付面積の割合は、小麦では「さぬきの夢 2009」が 42%、次いで「ニシノカオリ」が 16%、「ふくほのか」が 15%となりました。二条大麦では、「ミハルゴールド」が 40%、「おうみゆたか」が 28%、「アサカゴールド」が 19%となりました。はだか麦では「マンネンボシ」が 48%、「イチバンボシ」が 31%となりました（図 II-1-11）。

中国・四国地域では、既存品種から新品種や優良品種に切り替えるべく検討が進められており、平成 26（2014）年産においては、鳥取県の二条大麦「アサカゴールド」を「しゅんれい」に、岡山県の小麦「シラサギコムギ」を「ふくほのか」に全面切り替えました。

図 II-1-11 主要品種の作付割合（中国・四国地域）（平成 26（2014）年産）



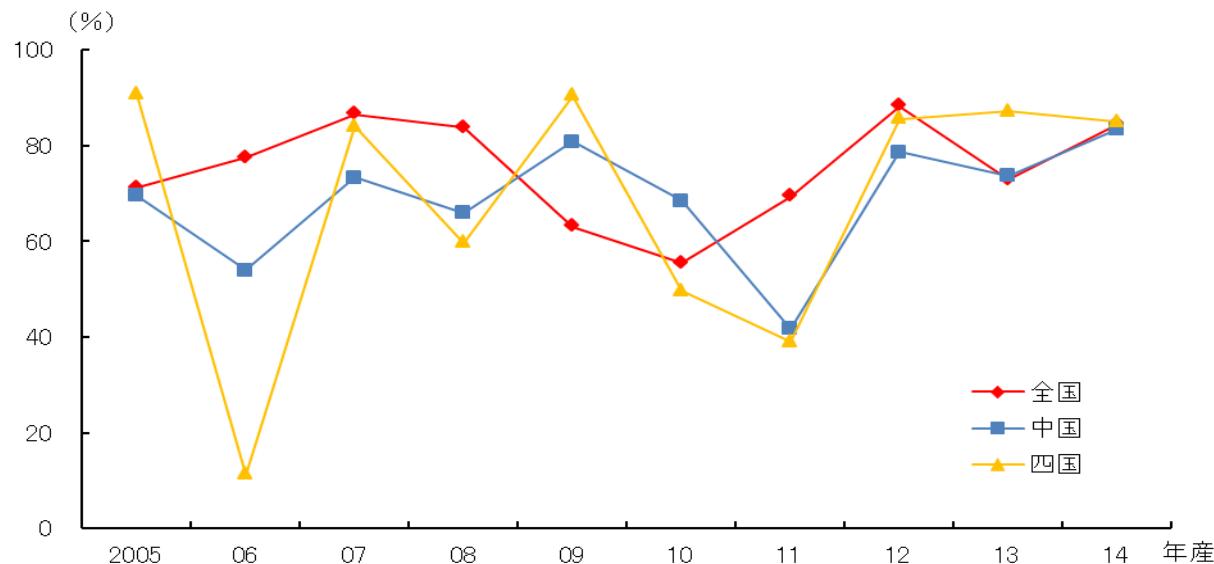
資料：農林水産省生産局調べ

## イ 品質

### 1等比率は、小麦と二条大麦が前年産より増加

中国・四国地域における平成26（2014）年産の1等比率は、収穫期の天候に恵まれたことから、小麦と二条大麦で前年産よりも増加しました。麦種別にみると、小麦は83.4%（前年産81.7%）、二条大麦は85.2%（同85.0%）、はだか麦は79.0%（同85.6%）となっています（図II-1-12）。

図II-1-12 小麦の1等比率の推移（中国・四国地域）



資料：全国値は、農林水産省生産局調べ

中国地域及び四国地域は、中国四国農政局調べ

## （3）大豆

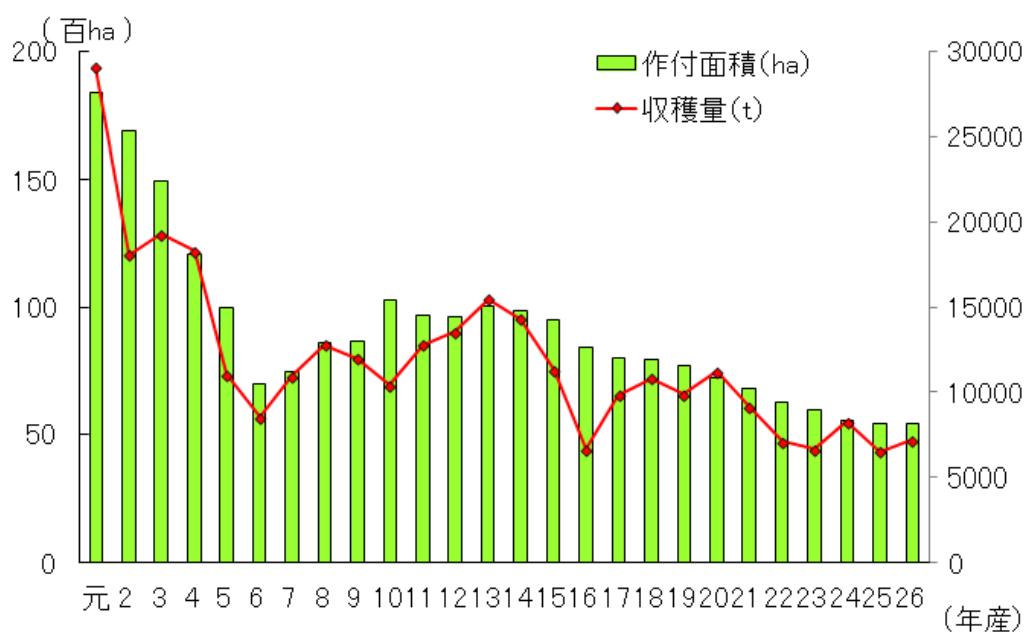
### ア 生産状況

#### 作付面積は前年並み、収穫量は前年産に比べ減少

中国・四国地域における平成26（2014）年産大豆の作付面積は、5,420ha（前年比100%）と前年同数となっています（図II-1-13）。

平成26（2014）年産の生育は、開花期の低温、日照不足等の影響による生育の抑制はあったものの、作柄が悪かった前年産に比べ、着さや数、登熟ともおおむね平年並みを確保したことで、10a当たり収量は前年の119kgから132kgと増加し、収穫量も7,160t（対前年比111%）と前年に比べ700t増加しています。

図 II-1-13 大豆の生産動向（中国・四国地域）

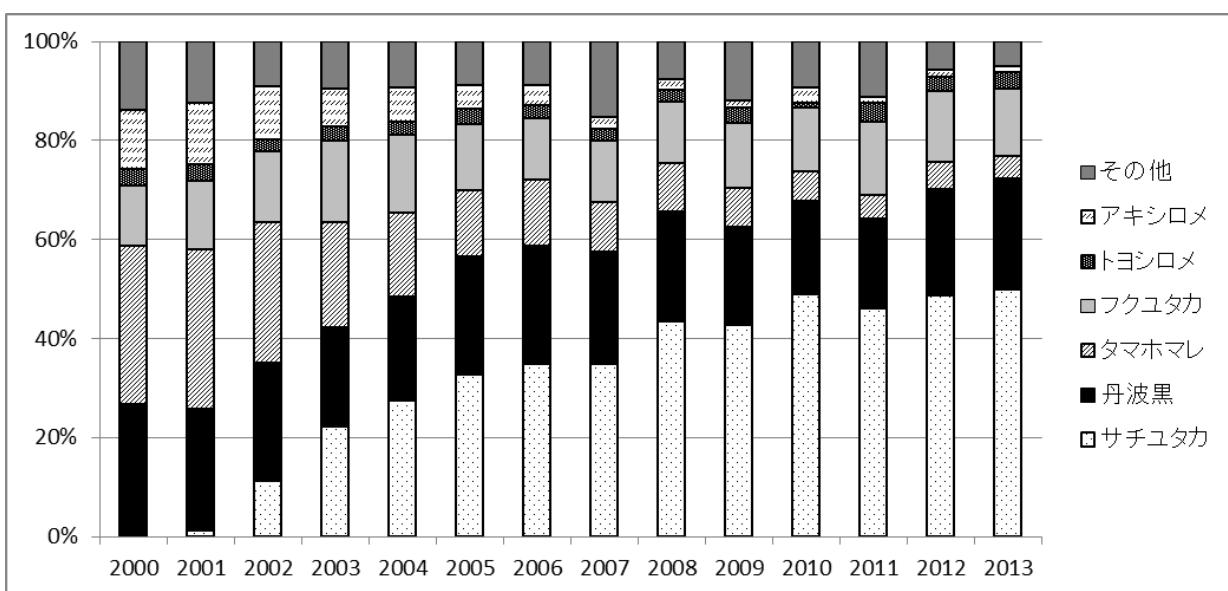


資料：農林水産省「作物統計」

また、品種別の割合は、平成 25（2013）年産の上位 5 品種で「サチユタカ」49.8%、「丹波黒（黒大豆）」22.4%、「フクユタカ」13.6%、「タマホマレ」4.7%、「トヨシロメ」3.3% となっています。

平成 13（2001）年に育成された「サチユタカ」の作付け割合は、ここ 10 年間変わらず第 1 位となっていますが、一部の地域では、近年の温暖化による気象変動や、中山間地に適し、実需者ニーズにも応じた新品種（あきまろ、はつさやか）の生産が行われています。（図 II-1-14）。

図 II-1-14 大豆の品種別作付面積の推移（中国・四国地域）



資料：農林水産省生産局調べ

## イ 生産振興の取組

### 大豆産地の強化に向け、関係機関と連携した取組を実施

中国・四国地域における大豆生産は、10a当たり収量、上位等級比率ともに全国平均に比べ低いため、生産性の向上を図ることが重要な課題となっています。このため、中国四国農政局では、（独）農業・食品産業技術総合研究機構が開発した「大豆300A技術（10アール当たり収量300kg、かつ1・2等比率の向上）」等の技術普及を目的として、県、（独）農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター等と連携し各種の取組を行っています。

### 近畿・中国四国地域における大豆に係る新品種の開発・活用に関する連携研究会を開催

平成26（2014）年10月7日、中国四国農政局において、生産、実需、試験研究の各段階でのニーズ、問題等を共有し、大豆の安定生産に向けた供給体制を構築するための研究会を開催しました。

国産大豆の生産・実需が結びついた取組事例の紹介、生産・実需・試験研究・行政機関の参加者間において、意見交換が活発に行われました。



連携研究会

### 中国四国農政局ホームページ「中国四国の大豆」

<http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/daizu/index.html>

## （4）野菜

### ア 中国・四国地域の主要野菜

#### 自然・立地条件を活用した多様な野菜を生産

中国・四国地域では、自然・立地条件を活用した多様な野菜生産が行われています。平地では、冬期の温暖な気候を活かし、冬・春レタス、春夏にんじんがトンネルやマルチ栽培で、冬春なす、冬春ピーマン、冬春きゅうりがハウス栽培で生産されています。一方、夏期が冷涼な中山間地では、夏秋トマト、夏秋きゅうりが雨よけのハウス栽培で、夏だいこんがマルチ栽培で生産されています。また、果実的野菜であるいちごやメロンがハウス栽培で、すいかがトンネル栽培を中心に生産されています。

平成25（2013）年の中国・四国地域における主な野菜の産出額は、①広島県、愛媛県及び高知県を中心としたトマト（161億円）、②鳥取県、広島県及び高知県を中心としたねぎ（160億円）、③高知県、岡山県及び徳島県を中心としたなす（159億円）、④高知県、愛媛県及び徳島県を中心としたきゅうり（142億円）、⑤香川県、徳島県及び愛媛県を中心としたいちご（120億円）、並びに⑥徳島県及び高知県を中心としたかんしょ（106億円）が、それぞれ100億円以上となっています。

## イ 野菜生産の動向

### 作付面積は近年減少傾向

近年、野菜の作付面積は全国的に減少傾向にあり、平成 25（2013）年の中国・四国地域における作付面積は、4万7,700haと前年に比べて600ha（1.2%）減少しました（表II-1-5）。

表II-1-5 野菜の作付面積の推移

（位：ha、%）

	2008年	09	10	11	12	13	対前年比	対08年比
全国	554,400	551,800	547,900	541,400	539,100	533,100	99%	96%
中国・四国	50,000	49,300	48,800	48,800	48,300	47,700	99%	95%
鳥取県	4,810	4,870	4,940	4,950	4,900	4,980	102%	104%
島根県	3,230	3,200	3,270	3,300	3,300	3,290	100%	102%
岡山県	5,760	5,610	5,720	5,740	5,750	5,730	100%	99%
広島県	7,000	6,970	6,740	6,830	6,820	6,700	98%	96%
山口県	5,560	5,460	5,400	5,340	5,250	5,060	96%	91%
徳島県	7,510	7,400	7,340	7,270	7,030	6,920	98%	92%
香川県	5,610	5,600	5,330	5,320	5,330	5,170	97%	92%
愛媛県	5,570	5,310	5,140	5,090	5,080	5,140	101%	92%
高知県	4,910	4,930	4,950	4,950	4,840	4,690	97%	96%

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

### 地域農業の重要な地位を占めるものの、産出額は前年より微減

中国・四国地域における平成 25（2013）年の野菜の産出額は、2,146 億円と前年に比べ 12 億円（0.6%）減少しました。

農業産出額に占める野菜の産出額の割合は、中国・四国地域としては、近年 25~26 %程度で推移していますが、平成 25（2013）年の県別割合をみると、高知県では 58.1 %と過半を超えて全国 1 位となっています。次いで徳島県 37.4%、香川県 30.0%、鳥取県 28.0% の順に高く、野菜生産は中国・四国地域の農業において重要な地位を占めています（表II-1-6）。

表II-1-6 野菜の産出額の推移

（位：億円、%）

県名	野菜の産出額				農業産出額に占める割合					対前年比 (13/12)	
	2009年	10	11	12	13	2009年	10	11	12	13	
全国	20,850	22,485	21,343	21,896	22,533	25.1	27.2	25.6	25.4	26.3	103%
中国・四国	2,067	2,122	2,086	2,157	2,146	25.5	26.3	25.0	25.3	25.9	99%
鳥取県	185	198	185	191	190	28.1	29.8	27.4	27.9	28.0	99%
島根県	86	88	89	91	94	14.8	15.9	14.9	14.6	15.5	103%
岡山県	175	194	193	197	196	14.0	15.6	14.9	14.9	15.6	99%
広島県	168	187	181	184	190	16.5	18.3	16.9	16.2	16.9	103%
山口県	120	132	130	133	130	18.0	20.6	18.9	19.1	19.8	98%
徳島県	361	366	352	378	368	36.1	36.5	35.1	35.9	37.4	97%
香川県	237	224	232	252	228	31.4	30.0	29.6	31.3	30.0	90%
愛媛県	182	194	184	176	205	14.9	15.4	14.5	14.3	15.9	116%
高知県	551	540	540	555	545	57.2	58.1	56.4	57.3	58.1	98%

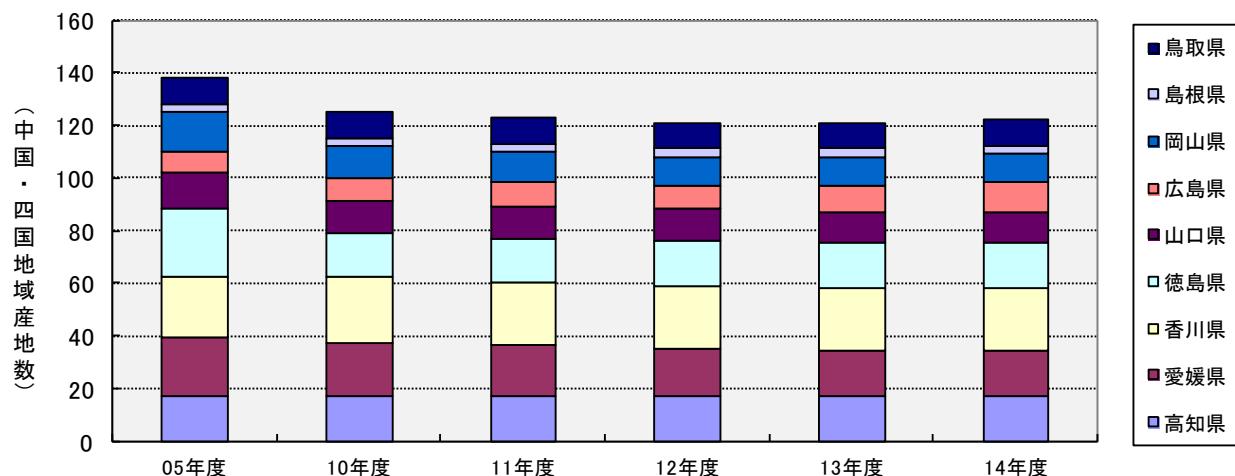
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

## ウ 野菜指定産地の動向

### 野菜指定産地数はほぼ横ばい

野菜指定産地<sup>1</sup>数は、近年、全国的には横ばいないしはやや減少傾向にあり、中国・四国地域における平成26（2014）年度末現在の産地数は122とほぼ横ばいで推移しています（図II-1-15）。また、平成26（2014）年度の全国の野菜指定産地数に占める中国・四国地域の割合は、13.1%となっています。

図II-1-15 野菜指定産地数の推移



区分\年度	2005年度	10	11	12	13	14
全国の産地数	1,013	939	928	924	921	930
中国四国の産地数	138	125	123	121	121	122
中国四国の割合	13.6%	13.3%	13.3%	13.1%	13.1%	13.1%

資料：農林水産省生産局調べ

## エ 野菜の構造改革の推進

### 野菜産地では産地強化計画を策定し、産地基盤の脆弱化に対する取組を推進

野菜産地では、担い手の高齢化や後継者不足が進行しており、さらには近年の猛暑や局地的豪雨等の異常気象の発生と相まって、生産面での脆弱化が進んでいます。一方、需要面では、加工・業務用野菜に対する消費者・実需者ニーズが高まっていますが、輸入野菜のシェアは依然として高い傾向にあります

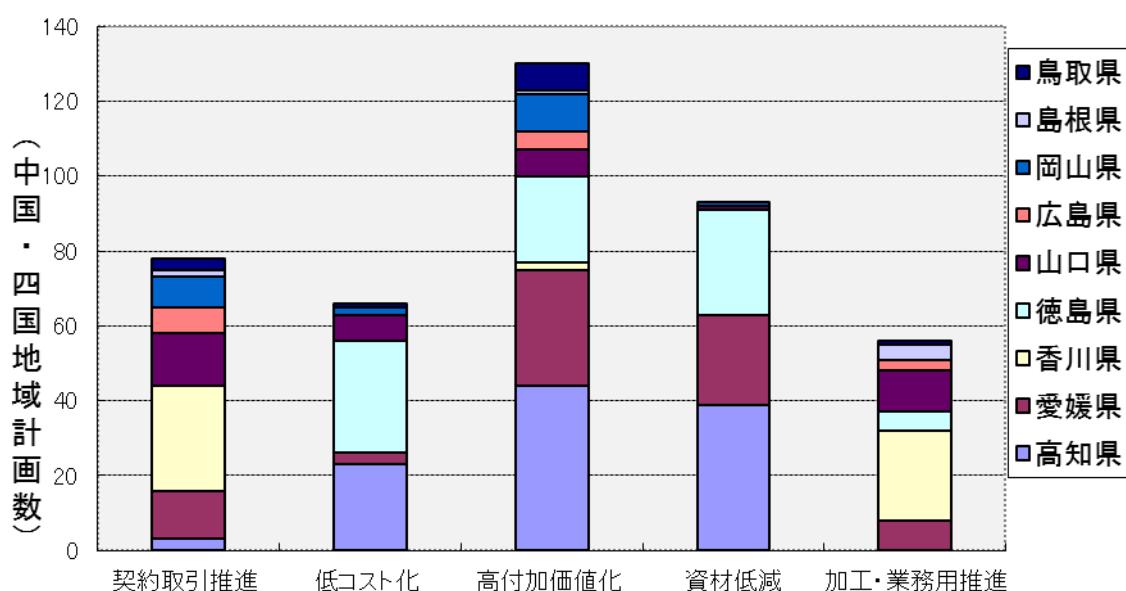
このような状況を踏まえ、将来においても安定的な野菜の生産及び供給を確保する

<sup>1</sup> 指定野菜（消費量が相対的に多く、国民生活上その価格の安定を図ることが極めて重要な野菜で、だいこん・にんじん・さといも・はくさい・キャベツ・ほうれんそう・ねぎ・たまねぎ・レタス・なす・トマト・きゅうり・ピーマン・ばれいしょの14品目）について、機械化・団地化等により生産、出荷の近代化を計画的に進め、その価格安定を図るため、集団産地として育成していく必要があると認められる産地を、県知事からの申し出を受け農林水産大臣が指定するもの。

ため、農林水産省では、生産の低コスト化、高付加価値化及び加工・業務用需要への対応の強化など、産地ごとの目標を定めた「産地強化計画」の策定を推進しています。

平成 27（2015）年 3 月末現在の中国・四国地域における産地強化計画策定数は 314 計画（5 戰略タイプ 423 計画<sup>1</sup>）あり、戦略タイプ別の内訳をみると、高付加価値化タイプが 31% を占め、次いで資材低減タイプが 22%、契約取引推進タイプが 18%、低コスト化タイプが 16%、加工・業務用推進タイプが 13% となっています（図 II-1-16）。

図 II-1-16 野菜の産地強化計画の戦略タイプ別策定産地数



資料：農林水産省生産局調べ（2015 年 3 月末日現在）

## オ 中国・四国地域産野菜の出荷量

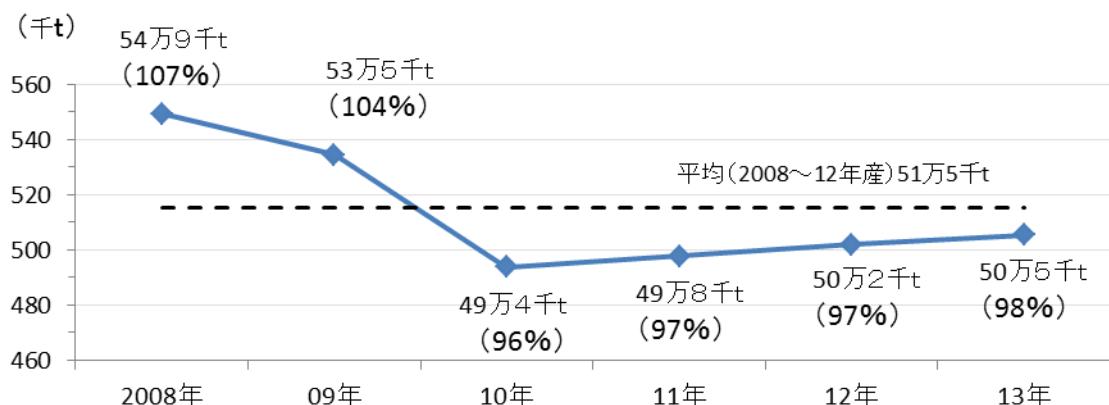
### 指定野菜の出荷量は前年より 4 千 t 増加

中国・四国地域における平成 25（2013）年産指定野菜（14 品目）の出荷量は、50 万 6 千 t（前年比 101%、平年（平成 20～24（2008～12）年産平均）比 98%）となりました（図 II-1-17）。

品目別の出荷量では、さといも（前年比 120%）、なす（同 107%）、たまねぎ（同 105%）等 6 品目が前年を上回り、だいこん（同 95%）、ねぎ（同 95%）、ほうれんそう（同 96%）等 5 品目が前年を下回っています。

<sup>1</sup> 産地強化計画は、1 計画で 2 つ以上の戦略タイプを策定している産地があるため、産地強化計画策定数と戦略タイプ数は一致しない。

図 II-1-17 指定野菜の出荷量の動向（中国・四国地域）



資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

注：14品目計の計算において、2008年、09年及び11年のレタス並びに12年のレタス及びピーマンについては、中国・四国地域内の主産県計の数値を用いた。

## 力 広島市中央卸売市場の入荷量及び卸売価格

### 指定野菜の入荷量は前年より約3千t増加

中国・四国地域の主要市場である広島市中央卸売市場の平成26（2014）年の指定野菜の入荷量は、12万tと前年より約3千t増加し、ほぼ平年（平成21～25（2009～13）年平均、11万9千t）並みとなりました（表II-1-7）。

表II-1-7 広島市中央卸売市場の入荷量（指定野菜）

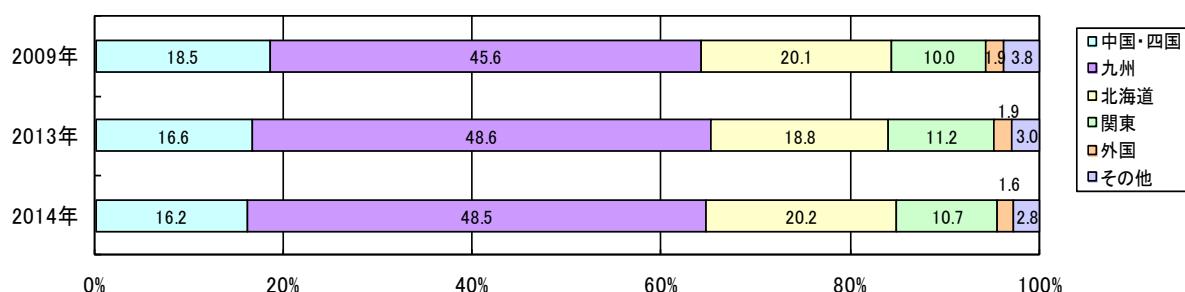
（単位：千t）

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014
入荷量	122	119	118	118	117	120

資料：広島市中央卸売市場「市場月報」

入荷先を地域別にみると、九州地域からの入荷量が5万8千tでシェアは48.5%を占め、中国・四国地域からの入荷量は1万9千tでシェアは16.2%となっています（図II-1-18）。

図II-1-18 広島市中央卸売市場における指定野菜の地域別入荷割合



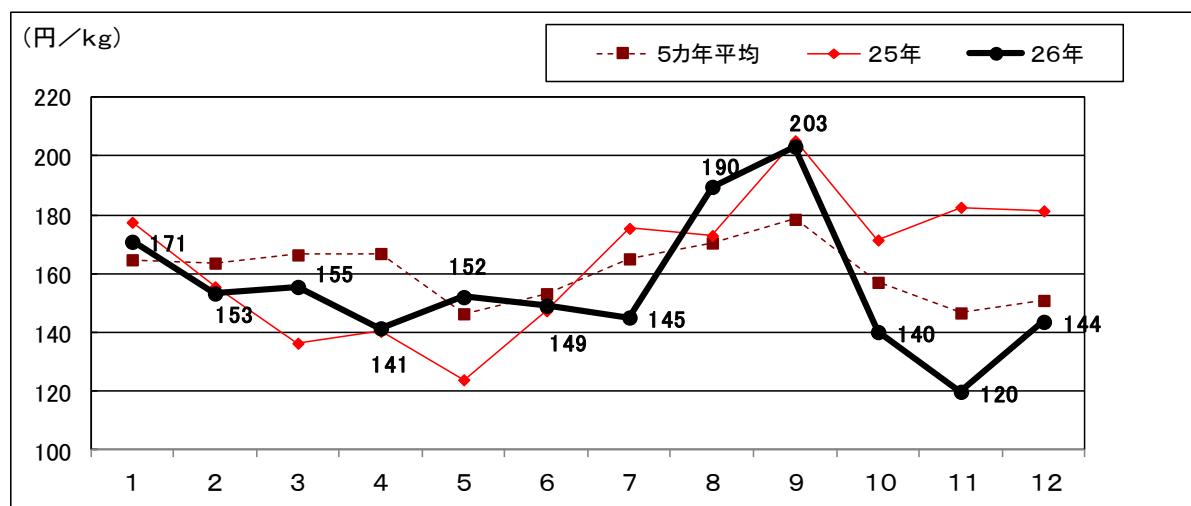
資料：広島市中央卸売市場「市場月報」

### 卸売価格は天候不順等により不安定な動き

広島市中央卸売市場における平成 26 (2014) 年の指定野菜の平均卸売価格 (1 kg 当たり) は 154 円で、前年 (162 円) 及び平年 (平成 21~25 (2009~13) 年平均、160 円) を下回りました。

卸売価格の推移をみると、2 月は関東地域の降雪等の影響がみられたものの入荷量は平年並みで、6 月までの価格は平年を下回る水準で推移しました。8 月から 9 月にかけては、長雨や日照不足の影響により入荷量が減少し、葉茎菜類や果菜類を主体に価格が高騰しました。10 月から 12 月にかけては、入荷量が回復し産地の移行も円滑であったことから、価格は平年に比べて低い水準で推移しました。（図 II-1-19）。

図 II-1-19 広島市中央卸売市場の卸売価格の推移（指定野菜）



資料：広島市中央卸売市場「市場月報」

### キ 加工・業務用需要への対応

#### 加工・業務用野菜の生産拡大に向けた取組を支援

近年、ライフスタイルの変化による食の外部化の進展等により加工・業務用野菜の需要が高まっており、国産野菜の安定供給体制の整備が課題となっています。

このため、農林水産省では、「今後 10 年間で加工・業務用野菜の出荷量を 5 割増加する」ことを目標として、生産コストの低減や物流の合理化による生産流通体制の強化を支援していくための各種施策を実施しています。

中国四国農政局では、平成 26 (2014) 年 11 月から 12 月に加工・業務用野菜を取り扱う食品製造業者等の実態やニーズを把握することを目的として、中国・四国地域において加工・業務用野菜を取り扱う食品製造業者等を対象に、加工・業務用野菜に係る事業内容等について事例調査を行いました。また、この調査結果（事例）を活用して、平成 27 (2015) 年 2 月には、中国・四国地域の野菜産地や生産者と食品製造業者等とのマッチングに資するための「加工・業務用野菜の生産拡大に向けたセミナー」を開催しました。



加工・業務用野菜の生産拡大に向けたセミナーの様子

## ク 施設園芸をとりまく状況

### 日本型の次世代施設園芸を推進

施設園芸は、天候の影響を受けにくく、露地栽培に比べて安定的に生産とともに、消費者・実需者ニーズの変化に迅速かつ的確に対応することが可能です。また、国際競争力の強化にもつながるため、近年、その生産・出荷体制の整備が課題となっています。

このため、木質バイオマス等の地産地消エネルギーを活用することにより化石燃料への依存を減らしつつ、ICTを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産が可能な温室の整備と集出荷貯蔵施設の併設による調製・出荷の効率化を図る、日本型の次世代施設園芸を推進しています。平成25（2013）年度補正予算から「次世代施設園芸導入加速化支援事業」が新設され、平成27（2015）年3月末現在、全国9拠点で整備を進めています。

中国・四国地域では、施設園芸の盛んな高知県（四万十町内）において、需要の高いトマトを対象品目として、木質バイオマスボイラー、高度な環境制御が可能な高軒高ハウス、集出荷貯蔵施設等を1カ所に集約したモデル拠点を整備する計画となっており、現在、ほ場や農道の整備が行われているところです。

### 燃油価格の高騰に対する支援を継続

近年、原油価格は高値基調で推移しており、施設園芸における加温用燃油のコストが施設園芸農家の経営に影響を与えています。

このため、平成24（2012）年度補正予算により「燃油価格高騰緊急対策」が措置され、施設園芸における省エネ設備のリース導入や、燃油価格が高騰した際にその価格上昇分の一部を補填するセーフティネットの構築に対し、支援を行っています。

中国・四国地域の園芸産地においても、ヒートポンプや温室被覆資材の多層化等の省エネ設備の導入や、セーフティネット構築の取組が継続して行われています。

## (5) 果樹

### ア 果樹栽培の動向

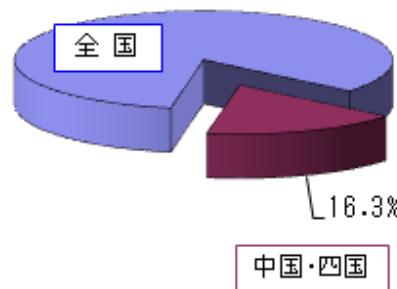
#### 地域農業で重要な位置を占めるものの減少する栽培面積

中国・四国地域における平成 25 (2013) 年の果樹（果実）の産出額は、1,236 億円で前年と同額でした。また、全国の果実産出額に占める割合は 16.3% で、中国・四国地域の農業産出額に占める割合では 14.9%（全国 8.8%）と高く、果樹は地域の重要な基幹作物となっています（表 II-1-8）。

表 II-1-8 2013 年農業産出額

(単位：億円、%)

区分	農業産出額	果樹（果実）部門		中国・四国地域の占める割合
		果実産出額	割合	
全國	85,748	7,588	8.8	
中国・四国	8,300	1,236	14.9	
中國	4,327	476	11.0	
鳥取	679	68	10.0	
島根	608	36	5.9	
岡山	1,260	181	14.4	
広島	1,125	152	13.5	
山口	655	38	5.8	
四国	3,973	760	19.1	
徳島	984	103	10.5	
香川	780	58	7.6	
愛媛	1,291	498	38.6	
高知	938	101	10.8	



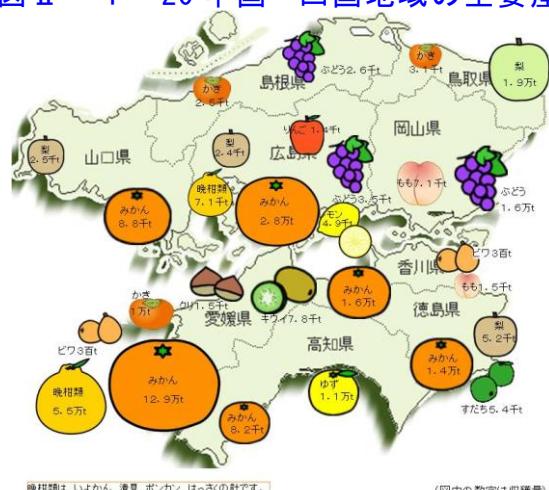
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

中国・四国地域の果樹農業は、みかん、日本なし、もも、ぶどう等で全国有数の産地が形成されています。

果樹の品目別栽培面積について県別の全国順位をみると、中国地域では鳥取県の日本なしが 3 位、岡山県のぶどうが 4 位、ももが 5 位、広島県のレモン、ネーブルオレンジが 1 位、はっさくが 2 位、山口県のいよかんが 3 位を占めるなど、落葉果樹からかんきつ類まで、地域の条件に応じた多様な産地が形成されています。

一方、四国地域では、徳島県のすだちが 1 位、ゆずが 2 位、香川県のびわが 5 位、また、愛媛県の晩かん類及びキウイフルーツが 1 位、みかんが 2 位、びわが 4 位、高知県のゆずが 1 位であり、かんきつ類を中心とした産地が形成されています（図 II-1-20）。

図 II-1-20 中国・四国地域の主要産地

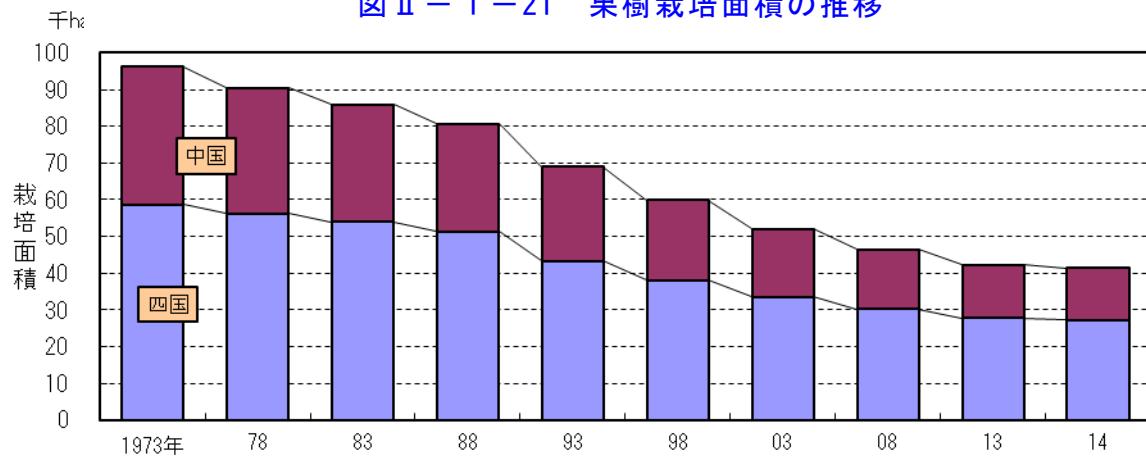


資料：農林水産省「果樹生産出荷統計（平成 26 年産、すだち、キウイフルーツは平成 25 年産）」  
「平成 24 年産特産果樹生産動態等調査」

中国・四国地域の果樹全体の動きを栽培面積でみると、ピーク時の昭和 48（1973）年の9万5,700haから年々減少を続け、平成26（2014）年には4万1,400ha（中国地域：1万4,200ha、四国地域：2万7,200ha）とピーク時の半分以下となっています（図II-1-21）。

栽培面積の主な減少要因としては、①果実消費の減少及び輸入の増加等による価格の低迷、②生産者の高齢化に伴う果樹農家の減少、③作業効率の悪い急傾斜地園、生産性の悪い老木園等において廃園が進行したこと等が挙げられます。

図II-1-21 果樹栽培面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

経営耕地面積のうち、中山間地域が6割を占める中国・四国地域は、果樹については、特に急傾斜地園での栽培が多く、労働条件的に厳しい15度以上の急傾斜地園が全果樹園地の3分の1を占めています。特に、かんきつ栽培が主体の四国では、4割以上の園地が急傾斜地に立地しており、園地整備や機械化による効率的な果樹栽培が重要な課題となっています。

## イ 主要品目の生産動向

### （みかん）

#### 結果樹面積は減少、収穫量は前回の裏年（2012年）と同量

結果樹面積は、生産者の高齢化に伴う条件の不利な中山間地域や老木園の廃園、他のかんきつ類への転換等が進んだことにより、平成26（2014）年は1万1,400ha（全国の27%）で平成24（2012）年に比べ600ha（5%）減少しました。

また、収穫量については、早生種の収穫量が増加したが12月に降雨等の悪天候が続いたこと等から普通種の収穫量が減少したため、前回の裏年である平成24（2012）年と同量の202,600tとなりました（表II-1-9）。

表Ⅱ－1－9 みかんの結果樹面積、収穫量及び出荷量（2014年産）

(単位: ha、t、%)

区分		結果樹面積	収穫量	出荷量	2012年産比		
					結果樹面積	収穫量	出荷量
みかん	全国	42,900	874,700	782,000	96	103	103
	中国・四国	11,400	202,600	182,000	95	100	100
うち早生	全国	24,400	514,700	466,200	96	104	104
	中国・四国	6,330	124,000	113,700	96	103	103
うち普通	全国	18,600	360,000	315,800	96	102	102
	中国・四国	5,050	78,600	68,300	94	96	96

資料：農林水産省「平成26年産みかんの結果樹面積、収穫量及び出荷量」

注：中国・四国は主産6県（広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）の合計

### （主な落葉果樹）

ももは好天により収穫量が増加するものの、日本なしは生産者の高齢化等により減少

結果樹面積は、前年に比べ、ももで18ha、ぶどうで20ha、日本なしで30ha減少しました。

また、収穫量は、ももが開花以降の好天、梅雨期の適度な降雨と日照により750t増加しましたが、ぶどうは前年並み、日本なしは生産者の高齢化に加えて、春先の低温と降霜による着果数の減少並びに8月以降の低温と台風の襲来による病虫害の発生、傷果、落果等により2,700t減少しました（表Ⅱ－1－10）。

表Ⅱ－1－10 主な落葉果樹の結果樹面積、収穫量及び出荷量（2014年産）

(単位: ha、t、%)

区分		結果樹面積	収穫量	出荷量	2013年産比		
					結果樹面積	収穫量	出荷量
もも	全国	9,850	137,000	125,400	100	110	110
	中国・四国	907	9,040	8,000	98	109	109
ぶどう	全国	17,300	189,200	173,400	99	100	100
	中国・四国	2,060	25,000	22,600	99	100	100
日本なし	全国	12,800	270,700	249,700	98	101	101
	中国・四国	1,520	29,100	26,800	98	92	92

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計（概数値）」

注：中国・四国は、もも主産3県（岡山県、香川県及び愛媛県）、ぶどう主産6県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県及び愛媛県）、日本なし主産5県（鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県）の計

## ウ 果実流通及び果実価格の動向

### （みかん）

裏年で入荷量は前年産より減少したが、品質面の影響により価格は前年産より安値

京浜市場における中国・四国地域からの平成26（2014）年産みかんの入荷量については、裏年にあたり3万9,351t（前年比80.7%）と前年産を下回りました（図Ⅱ－1－22）。

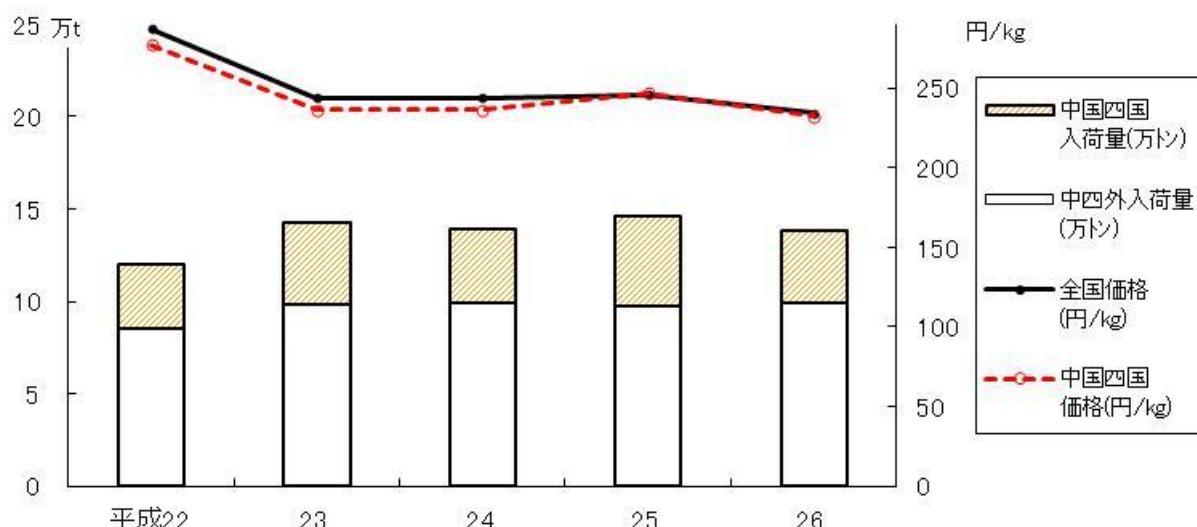
また、平成 26 (2014) 年産みかんの価格 (1 kg 当たり平均卸売単価。以下同じ) については、ハウスみかんは、入荷量が前年産を下回り (同 85.0%)、価格は 835 円 (同 103.0%) と前年産に比べ高値となりました。露地みかんは、入荷量が前年産を大きく下回り (同 80.7%) ましたが、気象条件の影響による品質の低下のため価格は 229 円 (同 93.7%) と前年産に比べ安値となりました。

内訳をみると、極早生種は、入荷量が前年産を上回り (同 106.9%) ましたが、8 月の日照不足と降雨の影響で糖度・酸度とも低く、価格は 142 円 (同 74.8%) と前年産に比べ大幅な安値となりました。

早生種は、入荷量が前年産を下回り (同 79.4%)、価格はやや回復しましたが、やはり品質面の問題により 247 円 (同 91.4%) と前年産に比べ安値となりました。

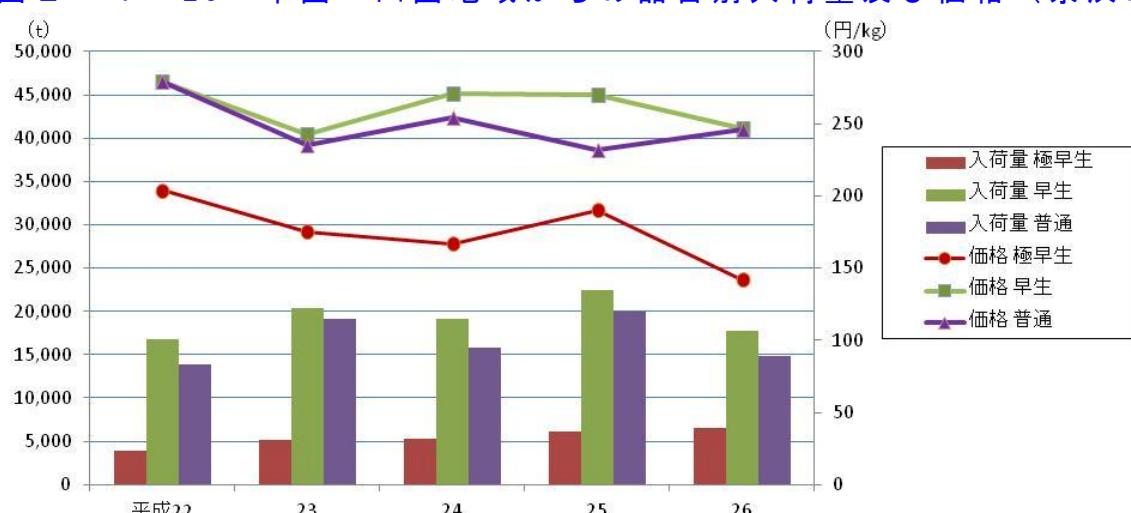
普通種は、12 月の降雨・降雪及び寒波の影響等により収穫作業が遅れ、入荷量は前年産を大幅に下回り (同 74.2%)、価格は 246 円 (同 105.9%) と前年産に比べ高値となりました (図 II-1-23)。

図 II-1-22 みかんの入荷量及び価格 (京浜市場)



資料：日本園芸農業協同組合連合会調べ

図 II-1-23 中国・四国地域からの品目別入荷量及び価格 (京浜市場)



資料：日本園芸農業協同組合連合会調べ

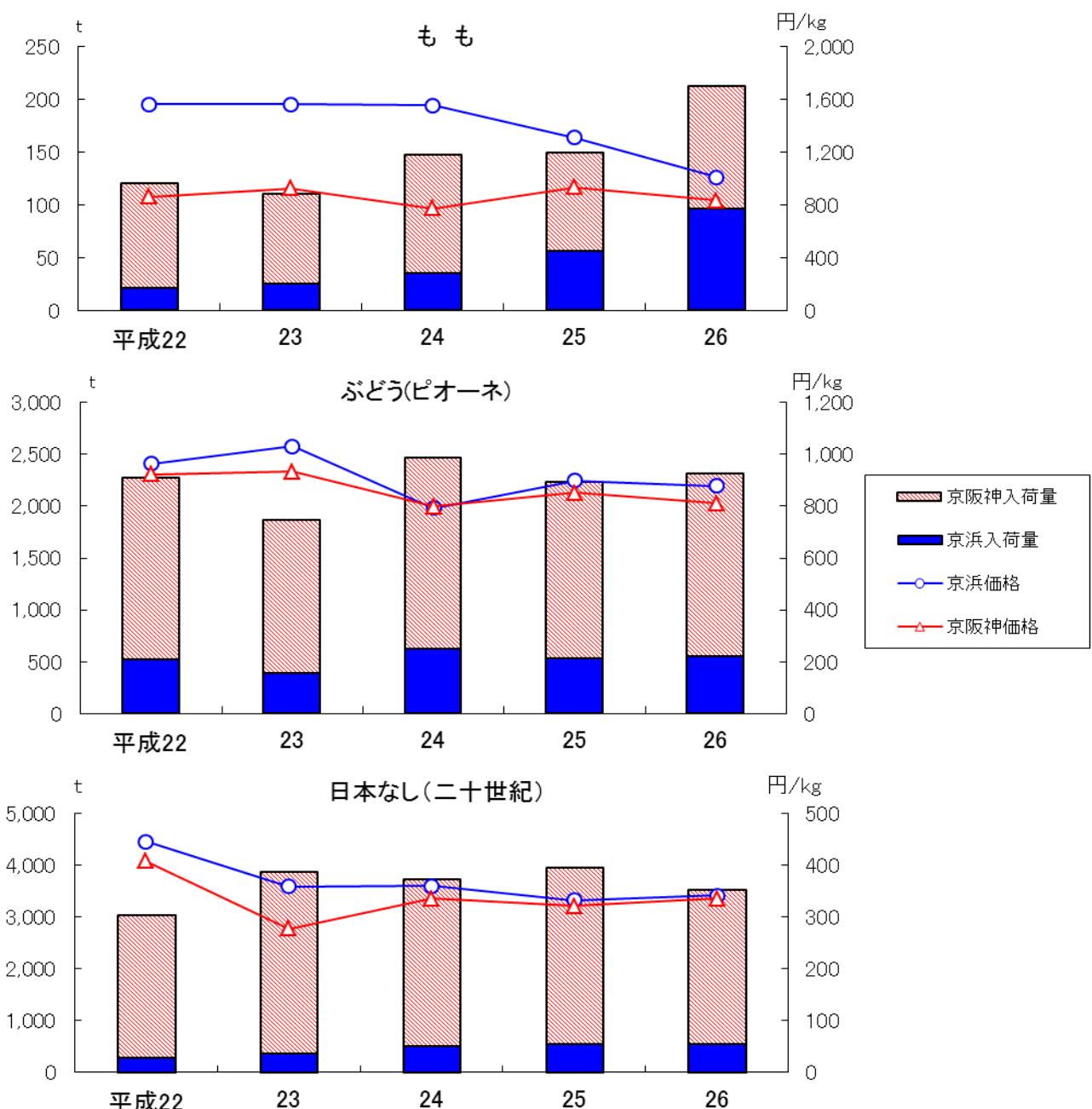
## (主な落葉果実)

### 平成 26 (2014) 年産落葉果実は品目により入荷量及び価格が変動

京浜及び京阪神市場における中国・四国地域からの平成 26 (2014) 年産の主な落葉果実の入荷量については、もも 212 t (前年比 142.3%)、ぶどう (ピオーネ) 2,320 t (同 103.7%) が、前年産を上回る一方で、日本なし (二十世紀) 3,503 t (同 89.0%) は、前年産を下回りました。

また、価格については、日本なし (二十世紀) 336 円 (同 104.2%) が、前年産に比べ高値となる一方で、もも 911 円 (同 84.8%) とぶどう (ピオーネ) 828 円 (同 96.0%) は、前年産に比べ安値となりました (図 II-1-24)。

図 II-1-24 主な落葉果実の入荷量及び価格 (京浜及び京阪神市場)



資料：日本園芸農業協同組合連合会調べ

## エ 中国・四国地域果樹農業課題検討会

### 平成26（2014）年度は、農作業支援や新規就農者の確保等について検討

果樹の栽培面積や栽培農家が減少を続けるなか、産地基盤を強固なものにするためには、優良品種への転換や果実の高品質化による高収益性の確保とともに、担い手の規模拡大及び新規就農者の確保が欠かせない条件となっています。

平成25（2013）年7月に中国四国農政局内に設置した「中国・四国地域果樹農業課題検討会」（以下「検討会」という。）では、平成26（2014）年度の重点検討事項を「産地の維持・発展のための外部労働力の活用と優良園地の確保（担い手の規模拡大と新規就農者の確保）」とし、産地を維持するために行われている各取組について、以下の項目を取り上げ、優良事例を調査してそれぞれの具体的な対応方策や課題を取りまとめました。

#### ① 農作業支援の取組

収穫作業等に必要な労働力（アルバイト等）を地域外から集める。

せん定等の重労働作業をJA等地域の組織が請け負う。

#### ② 新規就農者の確保の取組

Iターンを含めた新規就農希望者に研修を実施して必要な技能を習得させる。

#### ③ 優良園地の確保の取組

園地の流動化等により、規模拡大を図る担い手や新規就農者に優良園地を集積する。

#### ④ ①～③を組み合わせた総合的な取組

### ◆農作業支援の取組「みかんアルバイト事業」（愛媛県八幡浜市真穴地区）

八幡浜市真穴地区では、11月中旬から約1ヶ月間、みかん農家にホームステイして収穫作業を行うアルバイトを全国から募集している。人気が高く、毎年やってくるリピーターが多いのも特徴。経験者からの口コミでやってくるアルバイトも多い。取組開始から20年以上の歴史があり、これまでに受け入れたアルバイトは、延べ1,600人を超える。



### ◆新規就農者確保の取組「広島県果樹農業振興センター」

JA広島果実連が開設した果樹農業の担い手育成機関。広島県内で果樹農業を始めたい人を広く募集。非農家でも、広島に縁故がなくてもOK。当センターと産地JA、関係市町、県の地方機関が一体となって、栽培技術や農業経営を教えるだけでなく、園地の確保や営農計画の作成など就農準備を全面的にサポート。年間農業所得が500万円となるよう就農後も支援する。



（※その他の取組等については、中国四国農政局ホームページでご覧いただけます。）

## (6) 花き

### ア 生産動向

#### 作付（収穫）面積及び産出額は花き全体で減少傾向

中国・四国地域における平成25(2013)年産花きの作付(収穫)面積は、切り花類が1,656ha、鉢もの類が92ha、花壇用苗もの類が175haであり、平成22(2010)年産と比較して花き全般で減少しました。

平成25(2013)年産の花きの作付(収穫)面積について、品目別、県別の全国順位をみると、切り花類では、徳島県の洋ラン類が1位、高知県のゆりが2位、鉢もの類では、徳島県の洋ラン類が3位と全国有数の産地となっています(表II-1-11)。

表II-1-11 花きの作付(収穫)面積及び出荷量(2013年産)

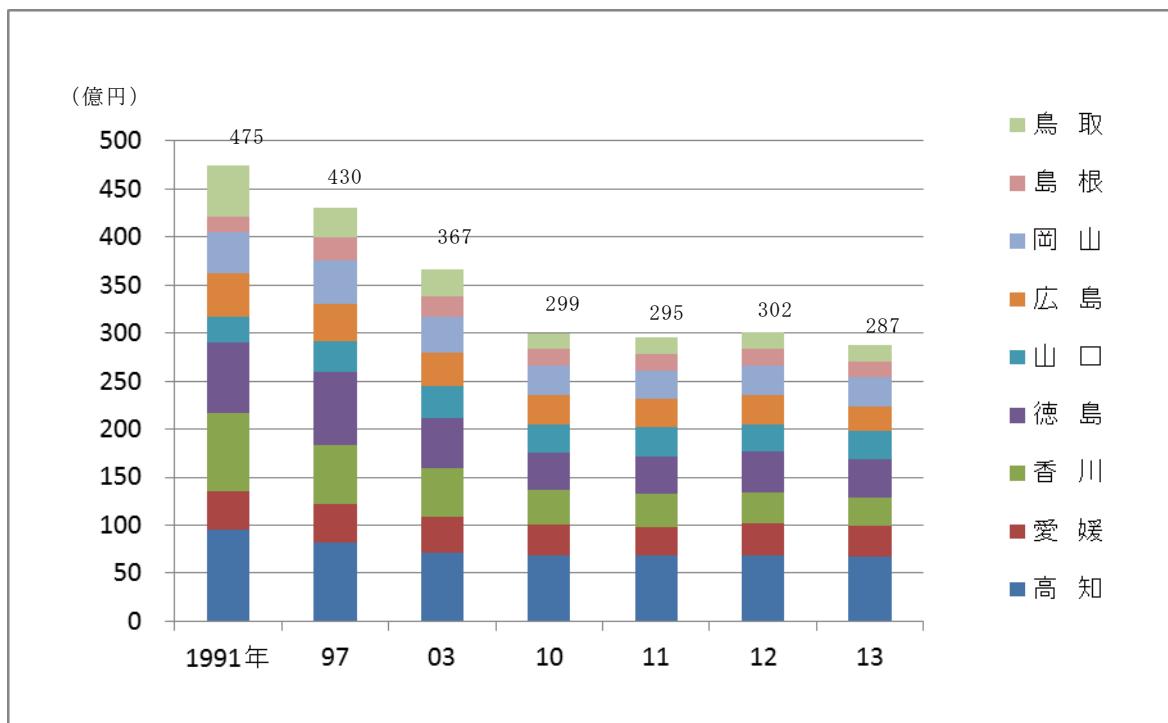
単位:(切り花類)ha・千本、(鉢もの類・花壇用苗もの類)a・千鉢(千本)

類別	品目	作付(収穫)面積	出荷量	全国順位 (作付(収穫面積))	対2010年産比 (%) (作付(収穫)面積)
切り花類	全国	15,380	4,066,000	-	94.9
	中国四国	1,657	303,200	-	93.7
	きく	264	66,000	-	90.1
	広島	79	19,300	17	95.1
	ばら	44	37,400	-	94.6
	愛媛	13	13,400	8	100.0
	トルコギキョウ	43	9,620	-	93.8
	高知	17	4,150	8	88.3
	洋ラン類	X	X	X	X
	徳島	29	2,940	1	87.8
	ゆり	152	26,500	-	85.4
	高知	99	17,400	2	81.1
	切り枝	705	32,600	-	97.2
	徳島	121	7,380	10	92.4
	愛媛	199	7,440	6	98.5
	高知	228	7,860	4	109.1
鉢もの類	全国	179,600	244,100	-	96.6
	中国四国	9,180	8,470	-	95.9
	洋ラン類	-	-	-	-
	徳島	1,400	517	3	116.7
花壇用苗もの類	全国	153,100	710,900	-	97.6
	中国四国	17,500	64,600	-	92.6
	鳥取	2,510	9,930	22	92.3
	島根	5,100	5,110	8	77.0
	山口	2,600	14,300	21	132.0
	岡山	2,450	10,200	23	100.8

資料：農林水産省「平成25年産花き生産出荷統計」

中国・四国地域における花きの産出額をみると、平成3(1991)年をピークに近年減少傾向にあり、平成25(2013)年は、287億円(対前年比95.0%、全国シェア8.2%)となりました。県別には、高知県67億円、徳島県40億円、愛媛県32億円となっており、農業産出額に占める割合は、高知県7.1%、徳島県4.1%と四国地域で高い傾向にあります(図II-1-25)。

図II-1-25 花きの産出額の推移(中国・四国)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

## イ 国産花きの振興

### 「花きの振興に関する法律」が成立

花き産業及び花きの文化の振興を図ることを目的とした「花きの振興に関する法律」は、第186回通常国会において成立し、平成26(2014)年6月27日に公布、同年12月1日に施行されました。

また、同法律の理念に即し、国産花きの生産・供給体制の強化や需要拡大に向けた取組等を支援するため、平成26(2014)年度に新設された「国産花きイノベーション推進事業」により、中国四国農政局管内の各県において、生産者、実需者、行政機関等で構成される協議会が主体となって行う取組を支援しました。この事業により、全9県が国産花きの消費拡大のため、花育の普及、あるいはフラワーコンテスト・花文化展示会の開催等を行ったほか、国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化のため、香川県では物流の効率化、山口県及び愛媛県では園芸資材リサイクルシステムの実証に取り組みました。

## (7) 畑作物・地域特産物

### 茶、薬用作物等の地域で重要な畑作物や特産物の生産を推進

中国・四国地域の畑作物・地域特産物についてみると、茶、薬用作物などが地域の重要な作物として、栽培されています。

茶については、中山間地域における主要な作物として管内の特産作物の中では最も面積が多くなっています。

特に、管内の約7割を占める四国地域は急傾斜茶園が多く、高知県の碁石茶、徳島県の阿波番茶など独特な製法による茶づくりが行われています。

薬用作物については、現在、全国で8割以上を中国からの輸入に依存している状況ですが、今後、中国国内での人件費の高騰、資源の枯渇等の理由から薬用作物の継続的な輸入が厳しくなると予想されることから、薬用作物の国内生産については、漢方薬メーカーからの要望もあり、また、耕作放棄地の活用につながる作物として関心が高まっています。

こうした中、中国四国農政局管内においても平成26(2014)年11月6日に岡山市内で実需者と産地側とのマッチングのためのブロック会議を開催し、薬用作物の産地化へ向けた取組について意見交換等を行いました。

また、薬用作物の産地形成を促進するため、平成26(2014)年度に新設された薬用作物産地確立支援事業により、中国四国農政局管内の5地区において栽培技術の確立や低コスト生産体制の確立等の取組を支援しました。

一方、中山間地域等では、その特性や伝統を活かして小規模ながら、地域における主要な経営作物となっているものも多く、みつまた(全国の99.8%)、オリーブ(同71.1%)、ミシマサイコ(薬用作物、同68.8%)、藍(同60.3%)などは全国に占める割合が高くなっています(表II-1-12)。

表II-1-12 畑作物・地域特産作物の作付(栽培)状況

(単位: ha, %)

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	中四計	全国シェア
茶	11	198	128	74	80	267	75	137	439	1,410	3.1
葉たばこ	76	14	16	4	42	39	25	89	139	444	5.0
みつまた		10	22		7			6	4	48	99.8
オリーブ			10				163			173	71.1
ミシマサイコ(薬用)							0	19	34	53	68.8
藍						14				14	60.3
ひまわり			0				5			5	9.6
こうぞ		0			2				5	8	20.9
なたね	14	17	15	x	1	x	x	x	x	x	-
いぐさ			1	1					5	7	0.8

- 資料: 1) 茶: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」  
 2) 藍、ひまわり、いぐさ: 農林水産省生産局農産部地域作物課調べ  
 3) 葉たばこ: 全国たばこ耕作組合中央会調べ  
 4) みつまた、ミシマサイコ及びこうぞ: (財)日本特産農産物協会調べ  
 5) オリーブ: 農林水産省生産局農産部園芸作物課調べ  
 6) なたね: 農林水産省「作物統計」

- 注: 1) 茶及びなたねは2014年実績、葉たばこは2013年実績、それ以外は2012年実績である。  
 2) 各県積み上げと合計は、ラウンドの関係で一致しない場合がある。  
 3) 「0」は単位に満たないもの、「x」は秘匿措置を施しているもの、  
 空欄は事実不詳又は調査を欠くものである。

## (8) 畜産

### ア 概要

#### 農業産出額に占める畜産の割合は約3割

中国・四国地域における平成25(2013)年の農業産出額に占める畜産部門の割合は中国地域が36.6%と全国の32.6%を上回り、四国地域は22.9%と全国を下回っています(表II-1-13)。

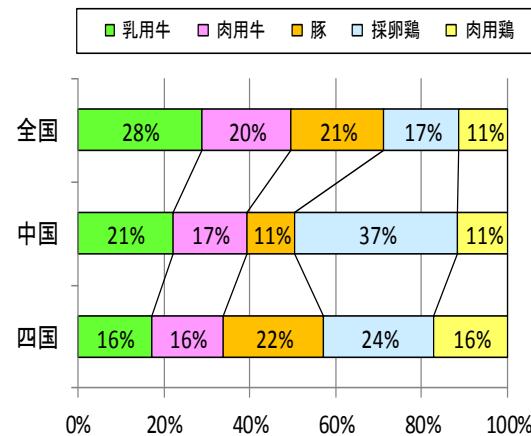
畜種別の構成割合でみると、中国・四国地域は全国に比べ鶏の占める割合が比較的高く、特に採卵鶏は中国地域で37%、四国地域で24%を占め、全国の17%よりやや高いシェアとなっています(図II-1-26)。

表II-1-13 畜産産出額(2013年)

項目	全国		中国		四国	
	金額(億円)	割合(%)	金額(億円)	割合(%)	金額(億円)	割合(%)
農業産出額	85,748	—	4,327	—	3,973	—
うち畜産	27,948	32.6	1,585	36.6	909	22.9
うち乳用牛	7,789	9.1	340	7.9	149	3.8
肉用牛	5,587	6.5	269	6.2	143	3.6
豚	5,793	6.8	172	4.0	203	5.1
採卵鶏	4,765	5.6	584	13.5	220	5.5
肉用鶏	3,006	3.5	179	4.1	149	3.8

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

図II-1-26 畜種別構成割合



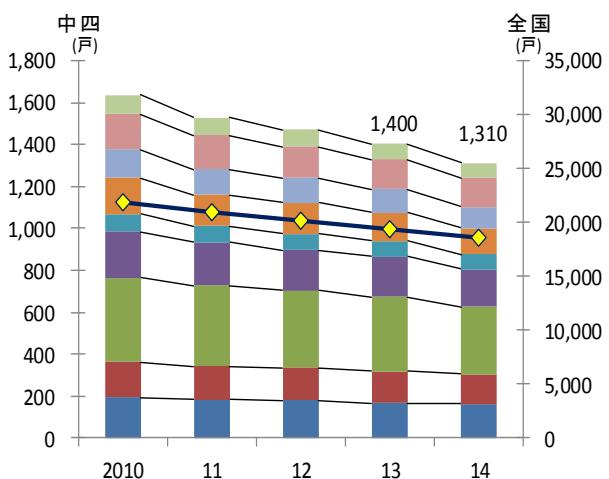
### イ 酪農

#### 飼養戸数・頭数とも減少、飼養規模は拡大

中国・四国地域の酪農経営は、近年、飼養戸数・頭数ともに減少しており、平成26(2014)年2月現在の乳用牛飼養戸数は1,310戸と昨年に比べ6.4%減少しました。飼養頭数も戸数の減少により7万800頭と前年に比べ3.0%減少しました(図II-1-27、図II-1-28)。

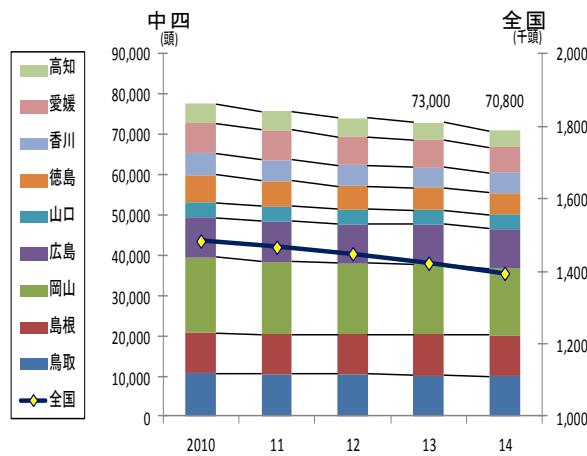
飼養頭数を県別に見ると岡山県(1万6,600頭)、島根県(1万100頭)、鳥取県(9,980頭)の順に多く、この3県で過半数(52%)を占めています。

図II-1-27 乳用牛の飼養戸数の推移



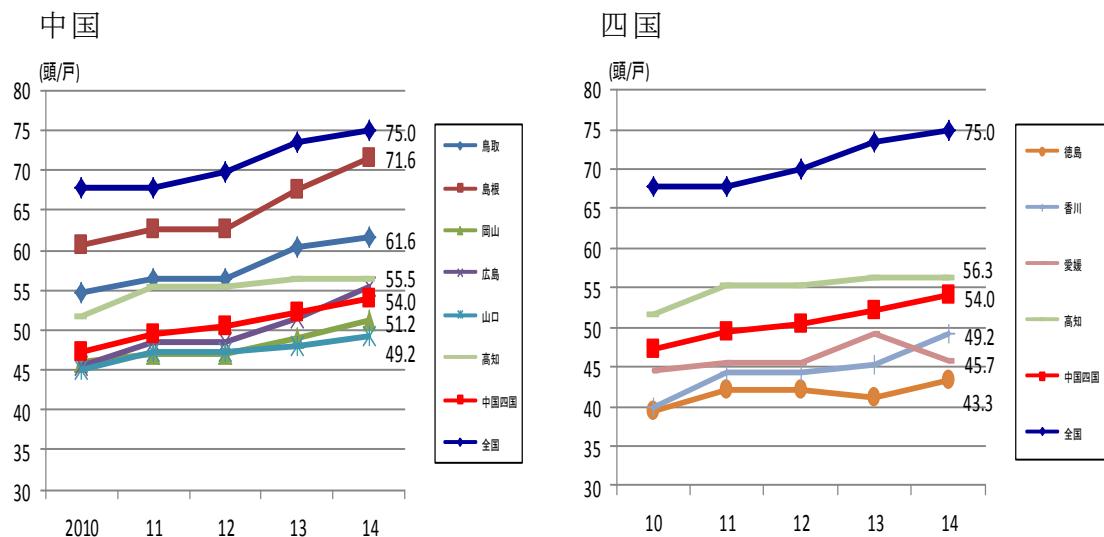
資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日)

図II-1-28 乳用牛の飼養頭数の推移



一方、中国・四国地域とともに規模拡大が進んでおり、1戸当たり飼養頭数は、54.0頭と前年に比べ1.9頭増加しました（図II-1-29）。

図II-1-29 乳用牛の1戸当たり飼養頭数の推移



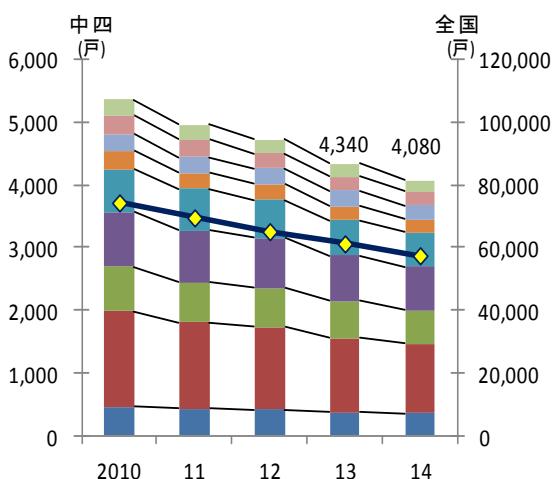
資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日）

## ウ 肉用牛

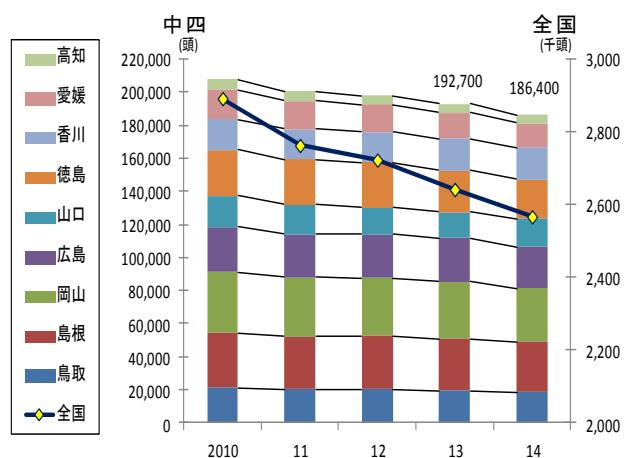
### 飼養戸数・頭数とも減少、飼養規模は拡大

中国・四国地域の肉用牛経営は、近年、飼養戸数・頭数はともに減少しており、平成26（2014）年2月現在の肉用牛飼養戸数は、4,080戸と昨年に比べ6.0%減少しました。飼養頭数についても、18万6,400頭と前年に比べ3.3%減少しました（図II-1-30、図II-1-31）。

図II-1-30 肉用牛の飼養戸数の推移



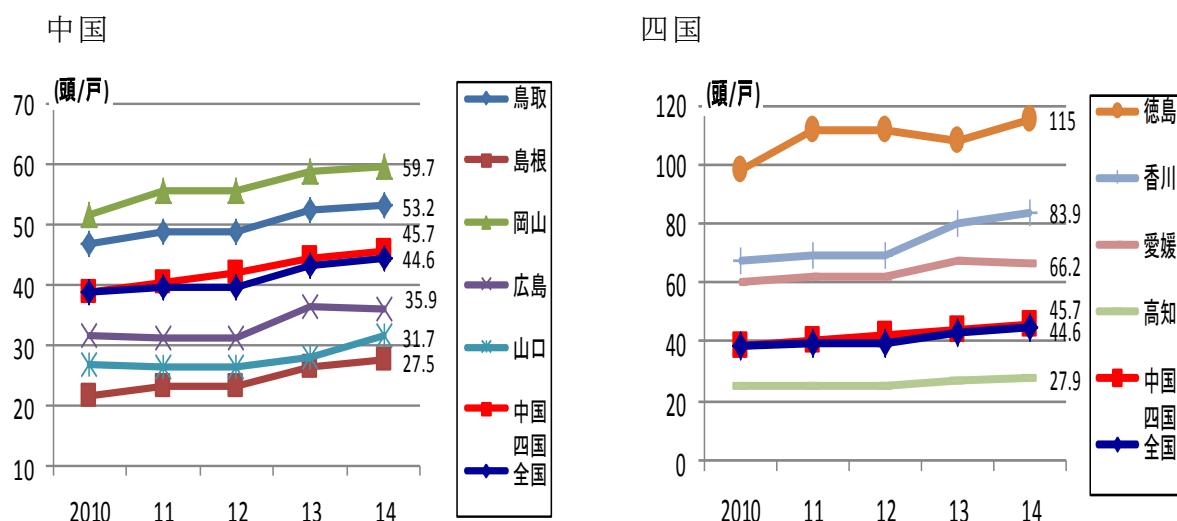
図II-1-31 肉用牛の飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日）

一方、1戸当たりの飼養頭数は、45.7頭と昨年に比べ1.3頭増加しました。1戸当たりの飼養頭数を県別にみると、徳島県(115.0頭)、香川県(83.9頭)、愛媛県(66.2頭)の順で全国(44.6頭)よりも多く、最も少いのは島根県(27.5頭)となっています。これは四国地域では肥育経営が盛んで、中国地域では繁殖経営が多く営まれているためです。(図II-1-32)。

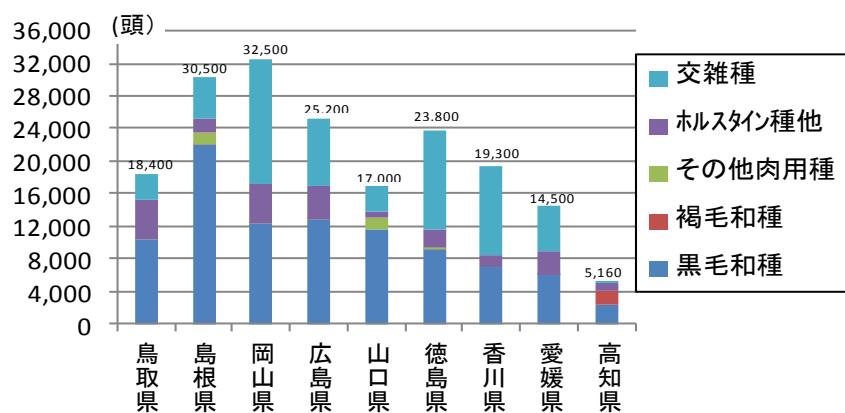
図II-1-32 肉用牛の1戸当たり飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日)

畜種別に見ると、多くの県で黒毛和種の割合が多くなっていますが、岡山県、徳島県、香川県は交雑種の割合が黒毛和種を上回っています。(図II-1-33)。

図II-1-33 県別畜種別飼養状況



資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日)

## 工 養豚

### 飼養戸数、飼養頭数ともに減少、飼養規模は拡大

中国・四国地域の養豚経営は、飼養戸数は減少傾向にあり、平成 26(2014)年は、297 戸と昨年に比べ 7.5% 減少し、飼養頭数も 55 万 8,100 頭と 2.9% 減少しました。県別にみると、愛媛県が戸数・頭数ともに多く、中国・四国地域の飼養戸数全体の 34%、飼養頭数全体の 36% を占めています(図 II-1-34、図 II-1-35)。

図 II-1-34 豚の飼養戸数の推移

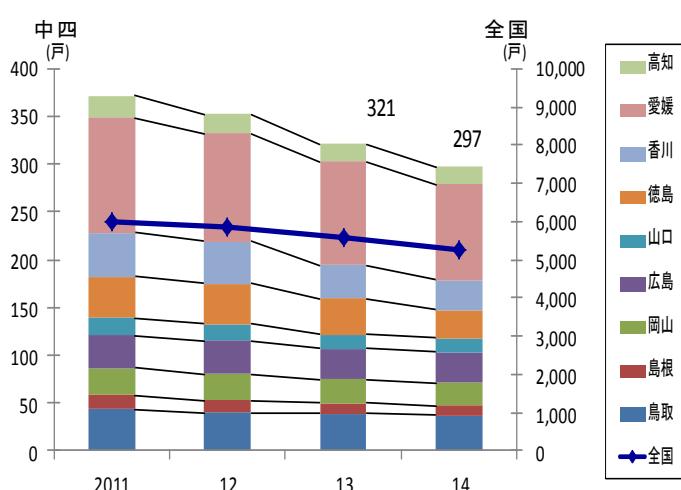
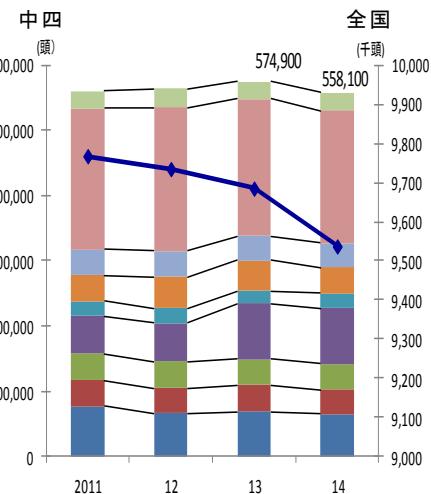


図 II-1-35 豚の飼養頭数の推移

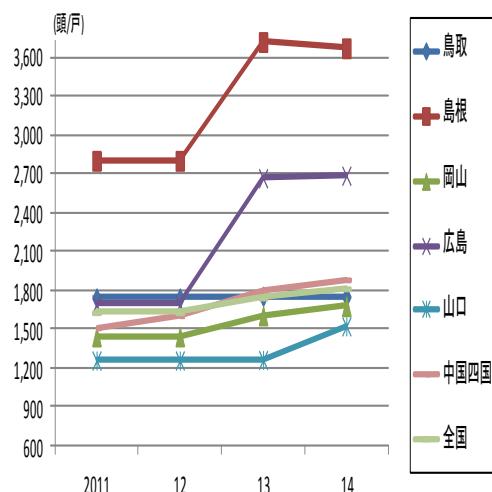


資料：農林水産省「畜産統計」(各年 2月 1日)

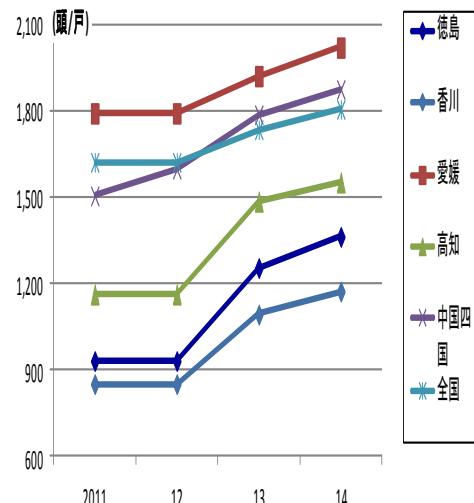
一方、1戸当たりの飼養頭数は、1,879頭と規模拡大が進みました(図 II-1-36)。島根県における1戸当たり飼養頭数は3,670頭と管内平均を大きく上回っていますが、これは飼養戸数が10戸と少なく大規模経営が営まれているためです。

図 II-1-36 豚の1戸当たり飼養頭数の推移

中国



四国



資料：農林水産省「畜産統計」(各年 2月 1日)

## 才 採卵鶏

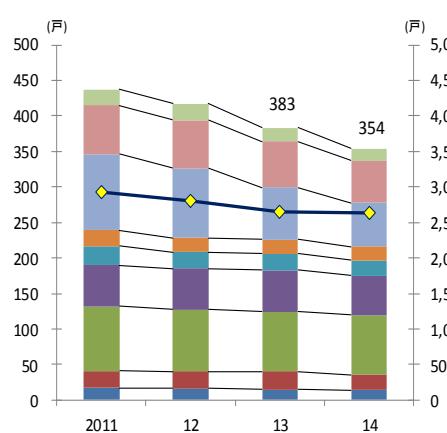
### 飼養戸数は減少、飼養羽数は微減、飼養規模は拡大

中国・四国地域の採卵鶏経営は、近年、飼養戸数は減少しており、平成26(2014)年の飼養戸数は354戸と昨年に比べ8.0%の減少となりました。一方、飼養羽数は平成25(2013)年に増加に転じたものの、平成26(2014)年の成鶏めす飼養羽数は2,372万羽と昨年に比べ0.2%減少しました。

全国の飼養羽数(成鶏めす)に占める中国・四国地域の割合は17.8%となっており、岡山県(全国4位)、広島県(同6位)、香川県(同13位)の3県で中国・四国地域の飼養羽数全体の74.5%を占めており、瀬戸内海沿岸地域を中心に産地が形成されています(図II-1-37、図II-1-38)。

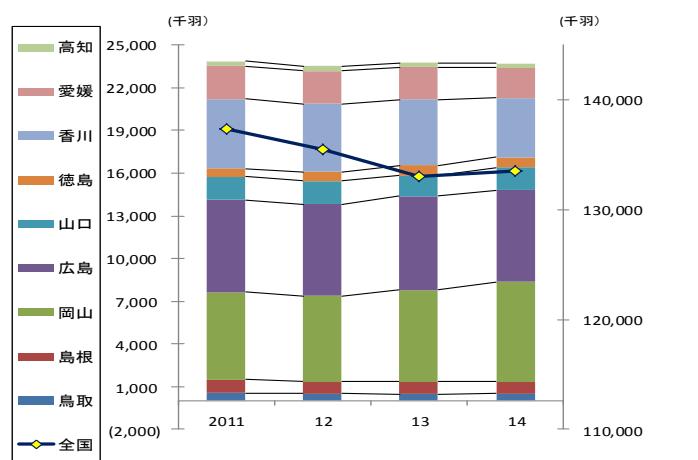
図II-1-37 採卵鶏の飼養戸数の推移

中四



図II-1-38 成鶏めす飼養羽数の推移

中四

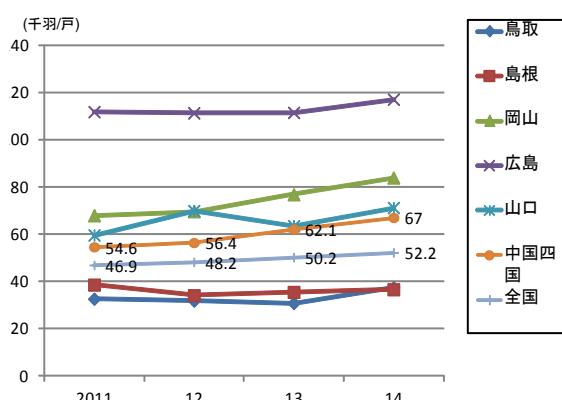


資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日)

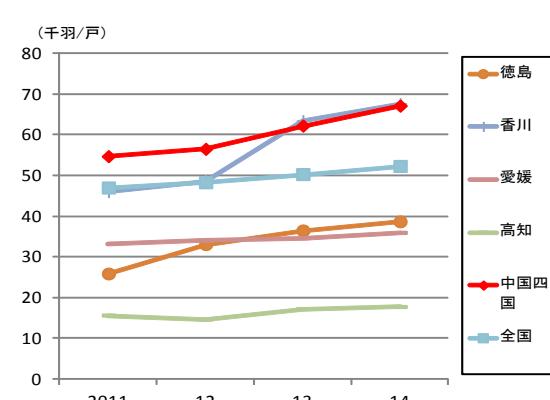
1戸当たり成鶏めす飼養羽数は、前年に比べ4,945羽増加し、6万7,000羽と規模が拡大しました。岡山県、広島県では、全国平均(5万2,200羽)を大きく上回っています(図II-1-39)。

図II-1-39 1戸当たり成鶏めす飼養羽数の推移

中国



四国



資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日)

注：飼養戸数は、種鶏のみの飼養者を除く

## カ ブロイラー

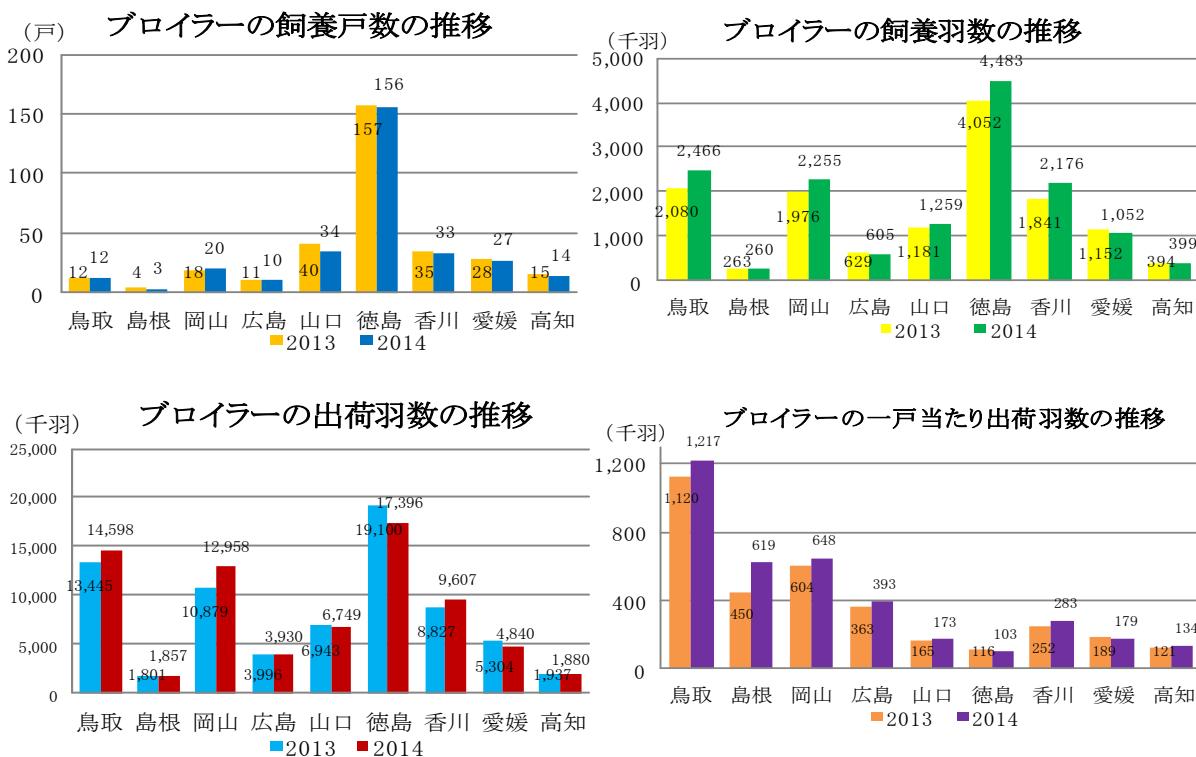
### 飼養戸数は減少、飼養羽数と出荷羽数は増加

中国・四国地域のブロイラー経営は、飼養戸数は昨年より 11 戸減少し 309 戸、飼養羽数は 138 万 7 千羽増加し 1,495 万 5 千羽、出荷羽数は 158 万 3 千羽増加し 7,381 万 5 千羽となっています（図 II-1-40）。

飼養戸数の割合は全国（2,380 戸）の 13.0%、飼養羽数は全国（1 億 3,574 万 7 千羽）の 11.0% を占め、管内では徳島県が飼養戸数（156 戸、全国 4 位）、飼養羽数（448 万 3 千羽、全国 6 位）ともに最も多くなっています。

一方、出荷羽数は全国（6 億 5,244 万羽）の 11.3% で、管内では、徳島県（1,739 万 6 千羽、全国 6 位）、鳥取県（1,459 万 8 千羽、全国 9 位）、岡山県（1,295 万 8 千羽、全国 10 位）の順に多く、この 3 県で管内出荷羽数の 6 割を占めています。

図 II-1-40 管内 9 県のブロイラー飼養戸数、飼養羽数、出荷羽数



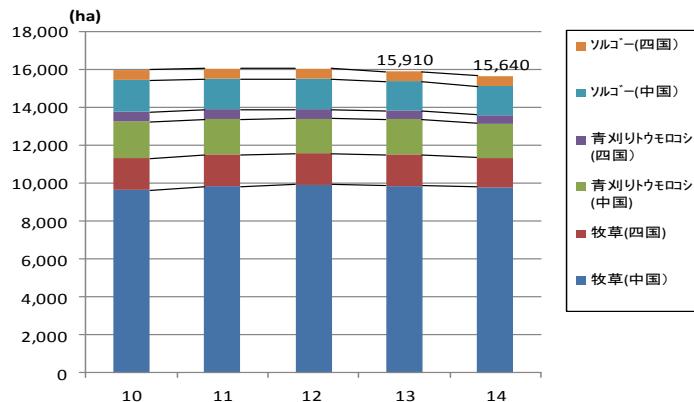
資料：農林水産省「畜産統計」（各年 2 月 1 日）

## キ 飼料作物

### 主要な飼料作物は横ばい、WCS 用稻、飼料用米は増加

中国・四国地域における飼料作物の作付面積は近年減少傾向で推移しており、平成 26(2014)年の主要な飼料作物の作付面積は、1 万 5,640ha と前年に比べ 1.7% 減少しました。作物別の作付面積をみると、牧草類が 1 万 1,300ha と最も多く、青刈りとうもろこしとソルゴーは、それぞれ 2,280ha、2,060ha となっています（図 II-1-41）。

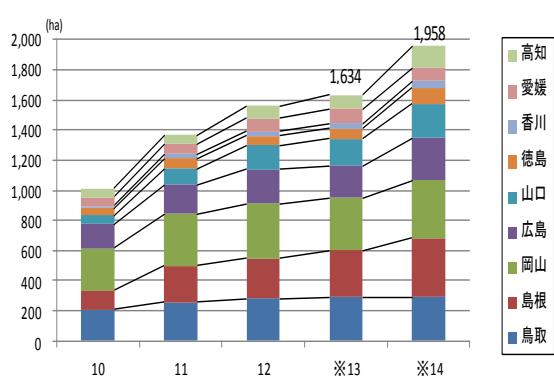
図 II-1-41 主要な飼料作物の生産動向



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

また、中国・四国地域におけるWCS用稻の作付面積は毎年増加傾向にあり、平成26(2014)年の作付面積は324ha増の1,958haとなっています。一方、飼料用米の作付面積は、平成25年に減少に転じたものの、平成26(2014)年の作付面積は前年より1,085ha増の2,960haとなっています(図II-1-42、図II-1-43)。

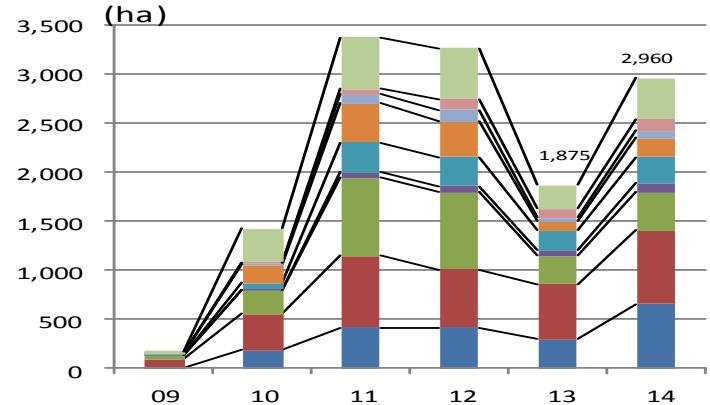
図II-1-42 WCS用稻作付面積の推移



資料：中国四国農政局調べ

※13、14年は経営所得安定対策申請状況による。

図II-1-43 飼料用米作付面積の推移



## ク 畜産振興・消費拡大に向けた各種取組

### 飼料用米シンポジウム、ミルクフォトコンテスト等を開催

#### (ア) 飼料自給率向上に向けた取組み

水田フル活用の推進と米政策の見直しが行われている中、飼料用米の生産・利用の拡大が一層重要となっていることから「全国飼料用米生産利用技術シンポジウム」((一社)日本草地畜産種子協会との共催)を平成27(2015)年2月12日に開催しました。

また、「中国四国地域飼料増産行動会議」を平成27(2015)年3月4日に開催し、関係者と利用拡大に向けた意見交換を行う等の取組を進めました。

## 第3章 農山漁村の再生・活性化

### 1 農業の多面的機能と農村資源の保全・活用

#### 農業は農山漁村地域において多面的機能を発揮

農業は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じた国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等様々な役割を有しており、これらの役割による効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受し得るものです。

農業は、農山漁村地域の中で林業や水産業と相互に密接なかかわりを有しており、特に農林水産業の重要な基盤である農地、森林、海域は、相互に密接にかかわりながら、水や大気、物質の循環に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています（図II-3-1）。

図II-3-1 農業の有する多面的機能



愛媛県久万高原町

## 2 農山漁村の6次産業化

### 農林漁業者等による生産・加工・販売等の一体化による新事業等の創出

中国四国農政局では、農林漁業者の所得の向上や農山漁村地域の活性化を図っていくため、農林漁業者が主体となって、2次・3次産業の事業者と連携しながら、農林水産物等の地域資源の付加価値向上を図る6次産業化の取組を積極的に推進しています。

#### (1) 6次産業化の推進

##### ア 6次産業化の推進体制

中国四国農政局は、県、県サポート機関及び関係団体等と連携し、6次産業化の普及・推進に取り組んでいます。

各県段階においては、県が事務局となり、国、市町村、農林業業関係団体等、多様な関係機関を構成員とする6次産業化推進会議を設置し、6次産業化の現状・課題の確認、構成メンバーの役割分担や活動内容の検討、行動計画（活動方針）の作成等を行っています。

また、各県は、6次産業化ネットワーク活動交付金を活用して設置した「サポート機関」が、6次産業化に取り組む農林漁業者に対して、6次産業化の構想から事業の発展段階まで、総合的なサポートを実施しています。



サポートセンターキャラバン

##### イ 主な取組

中国四国農政局は、多様な関係機関と連携して、6次産業化の普及啓発、認定農林漁業者のフォローアップ等に取り組んでいます。

各県サポート機関が主催する研修会・交流会等において、補助事業や農林漁業成長産業化ファンドの説明や優良認定事例の紹介の他、新たに6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等の個別相談等を行っています。具体的な取組は以下のとおりです。

(ア) 平成26(2014)年5月から6月にかけて、中国・四国地域のサブファンドを訪問し意見交換を行うとともに、平成27(2015)年3月には、サブファンドとの情報・意見交換会を開催して、6次産業化の事業拡大の方策等を検討したところです。

(イ) 平成26(2014)年6月及び11月には、「中国・四国地域産業連携ネットワーク」の活動の一環としてセミナーを開催し、6次産業化に取り組む農林漁業者等と輸出を目指す事業者等の支援に努めたところです。

(ウ) 平成27(2015)年2月～3月にかけて、中国・四国地域の各県において、「平成27年度6次産業化ネットワーク活動交付金に係る説明会」を開催し、「6次産業化ネ



サポートセンター主催の交流会

ットワーク活動交付金」等について市町村担当者に対し補助事業の説明を行いました。

(エ) 平成 27(2015)年 3 月には、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)に基づく事業計画の認定事業者的事例集を作成するとともに、農林漁業成長産業化ファンドの事例集を作成し、6 次産業化と農林漁業成長産業化ファンドの普及啓発、事業 PRを行いました。

(オ) 取組の結果は、表 II-3-1 (六次産業化・地産地消法に基づく事業計画認定件数(県別)) のとおりとなっています。

また、全国段階では、6 次産業化ネットワーク活動全国推進支援事業として、情報交換会の開催、優良事例の収集・分析・優良事例発表会の開催、実践モデルの作成、啓発セミナーの開催の 4 つの事業が実施されています。

同事業では、平成 26(2014)年 11 月 25 日に、東京都において「6 次産業化推進シンポジウム」を開催し、全国の優良事例として、山口県の認定事業者「やまいもまつり有限会社」が食料産業局長を受賞しました。

また、6 次産業化及び農商工連携等の取組促進と販路開拓のため、農林水産省補助事業による「全国キャラバン！食の発掘商談会」が全国 5 か所で開催されているとともに、平成 27(2015)年 3 月 20 日には、「農山漁村の価値を生かし、輝かせるために」をテーマとして、「6 次産業化サミット」が開催されました。

表 II-3-1 六次産業化・地産地消法に基づく事業計画認定件数(県別)

県名	認定件数	総合化事業計画												研究開発・成果利用事業計画 農林漁業成長産業化ファンド 認定件数		
		認定計画に使用する農林水産物														
		野菜	果樹	米	麦類	豆類	畜産物	林産物	水産物	茶	そば	花き	その他			
鳥取	20	1	3	2			5	2	6				1			
島根	13	3	2	1	2	1	1	1	3	1						
岡山	41	12	12	5	2	1	7	4	4	1	1		1	2		
広島	26	7	7	4			5		2			3	1	2		
山口	21	6	5	3		1	3	2	3	1				1		
徳島	28	14	8	1		1	1	2	4					1		
香川	19	6	4				6		2			1				
愛媛	28	9	12				1	1	8			1		3		
高知	25	8	8		1		5		4	3						
計	221	66	61	16	5	4	34	12	36	6	1	5	3	9		
		※複数の農林水産物を使用する事業者があるため、認定数と使用する農林水産物の合計は合致しない。														
		※研究関係・成果利用事業計画及び農林漁業成長産業化ファンドに係る事業計画認定数は外数。														

## ウ 中国・四国地域産業連携ネットワークの取組

中国四国農政局は、農林漁業と他産業との新たな連携関係を構築し、各産業分野が有する様々な知見の共有と創発によるイノベーションの実現等に寄与することを目的として設立した「中国・四国地域産業連携ネットワーク」の場を活用し、情報の提供

- ・共有、課題の検討、セミナー及び各種イベントなどへの参加呼びかけを行うなど、農林水産業者と他産業者の連携に取り組んでいます。6月にHACCPの導入推進と事例紹介、11月に輸出の現状と課題、事例紹介を内容とするセミナーを開催し、6次産業化に取り組む農林漁業者等と輸出を目指す事業者等を支援しています。



HACCP 推進セミナー



輸出促進セミナー

平成26(2014)年3月31日現在の会員数は、団体・個人会員も含めて、475人で、隨時6次産業化のイベント・補助事業等の情報提供を行っています。

## (2) 農商工等連携の促進

### 農林漁業者と中小企業者との連携による地域経済の活性化

中国四国農政局では、農林漁業者と中小企業者が連携して、新商品の開発・販売や新サービスの提供に取り組むことで両者の経営向上を図ることを目的に、平成20(2008)年7月に施行された「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(農商工等連携促進法)に基づく支援を行っています。

また、地域の強みとなる農林水産物や産地の技術等の地域資源を活用して、新商品の開発・販売や新サービスの提供に取り組むことで需要の開拓につなげることを目的に「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域産業資源活用促進法)に基づく支援を行っています。

### ア 農商工等連携の現状

農商工等連携促進法の施行後7年が経過しましたが、中国・四国地域では、98件(中国地域47件、四国地域51件)の農商工等連携事業計画の認定を行っており、農林畜水産物を活用した新商品開発、地元の産品を活用したレストランや観光などの新サービスの提供、ITの活用による新しい生産・販売方式などの取組が行われています(表II-3-2)。

また、平成26(2014)年12月に、今後の施策に反映していくため、農商工等連携事業計画認定農林漁業者を対象に、事業の取組状況や課題、要望などについてアンケートを実施しました。

## イ 推進に向けた主な取組

### (農商工等連携事業の推進)

中国四国農政局は中国経済産業局及び四国経済産業局と一体となって、「農商工等連携促進法」に関する認定申請について、事業計画の把握とプラスシップアップのため現地スクリーニング（中国地域）を行うなど事業者支援を行い、平成26（2014）年度は、農商工等連携事業計画を9件認定しました。

また、中国経済産業局及び四国経済産業局、独立行政法人中小企業基盤整備機構中国及び四国本部との情報交換会（平成26（2014）年10月）を実施するなど関係機関との連携を進めています。

中国四国農政局では、引き続き、農林漁業者等への継続的な啓発活動を進め、農商工等連携による地域経済の活性化を推進します。

表II-3-2 農商工等連携事業計画認定（中国・四国）（2014年度まで）

農商工等連携事業計画認定件数

平成27年2月2日 現在

県名	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	合計
認定累計件数	5	6	13	17	6	13	9	20	9	98

### 【平成26年度農商工等連携事業計画認定事例】

商工事業者：有限会社 清風庵

農林漁業者：岡山地方新農業経営者クラブ連絡協議会

所在地：岡山県岡山市北区

認定時期：平成26年度第1回認定

事業名：岡山県特産の野菜と果物を活用した野菜スイーツの開発・販売



ロールケーキ

商工事業者：株式会社 げんき本舗

農林漁業者：えひめ南農業協同組合

所在地：愛媛県宇和島市

認定時期：平成26年度第2回認定

事業名：愛媛県産柑橘を活用したドライフルーツの開発・製造・販売



ドライフルーツ

商工事業者：株式会社 あすなろ本舗

農林漁業者：すみおファーム

所在地：広島県広島市安佐北区

広島県安芸高田市

認定時期：平成 26 年度第 3 回認定

事業名：広島県のにんにくを活用した低臭化にんにく加工品の開発事業



低臭化ニンニク  
ソーセージ



低臭化ニンニク

### （中小企業地域産業資源活用事業の推進）

中小企業地域産業資源活用促進法に基づく「中小企業地域産業資源活用事業」は、平成 19(2007)年度にスタートしました。この制度により、各県ごとに指定された地域産業資源を活用した事業計画を、農政局や経済産業局等により認定を受けた事業者は、新商品開発や販路開拓等に対する補助、低金利融資や税制の特例措置が受けられるようになっています。

平成 26(2014)年度には、事業者から申請のあった農林水産物及び加工食品に係る「地域産業資源活用事業計画」の認定件数は 13 件（合計 151 件）となっており、地域活性化に向けた意欲的な取組となっています（表Ⅱ－3－3）。

中国四国農政局では、引き続き中小企業施策のノウハウ等を有効に活用し、農業の企業化や新たなアグリビジネスにつながるよう、6 次産業化や農商工等連携と一体的な取組を進め、農業も含めた地域経済の活性化を推進することとしています。

表Ⅱ－3－3 地域産業資源活用事業計画認定（2014 年度まで）

地域産業資源活用事業認定数

平成27年2月2日 現在

県名	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	合計
認定累計件数	8	18	16	9	15	27	21	19	18	151

### 【平成 26 年度中小企業地域産業資源活用事業認定事例】

事業者：株式会社 林商店

所在地：山口県下関市

事業名：山口県の銘酒「獺祭」の酒粕を使った魚

等の粕漬け商品の開発および販路開拓

認定時期：平成 26 年第一回認定



山口県産魚の粕漬け

事業者：増永水産株式会社  
 所在地：愛媛県松前町  
 事業名：海産珍味の生産に係る技術を活用した食品加工菓子の開発・製造・販売  
 認定時期：平成 26 年第二回認定



キス骨せんべい

メープルくるみ

事業者：有限会社岡富商店  
 所在地：島根県大田市  
 事業名：さばの塩辛をベースにした調味料の開発・販売  
 認定時期：平成 26 年第三回認定



鯖塩蔵・サバーニヤ・さばらー

キス骨せんべい

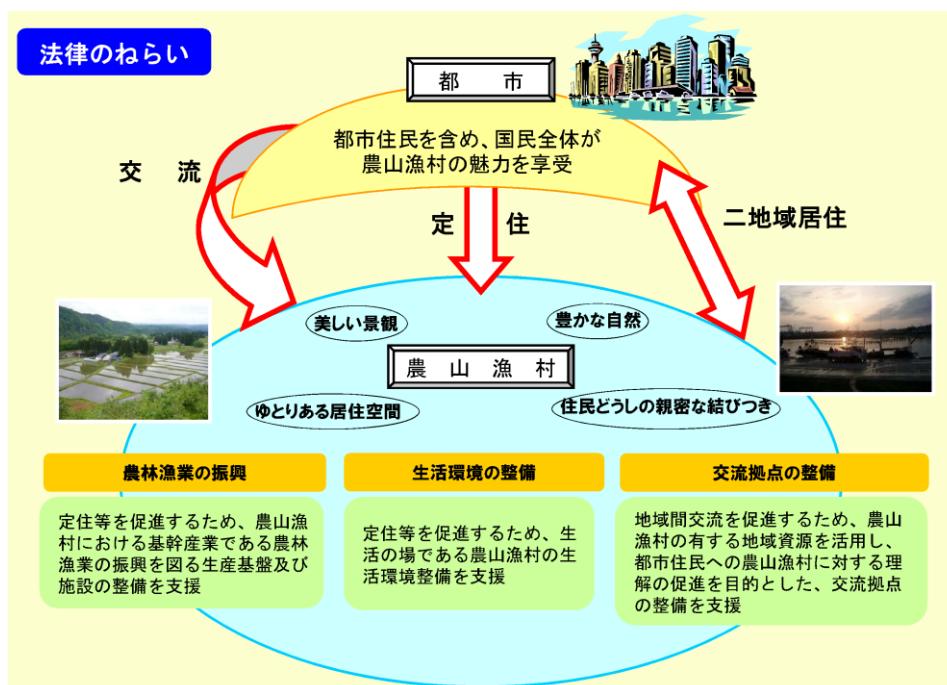
### 3 農山漁村の活性化に向けた取組

#### （1）農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の概要

##### 農山漁村活性化支援窓口の設置等による支援

農山漁村では、人口の減少、就業条件の悪化、農業従事者の減少・高齢化、農業生産所得の減少等の課題を抱えています。一方で、都市住民の中には農山漁村への定住、二地域居住、農山漁村との交流への関心が高まってきています。

そこで、農林水産省は農山漁村に人を呼び込み地域を活性化するための支援策を総合的に展開するため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」を平成 19 (2007) 年 8 月に施行するとともに、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を創設し、農山漁村における定住や農山漁村と都市との地域間交流などの地域の創意工夫を活かした農山漁村地域活性化の取組を総合的に支援しています。



また、農林水産省では、農山漁村の活性化推進に省を挙げて取り組んでいるところであり、中国四国農政局においても、農山漁村の活性化に向けた地域の自発的な動きを支援するため、農山漁村活性化の方策や地域で活用できる農林水産省の施策等について、ワンストップで地域からの相談に応じる「農山漁村活性化支援窓口」を平成19（2007）年2月1日に農村計画部農村振興課に設置しています。

**中国四国農政局ホームページ「中国四国農政局農山漁村活性化支援窓口」**  
[http://www.maff.go.jp/chushi/iken/nousangyoson\\_sien.html](http://www.maff.go.jp/chushi/iken/nousangyoson_sien.html)

#### **ア 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の概要**

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、農山漁村地域における定住者及び滞在者の増加等を通じた活性化のため、農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援するものです。

具体的には、地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住等の促進を図るための区域や事業等を掲げた農山漁村の「活性化計画」を作成し、その計画が、確実かつ効果的に実施されるために、国として総合的取組を交付金により支援しています。

#### **イ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活用状況**

平成26（2014）年度の中国・四国地域では、20件の活性化計画が新たに策定され、農山漁村の活性化に向けた取組が実施されています。

#### **（2）都市農村関係交付金の概要**

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援

#### **ア 都市農村共生・対流総合対策交付金の概要**

農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民の中では、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じているところです。

このため、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用を増大させることにより、地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要になっています。

このような状況を踏まえ、集落が他の集落、市町村、NPO等の多様な主体と連携して形成する集落連合体に対し、関係省庁との連携の下、地域の特性に応じて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援しています。

また、平成25（2013）年度から子ども農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した交流施設等、福祉・教育・観光等と連携した取組について、関係省

府と連携して重点的に支援することとしており、中国・四国地域で41団体が地域活性化の取組を進めています（図II-3-2、図II-3-3）。

## 図II-3-2 都市農村共生・対流総合対策交付金の概要

### 都市農村共生・対流総合対策交付金

【平成26年度予算額：2,100（1,950）百万円】

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大。このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動を支援。
- 重点対策として、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進。



### 図II-3-3 都市農村共生・対流総合対策交付金実施事例

#### 平成26年度 都市農村共生・対流総合対策交付金 実施事例



#### 中国四国農政局ホームページ「都市農村共生・対流総合対策交付金」

<http://www.maff.go.jp/chushi/green/index.html>

### (3) 美しい自然と景観の維持創造

#### 自然との共生や環境との調和に配慮した農業農村整備事業の推進

農村の美しい自然や景観は、農作業に携わる人々の手によって維持されています。

近年、農村の自然環境は、都市住民や地域住民の憩いや安らぎの場として見直されており、農業の生産活動に加え、その生産活動が営まれる農村の美しい自然環境、景観を将来にわたって維持・創造することが求められています。

このような中、農業農村整備事業は、食料の安定供給等農業生産性の向上、農村の生活環境の改善を基本的な目的としつつ、平成13年（2001）年度の土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造に努めてきました。

また、農林水産省では、平成15（2003）年9月の「水とみどりの『美の里』プラン21」の作成、平成16（2004）年6月の「景観法」の制定を受け、農山漁村地域特有の良好な景観を形成するため、農業農村整備事業においても景観に配慮した取組を一層推進することとなりました。

#### ア 田園環境整備マスタープラン等

農業農村の整備に当たっては、市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」または「農村環境計画」（以下「田園環境整備マスタープラン等」という。）に基づいて環境との調和に配慮した事業を展開しています。

なお、「田園環境整備マスタープラン等」とは、地域内の環境評価に関する事項、環境保全の基本方針に関する事項、地域の整備計画に関する事項等を内容とし、農業農村整備事業を実施する全市町村が主体となって策定するものです。

中国四国農政局管内では「田園環境整備マスタープラン等」が平成26（2014）年度末時点で182市町村で策定されています。

#### ■田園環境整備マスタープランに基づく「環境創造型事業」の例



## 4 豊かなむらづくりへの取組

### 創意工夫を凝らし地域活性化に取り組む団体・地区を表彰

豊かなむらづくり全国表彰事業を実施し、自主的努力と創意工夫によるむらづくり活動を通じて地域の活性化に貢献している団体等を表彰しています。

平成 26 (2014) 年度に、中国・四国地域では 2 団体・地区が農林水産大臣賞を受賞し、11 月 13 日に中国四国農政局において表彰式が行われました。

中国・四国地域の受賞団体・地区は以下のとおりです。

#### 受賞団体一覧

表彰名	むらづくりの主体	所在地
農林水産大臣賞	ひがしじょう 東條 地域農業集団	香川県小豆郡 しょうじまちょう 小豆島町
農林水産大臣賞	しんぐう 新宮あじさいグループ	愛媛県四国中央市 しこくちゅうおうし

### ●農林水産大臣賞

#### ひがしじょう 東條 地域農業集団 (香川県小豆郡小豆島町) しょうどしまちょう 安田 東條 地区)

昭和 58 (1983) 年、集落営農組織「東條地域農業集団」を設立し、稲作を中心とした農業に取り組み、平成 14 (2002) 年からは、減農薬・減化学肥料栽培の独自ブランド米の生産・販売を開始し、減農薬・無化学肥料による栽培をしています。平成 19 (2007) 年には、東谷農村環境保全集団を設立し、地域住民とともに農村環境保全活動を開始しました。また、集団の青年部員が、子どもたちを対象とした農作業体験や食育活動を実施し、島内外に参加を募っています。平成 21 (2009) 年から「収穫祭」を開始し、平成 25 (2013) 年には、農業交流施設「ファームステーション安田の郷」を開設し、農業者と消費者など地域住民の交流の場となっています。集団が発想した取組により地域の人々の交流が活発となりました。

##### 【生産面の主な取組】

- ・独自ブランド米「安田の郷」の生産・販売
- ・米の品質向上のための講習会の開催
- ・将来を見据えた次世代育成活動（農作業体験）

##### 【生活・環境整備面の主な取組】

- ・農道や水路などの環境保全活動
- ・収穫祭の開催、農業交流施設「ファームステーション安田の郷」の開設
- ・農作業体験希望者や移住希望者を募集するためホームページで小豆島グリーンツーリズムを PR



田植え体験をする子供たち

## しんぐう しこくちゅうおうし しんぐうまちかみやま 新宮あじさいグループ（愛媛県四国中央市 新宮町上山地区）

昭和 50（1975）年、農道開通を祝い、女性 17 人が沿道にあじさいを植栽した活動が、平成元（1989）年に誕生した「中野あじさいグループ」に引き継がれ、平成 8（1996）年には「新宮あじさいグループ」という 11 集落の組織へと拡大しました。あじさいの植栽・管理は、沿道からあじさい園へと変化を遂げ、その活動は約 40 年間続いています。平成 2（1990）年からは「あじさいまつり」を開催し、来場者が増加し周辺道路が拡幅されるなど、住民の生活面にも大きく寄与しました。

農業面では、昭和 48（1973）年、地区内に茶工場が建設され、自園・自製・自販と集落内の受託加工に取り組む外、茶の無農薬無化学肥料栽培にも取り組み、深い味わいと高い香りが好評で、近年では、茶を使った飴、クッキーなどの新商品を開発・販売しています。

### 【生産面の主な取組】

- ・茶の無農薬・無化学肥料栽培。
- ・茶業の分業化、収穫・加工の作業受委託。
- ・茶を使った製品の開発・販売。

### 【生活・環境整備面の主な取組】

- ・耕作放棄地を活用し、あじさい園を整備。
- ・あじさいまつりの開催と、名物の「あじさい見団子」などによる接待。
- ・新宮ふるさと小包便で農産品や茶の加工品を発送。



平成 10（1998）年に完成した「あじさい園」

## 5 農村の生活環境整備等

### 地域の自主性や裁量を重視した農村生活環境の整備を展開

#### （1）農村生活環境整備の概況

中国・四国地域の農村生活環境は、総市町村数の約 7 割を占める中山間地域で汚水処理施設等の整備が立ち遅れているなど、都市部と農村部に大きな差がみられます。

この農村生活環境の整備を促進するため、農業集落排水施設整備や農村振興総合整備、中山間地域総合整備などの推進に取り組んでいます。

#### （2）農村生活環境整備の推進

##### ア 農業集落排水施設整備の取組

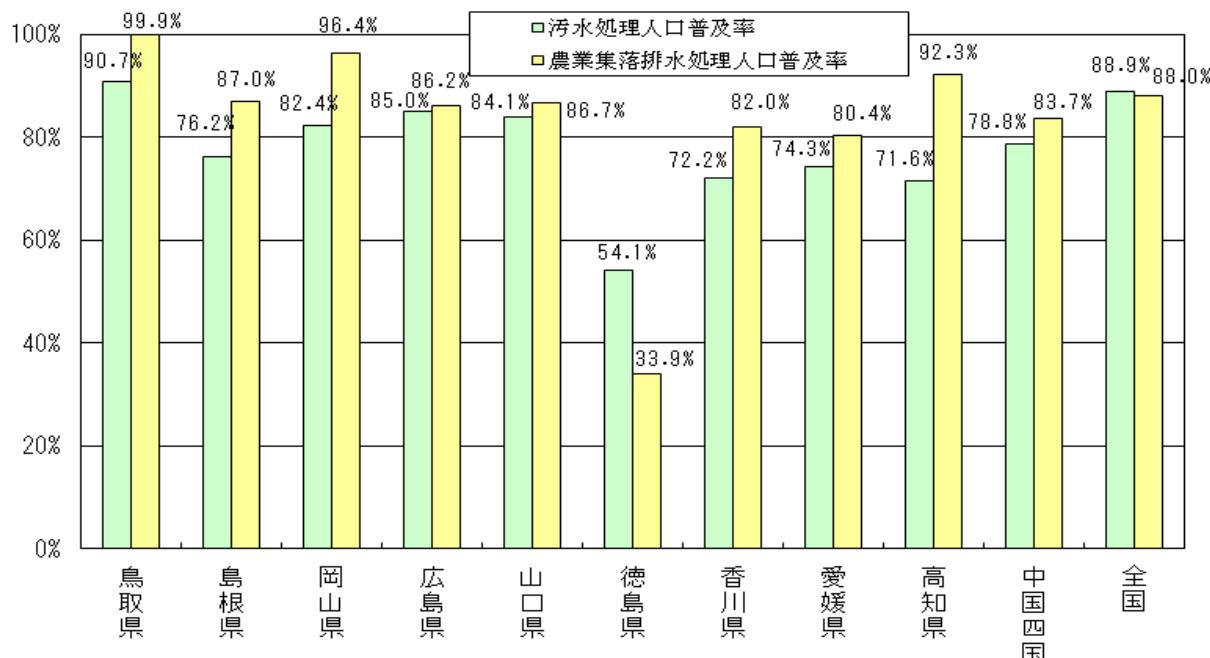
平成 25（2013）年度末の汚水処理人口普及率（農林水産省、国土交通省、環境省調べ）は全国で 88.9%（東日本大震災の影響で調査不能な市町村があるため、福島県を除いた数値）（平成 24（2012）年度末 88.1%）、中国・四国地域で 78.8%（平成 24（2012）年度末 77.8%）となっています。このうち農業集落排水事業による整備は全国 2.7%（福島県を除く）（平成 24（2012）年度末 2.7%）、中国・四国地域 4.0%（平成 24（2012）年度末 4.1%）となっています。

なお、農業集落排水事業により汚水処理施設を整備することとされている区域における農業集落排水処理人口普及率は、全国 88.0%（福島県を除く）（平成 24（2012）

年度末 87.5%）、中国・四国地域 83.7%（平成 24（2012）年度末 83.5%）となって います（図Ⅱ－3－4、表Ⅱ－3－4）。

中国・四国地域においては、農業集落排水事業による汚水処理施設は整備されつつあるものの、全国と比べるとやや遅れています。今後も、中山間地域対策や農村の生活環境整備の促進の観点から、同事業の一層の推進に取り組むこととしています。

図Ⅱ－3－4 汚水及び農業集落排水処理人口普及率（2013 年度末）



資料：中国四国農政局調べ

注：1) 農業集落排水処理人口普及率は、各県が策定した構想で農業集落排水事業により整備することとされている整備対象人口に対する整備済人口の割合。

2) 全国数値については、東日本大震災の影響で、福島県において、調査不能な市町村があるため、福島県を除いた数値。

表Ⅱ－3－4 2014 年度の農業集落排水事業の実施地区数

事業名	地区数
農業集落排水事業（農山漁村地域整備交付金）	18地区
汚水処理施設整備交付金	6地区

資料：中国四国農政局調べ



農業集落排水処理施設の整備例

## 6 多面的機能支払交付金

### (1) 多面的機能支払交付金の背景と概要

#### 農業者と地域の共同活動で守られる多面的機能の維持・発揮

農業・農村は、食料の生産だけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成などの多面的機能を発揮しており、都市住民を含む様々な人々に多様な恩恵をもたらしています。

多面的機能の維持・発揮は、地域の共同活動によって支えられていましたが、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、多面的機能の維持・発揮に支障が生じつつあります。

こうした状況を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理の推進を目的に、従来の「農地・水保全管理支払（平成 19（2007）年度～）」を組替え、平成 26（2014）年度から「多面的機能支払」を創設したところです。

このうち、「農地維持支払」では、担い手に集中する水路・農道の管理を地域で支え、農地集積を後押しするための農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動を支援しています。

「資源向上支払」では、水路、農道、ため池等の軽微な補修や、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための活動等を支援しています。

また、平成 26（2014）年 6 月には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が制定され、平成 27（2015）年度からは法律に基づいた事業として実施し、引き続き、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しすることとしています。

### （2）中国・四国地域の取組状況

#### 約 3 割の農地において、地域の共同活動を支援

##### ア 組織数、取組面積

中国・四国地域では、平成 26（2014）年 3 月末現在、農地・水保全管理支払交付金における、共同活動支援交付金には 2,583 組織、約 10 万 4 千 ha で、向上活動支援交付金には 1,590 組織、約 6 万 2 千 ha で取り組まれています（表 II-3-5）。

平成 19（2007）年度に農地・水保全向上対策として始まった本事業は、各地域で取り組まれ、平成 25（2013）年度の共同活動支援交付金の取組面積は事業開始（平成 19 年度）の約 1.2 倍となっています（図 II-3-5）。

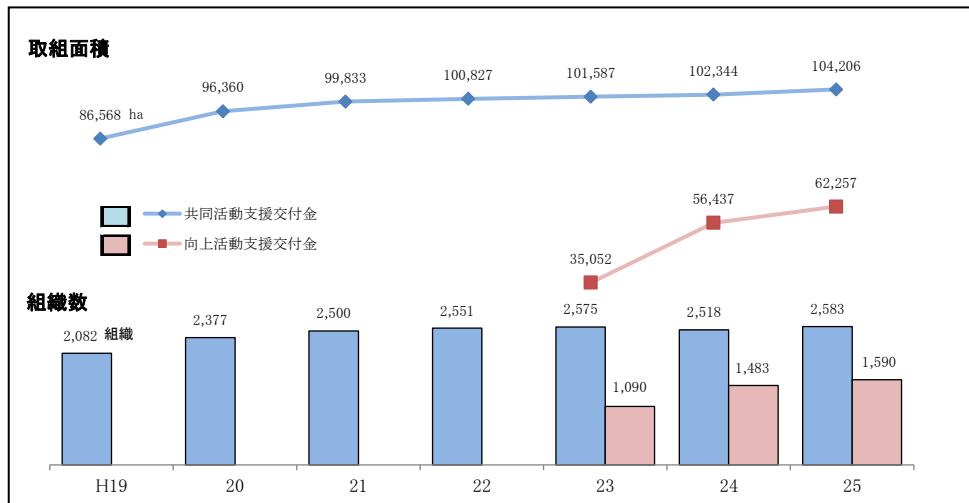
表 II-3-5 中国四国地域の組織数、取組面積（平成 26 年 3 月）

	組織数	取組面積 (ha)	カバー率 (※)
共同活動支援交付金	2,583	104,206	29%
向上活動支援交付金	1,590	62,257	17%

注：カバー率＝取組面積／対象農用地面積

対象農用地面積は、2005 年農林業センサスにおける農振農用地区域内の耕地面積に農業振興地域土地利用統計（H17.3.31 現在）の採草放牧地を加えた面積。

図 II-3-5 中国四国地域の取組の推移



## イ 多面的機能支払の取組内容

### ○農地維持支払（旧共同活動支援交付金）

草刈りや水路の泥上げ等の基礎活動や地域ぐるみの話し合い等を支援。



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



地域ぐるみの話し合い  
⇒ 保全管理構想の作成

### ○資源向上支払

#### ・地域資源の質的向上を図る共同活動（旧共同活動支援交付金）

水路や農道法面の簡易補修や、植栽、生物調査等の農村環境活動を支援。



施設の軽微な補修



植栽活動



農業体験や生物調査

#### ・施設の長寿命化のための活動（旧向上活動支援交付金）

施設の長寿命化のための補修や更新を支援。



水路の更新



農道の舗装

## 7 中山間地域の振興に向けた取組

### (1) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等は流域の上流部に主に位置しており、中山間地域等の農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展するなかで、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されています。

このため、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等と平地地域との条件不利を補正するため、中山間地域等直接支払交付金を交付し、耕作放棄地の発生防止等の取組を推進しています。

### (2) 平成 26 (2014) 年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）

#### 96%の市町村で協定を締結

平成 26 (2014) 年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）については、対象農用地を有する 181 市町村の 96%に当たる 174 市町村で、8,719 協定（集落協定 8,512 協定、個別協定 207 協定）が締結され、水路・農道等の維持管理をはじめ、機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等を推進しています。

なお、本制度に取り組む協定のうち、体制整備に向けた取組は、交付見込み面積ベースで 7 万 1,165ha であり、全交付見込み面積の 74%を占めています（表 II-3-6）。

表 II-3-6 平成 26 (2014) 年度実施状況見込み（集落協定十個別協定）

県名	対象市町村数	実施市町村数	協定数	交付見込み面積 (ha)		
				うち集落協定	うち体制整備	
鳥取県	17	17	690	678	8,100	6,858
島根県	19	19	1,339	1,288	13,301	11,460
岡山県	25	25	1,398	1,383	12,390	9,349
広島県	19	18	1,682	1,574	21,765	15,093
山口県	17	16	862	849	12,760	11,255
徳島県	18	17	549	545	3,444	1,499
香川県	15	13	464	464	2,997	1,253
愛媛県	18	18	972	970	13,888	9,192
高知県	33	31	763	761	6,975	5,205
中國	97	95	5,971	5,772	68,316	54,016
四国	84	79	2,748	2,740	27,304	17,148
中国四国	181	174	8,719	8,512	95,620	71,165
全国	1,117	998	28,079	27,571	686,891	599,888

資料：中国四国農政局調べ

注：四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

## 集落協定の取組事例 1

### 酒米・オーナー制度に取り組む事例

(山口県 下関市 大河内協定)

下関市豊浦町北部の大河内集落は、宇賀地区の中でも急傾斜農地を多く抱える集落です。昭和 62（1987）年に大河内営農組合が発足して地域内の農作業受託を開始するとともに、温泉と連携した直売所の設置や竹炭作り、しめ縄作り等の活動を行うなど、生産者と消費者の交流による地域の活性化を目指してきました。

その後、農家の高齢化と後継者不足による農地の荒廃が徐々に表面化してきたことを受け、集落で話し合い、美しい棚田が並ぶ農村景観を守ることを目的に、第 1 期対策から本制度への取組を開始しました。第 2 期対策では農業者同士の声掛けにより協定参加者が増え、荒廃田の減少につながりました。

当協定では、大河内営農組合が中心となって、農作業機械の共同化を 2 ha からスタートし、農地利用の効率化を図ってきました。平成 14（2002）年度からは、新たに減農薬栽培による日本酒好適米「山田錦」0.5ha の栽培に取り組み、地元酒造会社と連携した酒米オーナー制度を発足しています。

オーナーは酒米の栽培、収穫から日本酒製造工程体験や新酒の完成交流会への参加と、年間を通じた体験ができる内容となっています。毎回の作業後には、しし鍋や鹿カレーなどの昼食会を開催し、その後に温泉で汗を流して集落との交流を図っています。その際、温泉施設に仮設の直売所を設け、棚田の米や野菜の販売も行っています。

また、農閑期には休耕田での芋の栽培・ちまき作り・門松作り・炭焼き体験などのイベントを実施するなど、積極的な都市農村交流活動に取り組み、集落の活性化に寄与しています。



棚田オーナーと集落の風景



収穫体験

## 集落協定の取組事例 2

### 共同活動による日本一の富士柿産地の発展に取り組む事例 (愛媛県 八幡浜市 国木協定)

国木集落は、三方を山に囲まれた標高50m～300mの急傾斜地にある集落であり、古くから富士柿の栽培に取り組み、全国でも唯一の富士柿産地となっています。集落の農業従事者は50歳代を中心であり、専業農家の割合も高く、将来的に後継者が見込める農家も約半数と比較的多い状況にあります。

しかし、地域の過疎化は着実に進行しており、今後は高齢化を見据えた対策が必要となると考え、急傾斜地での作業を省力化するため、園内作業道の導入を進め、また新しい技術の導入により富士柿の品質向上を図りながら、日本一大きな富士柿産地の更なる発展を目指し、本制度に取り組んできました。

富士山に形が似ていることから名前がついた「富士柿」は、国木集落と隣の牛名集落が中心になって栽培を行っており、口当たりが滑らかな果肉とまろやかな甘さが特徴で、贈り物として大変喜ばれる高級果物として人気があります。

この富士柿とともに集落を更に発展させるため、集落で話し合いを行い、本制度で高圧洗浄機（皮はぎ機）を購入し、6haの園地で共同利用しています。高圧洗浄機を使用することにより、作業が省力化され、また病害虫の発生の防止にもつながり、製品率の向上など、富士柿の品質向上が図られています。

また、共同活動の一環として、隣接する牛名集落と共同で草刈りなども行っています。



高圧洗浄機（皮はぎ機）使用中



牛名集落との合同共同作業（草刈り）

## 8 農山漁村における再生可能エネルギーの活用

### 農山漁村再生可能エネルギー法の周知

国土の大半を占める農山漁村には、森林資源等のバイオマス、土地、水などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギーの利用の面で高いポテンシャルがあります。

また、平成24(2012)年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー発電の事業採算性が向上したことから、農山漁村において新たな所得機会の可能

性が生じているところです。

このため、平成 25(2013)年 11 月 15 日に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(農山漁村再生可能エネルギー法)が成立し、平成 26(2014)年 5 月 1 日に施行されました。

この法律は、地域主導により、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー(バイオマス、太陽光、小水力、風力等)を活用した発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図るもので

中国四国農政局では、本制度の円滑な推進を図っていくため、制度に関して必要な情報提供や助言等を行う相談窓口を平成 26(2014)年 6 月 9 日に設置するとともに、平成 26(2014)年 7 月下旬から 9 月上旬まで、各県別に説明会や取組に意欲のある市町村等への個別説明会を開催するなど、制度の周知活動に取り組みました。

また、平成 27(2015)年 1 月 20・21 日の両日、四国経済産業局と地方公共団体等への周知を図ることを目的に「四国地域エネルギーフォーラム 2015」を高松市内で開催しました。

なお、中国・四国地域では、再生可能エネルギーの利用に向けた取組が展開されており、岡山県岡山市の果樹栽培農家では、平成 25(2013)年度農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業を活用し、太陽光パネルの設置を行い、平成 27(2015)年 5 月から発電を開始しました。

太陽光発電により得られた収入は、耕作放棄地の果樹園への復旧及び園地の規模拡大に要する費用に活用することとしており、地域の耕作放棄地の減少及び経営規模拡大に伴う雇用の創出につながる取組として期待されます。

## 再生可能エネルギー導入推進の取組状況

### 農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー導入を巡る動き

農業水利施設等を活用した小水力発電等再生可能エネルギーの導入は、地域における安定的な電力供給に寄与し、農村地域の活性化に貢献するとともに、電力の値上げや施設の老朽化等によって増大傾向にある維持管理費の削減に資することが期待されます。

「土地改良長期計画」(平成 24(2012)年 3 月 30 日閣議決定)では、農村における地域資源の潜在力を活用した再生可能エネルギーの利用を促進するため、平成 28(2016)年度までに約 1,000 地域で農業水利施設を活用した小水力発電等の計画作成に着手することを目標に掲げられています。

そのため、小水力等発電施設の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援を行う小水力等再生可能エネルギー導入推進事業を各地において実施しており、中国四国農政局管内においては、平成 26(2014)年度までに 82 地区(245 地点)で適地選定、概略設計調査等に取り組んでいます。

また、平成 26(2014)年 10 月末までに農業農村整備事業等により小水力等発電施設は、全国 109 地区で整備されており(小水力発電施設 37 地区 2 万 6 千 kW、太陽光

発電施設 67 地区 5,400kW、風力発電施設 6 地区 1,200kW（1 地区重複カウント）、中国四国農政局管内においては、平成 27（2015）年 1 月までに 16 地区（小水力発電施設 9 地区 4,899kW、太陽光発電施設 7 地区 387kW）で再生可能エネルギー発電施設が整備されました（図 II-3-6）。

#### <小水力発電施設>

鳥取県琴浦町・船上山ダムの小水力発電施設（最大出力：110kW）

（地域用水環境整備事業 発電開始：平成 26（2014）年）



船上山ダム全景



発電所

徳島県美馬市・夏子ダムの小水力発電施設（最大出力：29kW）

（県営かんがい排水事業 発電開始：平成 26（2014）年）



発電所



発電機

#### <太陽光発電施設>

鳥取県北栄町・北栄地区の太陽光発電施設（最大出力：54kW・6カ所合計）

（低炭素むらづくりモデル地区事業 発電開始：平成 22（2010）年・平成 23（2011）年）



由良西浜散水管理所



江北新開揚水機場

徳島県吉野川北岸地区の太陽光発電施設（最大出力：18kW）  
(農山漁村プロジェクト支援交付金 発電開始：平成 25（2013）年)

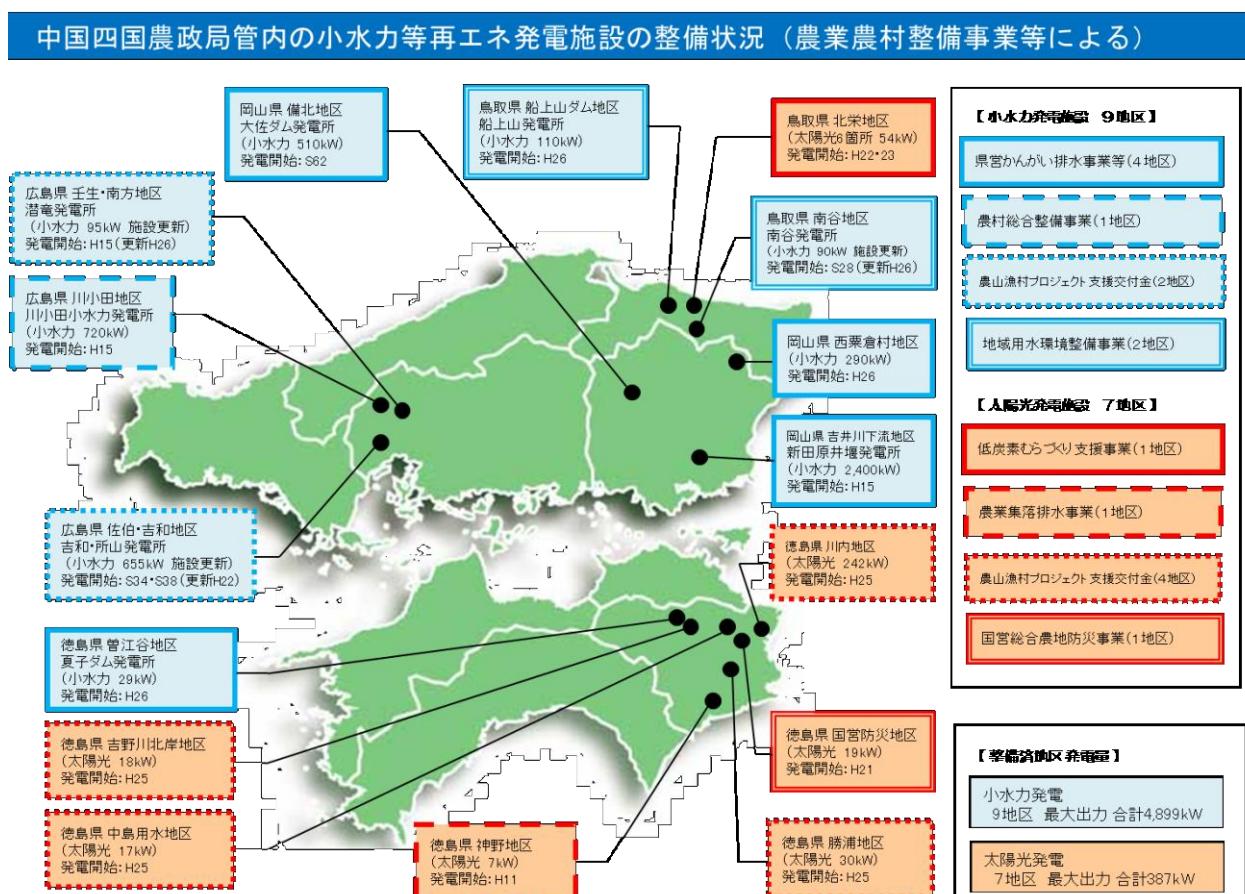


吉野川北岸用水中央管理所  
電所（屋上へ設置）



太陽光パネルの設置状況

図 II-3-6 中国四国管内の小水力等発電施設の整備状況（平成 27（2015）年 1 月末時点）



## 9 バイオマスの活用の推進に向けた取組

### バイオマス事業化戦略を受け、バイオマス産業都市の構築を推進

「バイオマス活用推進基本法」（平成 21 年法律第 52 号）に基づき、国が「バイオ

マス活用推進基本計画」を定め、平成 32（2020）年までに①全都道府県及び 600 市町村においてバイオマス活用推進計画を策定、②約 5,000 億円規模の新産業を創出、③炭素量換算で約 2,600 万 t のバイオマスを活用する目標を掲げ、これらを実現するための指針として、平成 24（2012）年 9 月 6 日、「バイオマス事業化戦略」が策定されました。

このバイオマス事業化戦略を受け、バイオマスの原料生産から収集・運搬・製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギー強化により、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」を平成30(2018)年までに約100地区の構築を目指しています。

現在、バイオマス産業都市に選定された地域は、全国で22地域（平成26（2014）年11月18日現在）、中国・四国地域では、島根県奥出雲町、島根県隠岐の島町、岡山県真庭市、西粟倉村及び香川県三豊市の5地域が選定されています。

平成26（2014）年度は、地域バイオマス産業化推進事業により、バイオマス産業都市の構築を目指す島根県飯南町及び岡山県津山市の構想づくりを支援しました。

## バイオマス産業都市について

- バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・まちづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定・

※關係7省:內閣官、檢察官、文部科學省、農林水產省、經濟產業省、国土交通省、環境省



## 【岡山県真庭市の取組概要】

真庭市は、岡山県北部に位置し、平成 16 (2004) 年度末に 9 つの町村が合併して誕生した人口約 4 万 8,400 人の市で、市の面積の 79% を山林が占めています。「自然」「連携」「交流」「循環」「協働」の 5 つのキーワードの下、木質バイオマスの利活用を核としたバイオマス産業都市を推進していくため、4 つの事業化プロジェクトを実施しています。

### ① 真庭バイオマス発電事業

地域の未利用木材を主燃料とする発電施設を動かす事業で、平成 27 (2015) 年 4 月から運転を開始した発電所は、2 万 2,000 世帯分の使用量に相当する出力規模 (1 万 kW) があり、地域内の直接・間接の雇用創出や関連産業の活性化などの波及効果が期待されています。



### ② 木質バイオマスリファイナリー事業

木質バイオマスを新素材として利用するマテリアル化を試み、付加価値の高い新素材の研究開発を行い、地域内での産業創出を目指す事業です。



木質バイオマス  
発電施設

平成 22 (2010) 年 4 月に研究拠点「真庭バイオマスラボ」を岡山県と共同で設置し、独立行政法人や民間企業が地域内関連事業者と連携した研究開発を進めるとともに、同年 6 月には「真庭市バイオマスリファイナリー事業推進協議会」を発足させ、産官学の連携と、情報収集・共有やネットワーク構築を図っています。

### ③ 有機廃棄物資源化事業

地域内の生活系・農業系有機廃棄物の総合資源化を目指す事業です。一般家庭や温泉旅館等からの廃食用油を回収して BDF を製造し、旅館の送迎車両の燃料に利用しており、今後、回収エリア拡大と BDF 製造設備の増強を目指しています。

また、食品系製造事業者や農業者からの有機物系廃棄物のバイオガス化や肥料化による総合資源化、ゴミの減量化、焼却コスト削減等を目指しています。

### ④ 産業観光拡大事業

地域内の産業と観光を結びつけた集客事業で、バイオマス利活用の現場と市内観光地を巡る「バイオマスツアーアマテ」が平成 18 (2006) 年度から行われています。平成 25 (2013) 年度は、中国四国からのみならず、全国から約 2,300 人が参加しています。



バイオマスツアーアマテの様子

今後、各事業化プロジェクトの推進により、新たな見学先の設定、ツアーメニューの拡充を図るとともに、修学旅行の誘致や参加型観光の導入により幅広い客層を呼び込み、観光客の増加や関連産業の活性化、雇用の拡大を目指しています。

## 10 地理的表示保護制度の推進

### 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律

#### (1) 地理的表示保護制度の概要

平成 26(2014)年 6 月 18 日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示法)が成立し、同年 6 月 25 日に公布されました。

この法律は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きが特定できるようなものについて、その名称(地理的表示)を国に登録し、知的財産として保護するものです。

#### (2) 地理的表示保護制度の周知及び施行に向けた取組

農林水産省は、地理的表示保護制度の導入を通じて、それらの生産業者の利益の保護を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、消費者の利益を図るよう取組を進めることとしており、平成 26(2014)年 9 月 30 日から 10 月 28 日にかけて、各地方農政局等のブロックにおいて「地理的表示法に関する説明会」を開催しました。中国四国農政局は、農林漁業関係団体、弁理士会、地方自治体等の参加を得て、同年 10 月 10 日に高松市、10 月 27 日に岡山市で説明会を実施しました。

また、平成 27(2015)年 2 月から 3 月にかけて、同法の政省令のパブリックコメントを実施し、これらを踏まえ 4 月に「政省令」等の説明会を開催しました。

同法は、平成 27(2015)年 6 月に施行し、地理的表示保護制度の運用が開始されます。



地理的表示法に基づく登録標章 (GI マーク)



飼料用米シンポジウム会場



講師による説明

#### (イ) 消費拡大に向けた取組み(MILK JAPAN フォトコンテスト 2014 の開催)

牛乳・乳製品の消費拡大、酪農に対する消費者への理解を醸成することを目的に、フォトコンテストを開催しました。

募集部門は「牛乳の部」「ふれあいの部」2部門で、応募期間は平成 26（2014）年から 9 月 30 日までとし、応募人数は 42 人、応募総数は 61 点で、最優秀賞 2 点、優秀賞 4 点、入賞 10 点を選考しました。

##### 【最優秀賞作品】

###### 【乳牛とのふれあいの部】



###### 【牛乳・乳製品の部】



フォトコンテスト入賞式

#### 中国四国農政局ホームページ「中国四国地域の畜産」

<http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/chikusan/tikusan.html>

## 第2章 食料自給率向上に向けた取組

### 1 食料自給率の動向

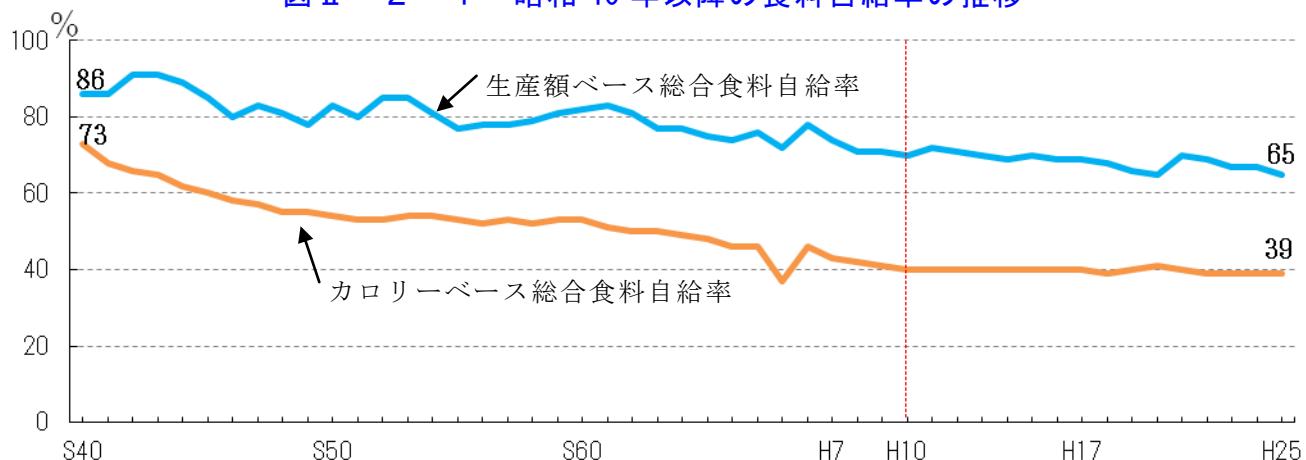
#### (1) 食料自給率の動向

平成25年度の我が国の食料自給率は、カロリーベースで39%、生産額ベースで65%

我が国の食料自給率は長期的に低下傾向にあり、カロリーベースでは、昭和40(1965)年度の73%から平成10(1998)年度には40%に低下し、その後、横ばいで推移しています。なお、平成25(2013)年度の食料自給率(概算値)は、カロリーベースで39%、生産額ベースで65%となっています(図II-2-1)。

食料自給率低下の大きな要因としては、米の消費量の減少と肉類等の畜産物の消費量の増加等といった食生活の変化があります(表II-2-1)。

図II-2-1 昭和40年以降の食料自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

表II-2-1 食生活の変化

	ごはん 	牛肉料理 	豚肉料理 	たまご料理 	牛 乳 	植物油 	野 菜 	果 実 	魚介類 
昭和40年度 (73%)	1日5杯	月1回	月2回	3週間で1パック	週に2本	年に3本	1日300g程度 (重量野菜多い)	1日80g程度 (りんごが3割)	1日80g程度
昭和55年度 (53%)	1日4杯	月2回	月5回	2週間で1パック弱	週に3本	年に7本	1日310g程度 (緑黄色野菜增加)	1日110g程度 (みかんが約4割)	1日100g程度
平成25年度 (39%)	1日3杯	月3回	月7回	2週間で1パック	週に3本	年に9本	1日250g程度 (緑黄色野菜以外は減少)	1日100g程度 (その他果実が約7割) -輸入物増-	1日75g程度 -輸入物増-

資料：農林水産省作成

注：1) 年度欄の( )内はカロリーベースの食料自給率

2) 牛肉料理と豚肉料理は1食150g換算。牛乳は牛乳びん、植物油は1.5kgボトル換算。

## (2) 中国・四国地域各県の食料自給率

### 中国・四国地域各県の食料自給率は、地域によって顕著に差

中国・四国地域の平成24(2012)年度の県別食料自給率(概算値)について、カロリーベースでは、山陰の鳥取、島根の両県と四国の徳島、高知の両県が全国(39%)を上回っています。生産額ベースでは、山陰の鳥取、島根の両県と四国4県が全国(68%)を上回っています(図II-2-2)。

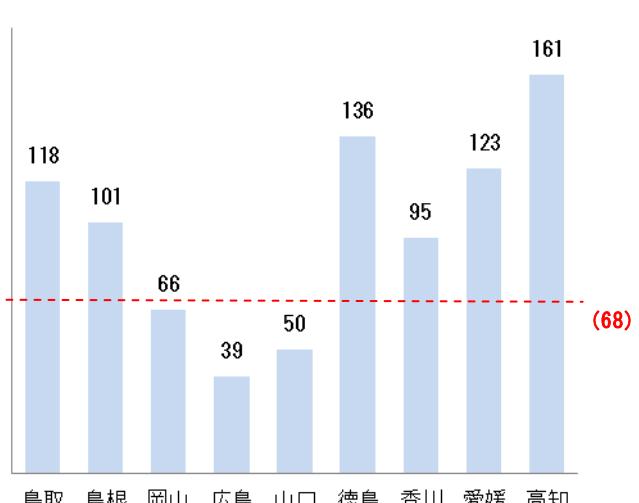
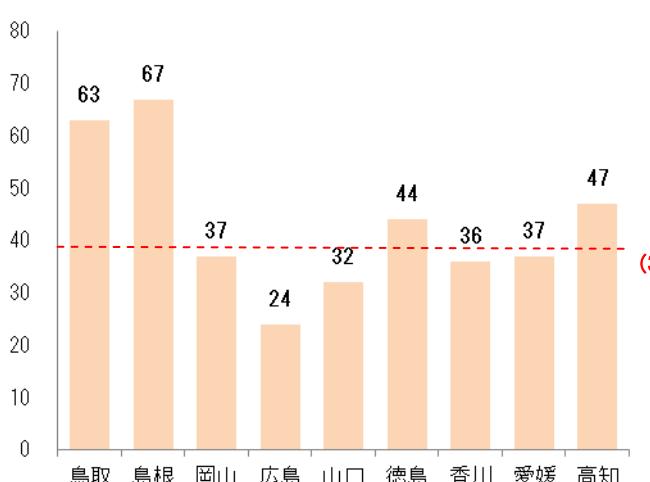
図II-2-2 平成24(2012)年度の県別食料自給率(概算値)

○ カロリーベース総合食料自給率

○ 生産額ベース総合食料自給率

(単位: %)

(単位: %)



資料: 農林水産省「食料需給表」他

資料: 農林水産省「食料需給表」他

注: 県別食料自給率については、

- 1) データの制約から、各県の生産・消費の実態を十分把握できていない部分があること、
  - 2) 各地域の自然・社会・経済的な諸条件が異なっていることから、その水準を各県間で単純に比較できるものではないこと、
- に留意願います。

## 2 経営所得安定対策等

### (1) 平成26年産以降の経営所得安定対策等の見直しの背景及び概要

#### 意欲ある農業者に施策を集中するとともに、需要のある作物の生産を振興

平成25(2013)年12月「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定され、農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を車の両輪とし、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現に向けて取り組むこととされました。

産業政策としての経営所得安定対策については、従来の経営所得安定対策(旧・戸別所得補償)は、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があった、米の直接支払

交付金や米価変動補填交付金について工程を明らかにした上で廃止することとしました。

また、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、平成 26（2014）年 6 月 13 日に「改正担い手経営安定法」が成立し、平成 27（2015）年度から、対象となる農業者について、これまでの認定農業者、集落営農に認定新規就農者を追加するとともに規模要件は課さないこととしました。

平成 26（2014）年産の各種交付金の概要は、以下のとおりです。

畑作物の直接支払交付金については、数量払の交付単価の変更、面積払（営農継続支払）のそばの交付単価の変更等を行いました。

米・畑作物の収入減少影響緩和対策については、前年産と同じ仕組みで実施しますが、別途、本対策に加入していない者を対象に、ナラシ移行のための円滑化対策を平成 26（2014）年産限りで実施します。

米の直接支払交付金は、平成 26（2014）年産米から単価を 7,500 円/10a に削減した上で、平成 29（2017）年産までの時限措置として実施します（平成 30（2018）年産から廃止）。

米価変動補填交付金は、平成 26（2014）年産から廃止しました。

水田活用の直接支払交付金については、飼料用米・米粉用米への数量払の導入、地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実等を行います（なお、「水田フル活用ビジョン」の作成が産地交付金の支援要件です）。

## （2）平成 26 年度経営所得安定対策等の加入状況

加入申請件数は昨年度から 3,905 件減少

主食用米から飼料用米及び加工用米等への作付転換が進み、戦略作物の作付計画面積は 3,429ha 増加（主食用米は 2,513ha 減少）

中国・四国地域における平成 26（2014）年度経営所得安定対策等の加入申請件数は 18 万 627 件となり、昨年度の支払実績と比べ、3,905 件減少しました。

これは、農業者の高齢化による離農や担い手への農地集積が進んだこと及び米交付金の単価が昨年度から半減したため、小規模農家等が申請を見送ったことから減少したものです。

経営形態別にみると、個人が 17 万 8,629 件、法人が 1,471 件、集落営農が 527 件となっており、昨年度の支払対象者数と比べ個人は 2.2%（3,986 件）減少したのに対し、法人が 4.7%（66 件）増加、集落営農は 2.9%（15 件）増加しました。

交付金別にみると、畑作物の直接支払交付金は 5,689 件、水田活用の直接支払交付金は 8 万 1,185 件、米の直接支払交付金は 15 万 9,483 件となっており、昨年度の支払実績と比べ、畑作物は 941 件増、水田活用は 1 万 25 件増、米は 5,962 件減っています（表 II-2-2）。

表Ⅱ－2－2 平成26年度経営形態別、交付金別加入申請件数

(単位:件)

県名	加入申請件数	経営形態別				交付金別			
		個人	法人	集落営農	構成戸数	畠作物の直接支払交付金	水田活用の直接支払交付金	米の直接支払交付金	ナラシ移行のための円滑化対策
鳥取	(172) 21,619	(157) 21,421	(13) 122	(2) 76	(▲ 7) 2,150	(311) 1,505	(1,758) 10,607	(27) 20,025	19,524
島根	(▲ 1,139) 22,723	(▲ 1,153) 22,356	(9) 248	(5) 119	(▲ 142) 2,441	(135) 909	(712) 6,712	(▲ 1,237) 21,659	20,620
岡山	(358) 23,790	(343) 23,601	(11) 131	(4) 58	(▲ 2) 1,387	(243) 916	(1,926) 14,428	(▲ 235) 19,911	19,615
広島	(▲ 696) 31,350	(▲ 699) 30,930	(3) 340	(0) 80	(▲ 5) 1,149	(78) 768	(2,732) 13,267	(▲ 855) 29,228	27,676
山口	(▲ 1,328) 24,255	(▲ 1,340) 23,896	(9) 279	(3) 80	(▲ 21) 1,104	(64) 477	(534) 9,119	(▲ 1,336) 22,428	19,223
徳島	(772) 8,710	(769) 8,641	(3) 65	(0) 4	(0) 56	(17) 210	(503) 6,269	(▲ 115) 4,958	4,916
香川	(▲ 1,023) 22,031	(▲ 1,029) 21,833	(7) 133	(▲ 1) 65	(▲ 33) 6,171	(33) 517	(731) 6,611	(▲ 1,147) 20,489	20,142
愛媛	(▲ 775) 17,364	(▲ 780) 17,233	(2) 98	(3) 33	(24) 389	(32) 329	(1,095) 6,750	(▲ 1,002) 15,849	15,515
高知	(▲ 246) 8,785	(▲ 254) 8,718	(9) 55	(▲ 1) 12	(▲ 26) 200	(28) 58	(34) 7,422	(▲ 62) 4,936	4,573
合計	(▲ 3,905) 180,627	(▲ 3,986) 178,629	(66) 1,471	(15) 527	(▲ 212) 15,047	(941) 5,689	(10,025) 81,185	(▲ 5,962) 159,483	151,804

資料：中国四国農政局調べ

注：( ) は昨年度支払い実績からの増減件数

作付計画面積をみると、畠作物の直接支払交付金の作付計画面積は1万1,776haで、昨年度の支払実績（面積換算値）と比べ1,232ha増加しました。水田活用の直接支払交付金（戦略作物）の作付計画面積は2万7,077haで、昨年度の支払実績と比べ3,429ha増加しました。一方、米の直接支払交付金の作付計画面積（10a控除前）は11万3,528haで、主食用米から、WCS用稻、飼料用米、加工用米への作付転換が進んだことから昨年度の支払実績（10a控除前）と比べ2,513ha減少しました（表Ⅱ－2－3）。

表Ⅱ－2－3 平成26年度主要作物の作付計画面積

県名	畑作物の直接支払交付金					水田活用の直接支払交付金(戦略作物)						(参考)産地交付金対象作物			米の直接支払交付金 (10a控除前)		
	麦	大豆	そば	なたね	合計	麦	大豆	飼料作物	WCS用稻	米粉用米	飼料用米	加工用米	合計	そば	なたね	備蓄米	
鳥取	(60) 110	(127) 573	(210) 313	(12) 15	(410) 1,011	(▲1) 111	(39) 621	(60) 1,046	(1) 291	(▲0) 1	(366) 660	(146) 236	(612) 2,964	(▲1) 304	(6) 11	(5) 261	(▲125) 12,528
島根	(▲338) 117	(▲3) 600	(365) 536	(5) 11	(29) 1,264	(▲30) 564	(44) 670	(2) 639	(82) 390	(▲17) 7	(190) 750	(86) 307	(358) 3,327	(38) 445	(▲4) 11	(16) 34	(▲524) 16,634
岡山	(46) 1,362	(62) 249	(60) 158	(1) 3	(168) 1,772	(134) 2,520	(66) 1,245	(12) 1,272	(38) 387	(▲34) 45	(98) 388	(108) 570	(422) 6,426	(4) 155	(▲4) 3	(89) 685	(222) 13,806
広島	(11) 194	(41) 323	(190) 357	(0) 0	(243) 873	(11) 211	(47) 447	(10) 1,173	(71) 287	(4) 114	(37) 94	(239) 317	(419) 2,643	(8) 390	(0) 0	(206) 395	(▲282) 21,026
山口	(164) 1,381	(25) 665	(44) 54	(▲0) -	(233) 2,099	(153) 1,418	(59) 718	(20) 1,288	(51) 229	(1) 15	(70) 266	(590) 678	(944) 4,611	(1) 53	(▲0) -	(3) 68	(▲1,202) 20,176
徳島	(2) 126	(22) 49	(13) 40	(▲0) -	(36) 215	(9) 113	(4) 42	(10) 226	(41) 106	(▲1) 11	(94) 193	(15) 35	(172) 727	(0) 15	(…) -	(64) 381	(▲176) 2,802
香川	(▲38) 2,260	(23) 55	(17) 30	(2) 4	(4) 2,348	(6) 2,301	(33) 87	(31) 165	(7) 45	(▲7) 5	(49) 76	(30) 30	(149) 2,708	(2) 26	(▲1) 4	(88) 186	(▲526) 12,876
愛媛	(84) 1,765	(33) 298	(16) 44	(…) -	(133) 2,107	(65) 1,724	(19) 290	(14) 450	(▲5) 87	(1) 6	(27) 124	(0) -	(120) 2,681	(2) 25	(…) -	(30) 93	(▲198) 10,044
高知	(▲2) 6	(▲27) 76	(3) 5	(0) 0	(▲25) 88	(▲1) 6	(▲10) 86	(20) 294	(51) 145	(▲9) 10	(169) 410	(14) 40	(236) 991	(▲0) 8	(0) 0	(▲4) 13	(298) 3,636
合計	(▲10) 7,320	(304) 2,888	(917) 1,535	(20) 34	(1,232) 11,776	(346) 8,967	(301) 4,205	(179) 6,551	(337) 1,968	(▲61) 214	(1,099) 2,959	(1,228) 2,213	(3,429) 27,077	(55) 1,420	(▲2) 30	(496) 2,114	(▲2,513) 113,528

資料：中国四国農政局調べ

注：1) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

2) 畑作物の直接支払交付金の( )は、昨年の支払数量を同年の実単収で換算した面積との増減面積。

3) 水田活用の直接支払交付金、産地交付金、米の直接支払交付金の( )は昨年の支払い実績面積との増減面積。

### (3) 平成26年産米・畑作物の収入減少影響緩和対策の加入申請状況

申請件数は昨年産から660件増加、積立申出面積は6,218ha増加

中国・四国地域における平成26年産(2014年産)の米・畑作物の収入減少影響緩和対策の加入状況をみると、申請件数は2,667件(うち、認定農業者2,497件、集落営農組織170件)で、昨年産の申請件数と比べ、660件増加しました。

また、積立申出面積は3万1,428ha(米2万1,225ha、4麦7,812ha、大豆2,391ha)で昨年産の積立申出面積と比べ6,218ha増加しました(表Ⅱ－2－4、表Ⅱ－2－5)。

表Ⅱ－2－4 平成26年産経営形態別申請経営体数

県名	合計	認定農業者			集落営農組織			(参考)平成25年産申請件数
		小計	個人	法人	小計	特定農業法人	準ずる組織	
鳥取	164	143	95	48	21	—	21	105
島根	445	403	221	182	42	29	13	332
岡山	310	301	260	41	9	—	9	240
広島	321	319	143	176	2	—	2	221
山口	664	639	447	192	25	23	2	580
徳島	32	32	24	8	—	—	—	28
香川	356	297	226	71	59	58	1	217
愛媛	301	290	247	43	11	1	10	237
高知	74	73	67	6	1	—	1	47
合計	2,667	2,497	1,730	767	170	111	59	2,007

資料：中国四国農政局調べ

注：1) 認定農業者の中には、法人化された集落営農組織(例：特定農業法人)が含まれている。

2) 本表の数値は加入申請を行った経営体の数値であり、交付金の交付要件審査の過程において交付対象外となる経営体も含まれている。

3) 平成25年産は、加入申請を行った者のうち、積立金を納付した者の数。

表Ⅱ－2－5 平成26年產品目別積立申出面積

県名	合計	米	4麦					大豆	(参考)平成25年 産積立申出面積
			小計	秋小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦		
鳥取	2,108	1,618	84	6	67	11	—	406	1,399
島根	5,338	4,244	556	75	455	8	19	538	4,257
岡山	4,222	1,784	2,272	467	1,790	—	16	166	3,749
広島	4,268	3,792	166	119	—	46	1	310	3,146
山口	6,133	4,213	1,327	904	82	—	341	593	5,485
徳島	231	156	62	37	11	—	14	13	165
香川	6,031	3,917	2,077	1,274	—	—	803	37	4,561
愛媛	2,746	1,208	1,266	164	—	—	1,102	272	2,210
高知	351	293	2	—	2	—	—	56	239
合計	31,428	21,225	7,812	3,046	2,407	65	2,296	2,391	25,210

資料：中国四国農政局調べ

- 注：1) 本表の数値は加入申請を行った経営体の数値であり、交付金の交付要件審査の過程において交付対象外となる経営体も含まれている。  
 2) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。  
 3) 平成25年産は、加入申請を行った者のうち、積立金を納付した者の面積。

### 3 農地政策

#### (1) 土地利用の状況

##### ア 農業振興地域の現状

###### 196市町村が農業振興地域に指定

平成25(2013)年12月1日現在の農業振興地域は、中国・四国地域の202市町村のうち、196市町村で指定され、そのすべての市町村で農業振興地域整備計画が策定されています(表Ⅱ－2－6)。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農用地等の確保等に関する基本指針」において、平成32(2020)年の確保すべき農用地等の面積については、全国で415万haを目標としました。また、同法に基づき毎年、目標の達成状況を公表することされており、中国・四国地域の平成25(2013)年度の農用地区域内の農地面積は34万3,500haとなっています(表Ⅱ－2－7)。

表Ⅱ－2－6 農業振興地域の指定及び市町村整備計画の策定状況(中国・四国)

県名	市町村	農業振興地域指定市町村数	農業振興地域の指定を受けていない市町村	
			整備計画 策定済み	整備計画 未策定
鳥取	19	19	19	—
島根	19	19	19	—
岡山	27	27	27	—
広島	23	20	20	— 府中町、海田町、坂町
山口	19	18	18	— 和木町
徳島	24	24	24	—
香川	17	15	15	— 直島町、宇多津町
愛媛	20	20	20	—
高知	34	34	34	—
合計	202	196	196	—

資料：中国四国農政局調べ(平成25(2013)年12月1日現在)

表Ⅱ-2-7 平成25年の農用地区域内の農地面積

(単位:千ha)

県名	H25年 農地面積	(参考) 対前年 増減	除外等	編入等
鳥取	30.5	▲ 0.6	▲ 0.9	0.3
島根	37.9	▲ 0.1	▲ 0.3	0.2
岡山	56.2	0.0	▲ 0.4	0.4
広島	48.0	▲ 0.0	▲ 0.4	0.3
山口	40.2	▲ 0.0	▲ 0.4	0.3
徳島	31.3	2.6	▲ 0.1	2.7
香川	26.1	▲ 0.3	▲ 0.5	0.2
愛媛	44.5	0.0	▲ 0.5	0.5
高知	28.8	0.1	▲ 0.2	0.3
合計	343.5	1.7	▲ 3.7	5.2

資料:中国四国農政局調べ(平成25(2013)年12月1日現在)

注:農地面積とは農業振興地域農用地区域内の農地(田、畠、樹園地)の面積

## イ 農地転用の動向

### 農地転用面積は前年並み

中国・四国地域における農地転用面積は、平成2(1990)年の4,286haをピークに、減少傾向で推移していましたが、平成23(2011)年から2年連続で微増しています。平成24(2012)年の農地転用面積は1,215haで前年比100.3%、平成2(1990)年比28%となっています。

農地転用面積を県別にみると、岡山県(248ha)、山口県(172ha)、愛媛県(162ha)の順になっています。

また、用途別では「住宅用地」が全体の35%と一番多く、次いで「その他建物施設・業務用地(農林漁業用施設、駐車場、資材置場、公的施設等)」が25%と2つの用途で転用面積全体の60%を占めています(表Ⅱ-2-8)。

表Ⅱ－2－8 中国・四国地域の農地転用面積の推移

単位：ha

暦年	総面積	住宅用地	工礦業用地	学校・公園・運動場用地	道水路・鉄道用地	商業・サービス等用地	その他建物施設・業務用地	植林・その他
1990年	4,286	872	532	150	804	-	846	1,082
1995年	3,535	972	300	145	749	210	529	630
2000年	2,532	691	44	21	520	173	568	515
2005年	1,812	579	18	11	231	179	489	305
2009年	1,234	372	14	5	150	87	324	283
2010年	1,202	407	9	24	70	85	310	297
2011年	1,211	399	10	25	128	79	330	240
2012年	1,215	423	27	15	93	87	307	262

資料：2009年までは農林水産省経営局「土地管理情報収集分析調査」、2010年からは農林水産省経営局「農地の権利移動・借賃等調査」

注：1999年以降については、用途別の仕分けの変更があり工礦業用地、商業・サービス等用地は、1990年の数値と一致しない。

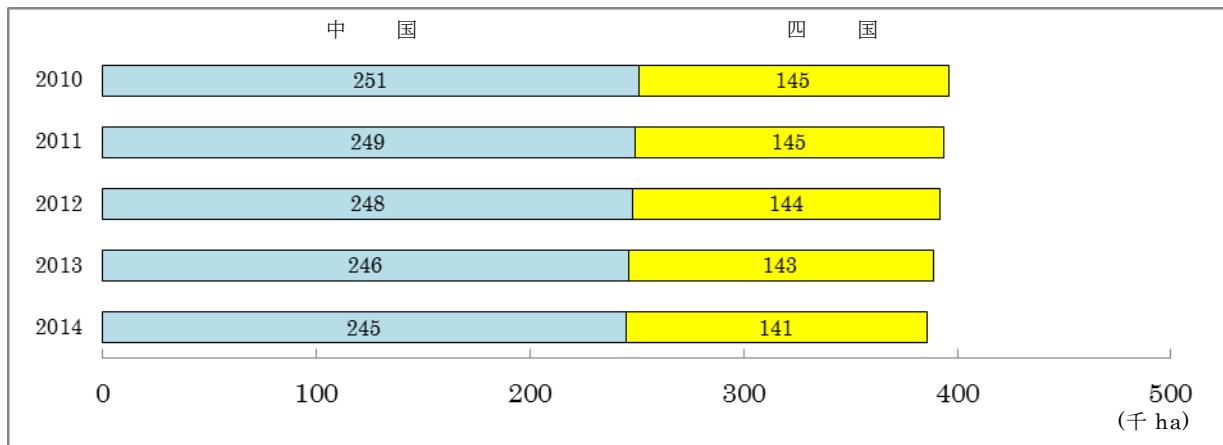
## ウ 耕地面積、耕地の利用状況

### 耕地面積、耕地利用率ともに前年を下回る

平成26（2014）年7月15日現在の耕地面積（田畠計）は38万5,700haで、宅地等への転用や荒廃農地等により、前年に比べて3,100ha（0.8%）減少しました。地域別にみると、中国24万4,500ha、四国14万1,200haで、前年に比べて1,700ha（0.7%）、1,400ha（1.0%）それぞれ減少しました（図Ⅱ－2－3）。

田畠別にみると、田は27万8,700ha、畠は10万7,000haで、前年に比べて1,600ha（0.6%）、1,600ha（1.5%）それぞれ減少しました。畠を種類別にみると、普通畠5万4,500ha、樹園地4万8,600ha、牧草地3,910haとなりました。

図 II-2-3 地域別耕地面積の推移(中国・四国)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

平成 25 (2013) 年の農作物作付(栽培)延べ面積は 32 万 ha で、前年に比べて 1,900ha (0.6%) 減少しました。

また、耕地利用率は 82.3% で、前年並となりました。地域別にみると、中国 79.5%、四国 87.2% となりました（表 II-2-9）。

表 II-2-9 地域別の耕地の利用状況(田畠計)

区分	作付(栽培)延べ面積			耕地利用率		
	2012年	2013年	対前年増減率	2012年	2013年	対前年差
全国	ha 4,181,000	ha 4,167,000	% ▲ 0.3	% 91.9	% 91.8	ポイント ▲ 0.1
都府県	3,032,000	3,022,000	▲ 0.3	89.3	89.2	▲ 0.1
中国四国	321,900	320,000	▲ 0.6	82.3	82.3	0.0
中国	196,700	195,700	▲ 0.5	79.4	79.5	0.1
四国	125,300	124,300	▲ 0.8	87.3	87.2	▲ 0.1

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率は、耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合である。

田畠別にみると、田の作付(栽培)延べ面積は 23 万 3,800ha で、前年に比べて 800ha (0.3%) 減少し、耕地利用率は 83.4% となりました。作物類別にみると、水稻が 17 万 1,600ha で最も多く、次いで野菜 2 万 6,300ha、飼肥料作物 1 万 4,100ha、麦類 8,880ha となっています。

畠の作付(栽培)延べ面積は 8 万 6,200ha で、前年に比べて 1,200ha (1.4%) 減少し、耕地利用率は 79.4% となりました。作物類別にみると、果樹が 4 万 3,200ha で最も多く、次いで野菜 2 万 1,400ha、飼肥料作物 1 万 300ha となっています（表 II-2-10）。

表Ⅱ-2-10 地域別・作物別の耕地の利用状況（2013年）

区分	中國・四国			中國	四国
	田畠計	田	畠	田畠計	田畠計
作付（栽培）延べ面積	ha 320,000	ha 233,800	ha 86,200	ha 195,700	ha 124,300
水陸稻（子実用）	171,600	171,600	x	115,200	56,400
麦類（子実用）	9,080	8,880	198	4,760	4,320
かんしよ	2,970	463	2,510	909	2,060
雑穀（乾燥子実用）	2,000	1,680	316	1,810	182
豆類（乾燥子実用）	6,670	5,440	1,230	5,870	792
野菜	47,700	26,300	21,400	25,700	21,900
果樹	43,200	-	43,200	15,100	28,100
工芸農作物	2,940	403	2,540	1,130	1,810
飼肥料作物	24,400	14,100	10,300	19,300	5,150
その他作物	9,470	4,920	4,550	5,880	3,590
耕地面積	388,800	280,300	108,600	246,200	142,600
耕地利用率	82.3%	83.4%	79.4%	79.5%	87.2%

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：1) 耕地利用率は、耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合である。

2) 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものである。

## 工 耕作放棄地の現状

### 平成22（2010）年の中国・四国地域における耕作放棄地面積は6万4,770ha

平成22（2010）年2月1日現在の中国・四国地域における耕作放棄地面積は6万4,770haで、平成17（2005）年時点と比べて3,369ha（5.5%）増加したものの、増加のテンポは減速（平成12（2000）年から平成17（2005）年にかけては11.8%増加）しています。

また、自給的農家<sup>1</sup>や土地持ち非農家<sup>2</sup>の耕作放棄地<sup>3</sup>は増加していますが、販売農家の耕作放棄地は減少しています。

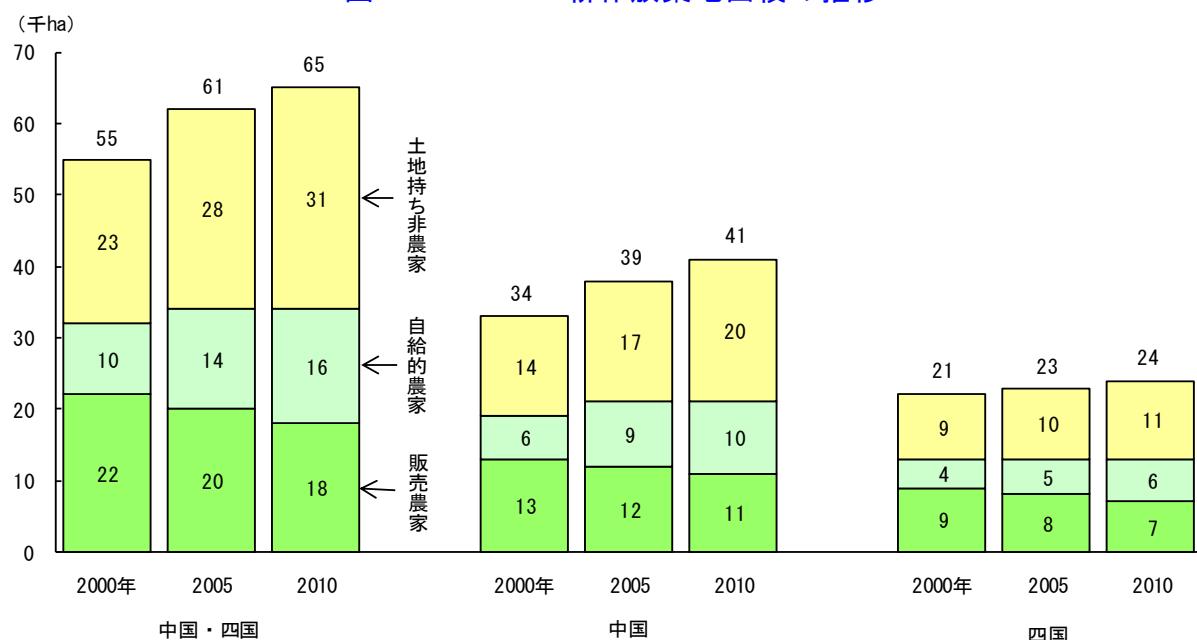
これを地域別にみると、中国地域では4万815ha、四国地域では2万3,956haで、平成17（2005）年時点と比べてそれぞれ、5.2%、6.0%増加しています（図Ⅱ-2-4）。

1 農家とは、経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯。自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

2 土地持ち非農家とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

3 耕作放棄地とは、農林業センサスにおいて、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。（過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は、含まれない。）

図 II-2-4 耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

## (2) 農地の利用及び集積

平成 25 (2013) 年の農地の権利移動面積は前年に比べ増加

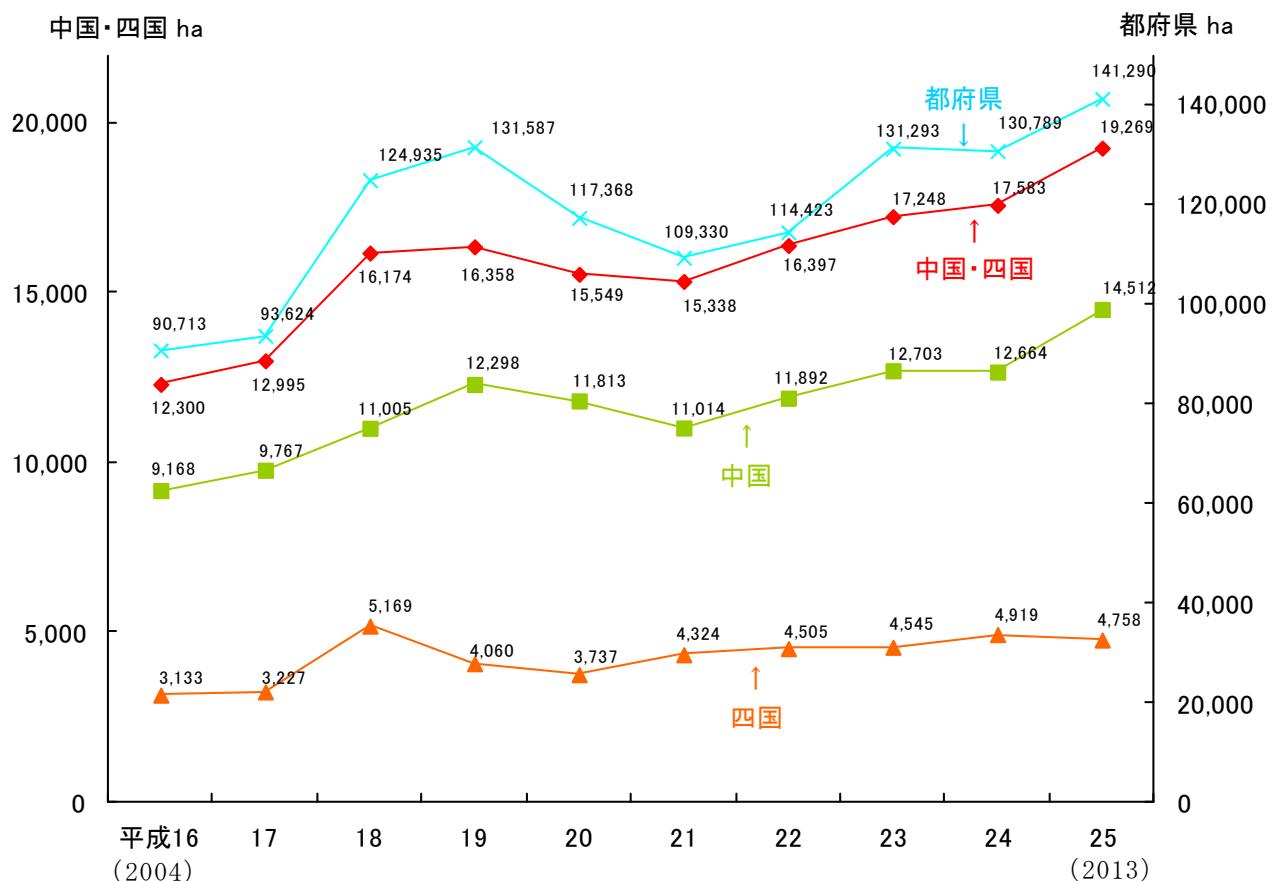
### ア 農地の権利移動

中国・四国地域における耕作目的の農地の権利移動面積(平成 25(2013)年の1年間)は1万9,269haで、前年より1,686ha増加(対前年比109.6%)しました。

権利移動面積が全耕地面積(「平成25年耕地及び作付面積統計」による。)に占める割合をみると、中国・四国地域は5.0%(権利移動面積1万9,269ha、全耕地面積38万9千ha)で、都府県平均の4.2%(権利移動面積14万1,290ha、全耕地面積339万ha)を0.8ポイント上回っています。同割合を地域別にみると、中国地域は5.9%(権利移動面積1万4512ha、全耕地面積24万6千ha)で、四国地域の3.3%(権利移動面積4,758ha、全耕地面積14万3千ha)を2.6ポイント上回っています(図II-2-5)。

なお、中国・四国地域における農地の権利移動面積は、農地法3条許可・届出が839ha、農業経営基盤強化促進法によるものが1万8,430haとなっています。

図 II-2-5 規模拡大につながる農地の権利移動面積の推移



資料：農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」

注：数値は、農地法第3条許可・届出による所有権耕作地有償所有権移転面積、賃借権設定面積及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等面積の合計面積

## イ 担い手への農地集積

### 農地集積の取組を推進

平成27（2015）年3月末現在の中国・四国地域における「認定農業者（特定農業法人含む）、基本構想水準到達農業者、特定農業団体、集落営農組織」（以下「担い手」という。）への農地集積率（担い手が経営する農地面積が耕地面積に占める割合）は23.1%であり、このうち、認定農業者への農地集積は19.9%となっています。（表II-2-11）。

なお、農地集積率が管内平均を上回っているのは、香川県、島根県、愛媛県、山口県の4県です。

中国・四国地域では、引き続き農業者の高齢化や農家戸数の減少が見込まれることから、集落営農の組織化・法人化を促進するとともに、平成26（2014）年に創設された農地中間管理機構等を活用し、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地発生防止、解消を進めることができます。

表Ⅱ－2－11 担い手への農地集積率（2015年3月末現在）

	① 耕地面積	② 担い手への農地集積面積	単位：ha、%		
			③ うち認定農業者	④=②/① 農地集積率	⑤=③/① うち認定農業者
鳥取県	34,800	7,586	6,533	21.8	18.8
島根県	37,700	10,390	9,334	27.6	24.8
岡山県	66,800	13,210	12,190	19.8	18.2
広島県	56,500	10,834	10,381	19.2	18.4
山口県	48,800	12,020	11,491	24.6	23.5
徳島県	30,400	6,779	4,236	22.3	13.9
香川県	31,200	9,074	5,317	29.1	17.0
愛媛県	51,200	13,204	12,316	25.8	24.1
高知県	28,300	5,936	5,085	21.0	18.0
中国四国計	385,700	89,031	76,881	23.1	19.9

資料：「耕地及び作付面積統計」、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」により作成

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

## ウ 農地中間管理事業の取組

### 農地中間管理機構は本格的に稼働

平成26（2014）年3月1日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構が設立されました。管内各県においても農地中間管理機構が設立されています（表Ⅱ－2－12）。

農地中間管理機構の仕組みは、①農地を借り受け、②必要な場合には畦畔除去等の簡易な条件整備を行った上で、③担い手に、規模拡大や農地の集積・集約化に配慮して転貸するもので、地域内に分散している農地を整理し、担い手への農地の集積・集約化を図ることにより、地域の農地利用を最適な状態にするとともに、農業の構造改革と生産コストの削減を図ることとしています。

平成26（2014）年度から管内各県の農地中間管理機構は本格的に取組を開始しており、平成27（2015）年3月末現在、中国・四国地域での農地中間管理機構による転貸面積は2,230ha（全国23,896ha）となっています。

表Ⅱ－2－12 農地中間管理機構設置状況

県名	機構の指定日	指定を受けた法人名
鳥取県	平成26年3月26日	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構
島根県	平成26年3月20日	(公財)しまね農業振興公社
岡山県	平成26年3月20日	(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団
広島県	平成26年3月26日	(一財)広島県森林整備・農業振興財団
山口県	平成26年3月27日	(公財)やまぐち農林振興公社
徳島県	平成26年3月19日	(公財)徳島県農業開発公社
香川県	平成26年3月24日	(公財)香川県農地機構
愛媛県	平成26年3月31日	(公財)えひめ農林漁業振興機構
高知県	平成26年3月4日	(公財)高知県農業公社

資料：中国四国農政局調べ

## エ 企業等の農業参入の状況及び借入面積

### 企業等の農業参入は着実に増加

平成21(2009)年12月に改正農地法が施行され、多様な主体による農業参入を促進していく観点から、農業生産法人以外の一般法人についても、貸借であれば、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも参入可能となるなど、新規参入の規制が大幅に緩和されました。

この農地法の改正によって、平成26(2014)年12月末現在、全国で1,712法人が新たに農業参入しており、そのうち、中国・四国地域では299法人が新規に参入しています(表Ⅱ－2－13、表Ⅱ－2－14、表Ⅱ－2－15)。

表Ⅱ－2－13 一般法人の農業参入状況及び借入面積

(単位：法人、ha)

	新規参入 法人数	組織形態			借入面積
		株式会社	特例有限会社	NPO等	
全国	1,712	1,060	218	434	5,121
うち中国・四国	299	159	42	98	672

資料：農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ

表Ⅱ－2－14 一般法人の業務形態別内訳

(単位：法人)

	新規参入 法人数	業種							
		食品関連産業	農業・畜産業	建設業	製造業	卸売・小売業	NPO法人	医療・福祉・教育	その他
全国	1,712	418	317	192	81	85	185	65	369
うち中国・四国	299	65	36	36	20	13	39	31	59

資料：農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ

表Ⅱ-2-15 一般法人の営農作物内訳

(単位: 法人)

新規参入法人数	営農作物							
	野菜	複合	米麦等	果樹	工芸作物	花き	畜産	その他
全 国	1,712	737	335	288	161	77	44	51
うち中国・四国	299	120	58	67	30	11	5	6

資料: 農林水産省経営局及び中国四国農政局調べ

農業参入した企業が経営する農地等  
(高知県四万十町)農業参入した企業が経営するいちご  
狩りハウス内 (島根県浜田市)

## 4 耕作放棄地の解消

### (1) 耕作放棄地の解消に向けた取組

#### 国・協議会・利用者の連携による耕作放棄地解消への取組

耕作放棄地の解消に向けた取組を推進するためには、荒廃状況、解消状況等を把握することが重要であることから、その位置と状況を把握するために、市町村・農業委員会のご協力の下、平成20(2008)年以降、現地調査(荒廃農地に関する調査)を実施しています。平成25(2013)年の調査結果では、中国四国農政局管内における「再生利用が可能な荒廃農地」は約2.1万haで、県別では岡山県4,555ha、愛媛県3,916ha、広島県3,157haの順となっています。また、「再生利用された面積」は2,451haで、山口県527ha、愛媛県479ha、岡山県330haの順となっています(表Ⅱ-2-16)。

中国四国農政局は、これらの現状を踏まえつつ、農地を担い手に集積する制度の運用や、耕作放棄地を再生するための予算的な支援等に、関係各課が連携して取り組んでいます。

表Ⅱ－2－16 平成25年荒廃農地に関する調査結果(実績値)

(単位: ha)

県名	荒廃農地面積計		再生利用が可能な荒廃農地		再生利用が困難と見込まれる		再生利用された面積計	
	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域
鳥取	1,617	1,033	1,039	744	578	289	249	198
島根	5,999	2,708	1,667	1,002	4,332	1,705	215	172
岡山	12,295	5,263	4,555	2,672	7,740	2,591	330	173
広島	6,288	2,857	3,157	1,016	3,131	1,841	133	95
山口	9,469	4,297	2,881	1,520	6,588	2,777	527	337
徳島	2,349	1,520	1,442	990	908	530	98	65
香川	5,938	2,798	1,381	858	4,557	1,940	309	221
愛媛	11,424	4,249	3,916	2,140	7,508	2,109	479	308
高知	1,909	795	872	569	1,037	226	111	84
管内	57,288	25,519	20,910	11,512	36,378	14,007	2,451	1,652
全国	264,508	126,007	132,903	75,869	131,606	50,138	14,916	9,936

資料：農林水産省「平成25年の荒廃農地の面積について」

- 注：1) 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- 2) 「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。
  - 3) 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。
  - 4) 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

## (2) 耕作放棄地再生利用緊急対策の実施状況

耕作放棄地の再生利用を総合的に進めるため、平成21(2009)年度に耕作放棄地再生利用緊急対策を創設しました。耕作放棄地の引き受け手が行う再生作業や土づくり、作付け・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、農業体験施設、農業用機械・施設等）の整備、権利関係の調査・調整等を支援する県協議会（各県単位）、地域協議会（市町村単位）を設置し、国・協議会・利用者が連携しながら総合的な取組を進めています。

平成27（2015）年3月時点の中国四国農政局管内の地域協議会の設置状況は、管内202市町村のうち185市町村で設置されており、平成21年度から平成26年度までに本対策により農地に再生された面積は、724haとなっています。

## 事例：耕作放棄地再生の取組（島根県奥出雲町）

おくいづも

奥出雲耕作放棄地対策協議会が耕作放棄地 10.6ha を再生。農業参入企業 3 社が設立した奥出雲町健康食品産業生産者協議会（MOHG）が奥出雲エゴマ油や健康茶等を生産するとともに、加工・販売まで一貫した取組を実施。

（国営土地改良事業地区営農推進功労者局長表彰地区）

除草細断処理



除根



雑物除去



再生完了



土壤改良（堆肥投入）



↓ 除レキ



MOHGの活動（営農）状況

エゴマ栽培と奥出雲エゴマ油の販売



杜仲茶の栽培と健康茶の販売



## 5 米の需給調整

### （1）平成 26（2014）年産米の生産数量目標の配分

#### 米の生産数量目標の配分と需要に応じた非主食用米の生産を推進

全国の平成 26（2014）年産米の生産数量目標は、平成 26/27 年の需要見通しを踏まえ、平成 25（2013）年産米の生産数量目標から 26 万 t を控除した 765 万 t と設定されました。

都道府県別の生産数量目標については、全国の生産数量目標を基に都道府県ごとの需要実績のシェアにより算出することが基本とされており、この方式により設定された中国・四国地域 9 県の生産数量目標は前年より 2 万 9,960 t 少ない 81 万 4,850 t と

なりました。

今後の主食用米の需要見通しを踏まえると、①主食用米から非主食用米へ生産を推進する必要があること、②実需との結び付きのある加工用米、新規需要米について需要に応じた生産量の確保を図ることが必要です。

このため、生産数量目標に対し米の生産過剰となっている県では飼料用米を推進することとし、また、生産数量目標を達成している県は主食用米の作付を確保しつつ加工用米、飼料用米を作付する取組を推進しました。

## （2）新規需要米の取組

### 水田活用の直接支払交付金を活用した、新規需要米の取組

自給率向上に向けた戦略作物等に対する直接助成として水田活用の直接支払交付金が措置されています。

中国四国農政局では、平成 26 (2014) 年産米の需給調整の実効性を確保するため、県段階、市町村段階の関係機関に対し、需給調整の確実な実施と水田活用の直接支払交付金を活用した新規需要米の取組拡大へ向けた推進行動を展開し、中国・四国地域における新規需要米の作付面積は、平成 25 (2013) 年に比べ増加しました（表 II-2-17、図 II-2-6）。

なお、平成 27 (2015) 年産米は需要に応じた米生産を推進することが重要なことから、飼料用米を中心とした新規需要米等の取組を強化して推進しているところです。平成 26 (2014) 年度は、飼料用米の生産拡大に向けて、県、地域ごとに作成された水田フル活用ビジョンを分析し、地域が抱えている課題を洗い出すとともに、7 月から 11 月にかけて、各県、生産者団体等と飼料用米の生産に対する課題解決に向けた意見交換を行いました。その他の飼料用米の生産拡大に向けた取組については、トピックス（10 ページ）を参照してください。

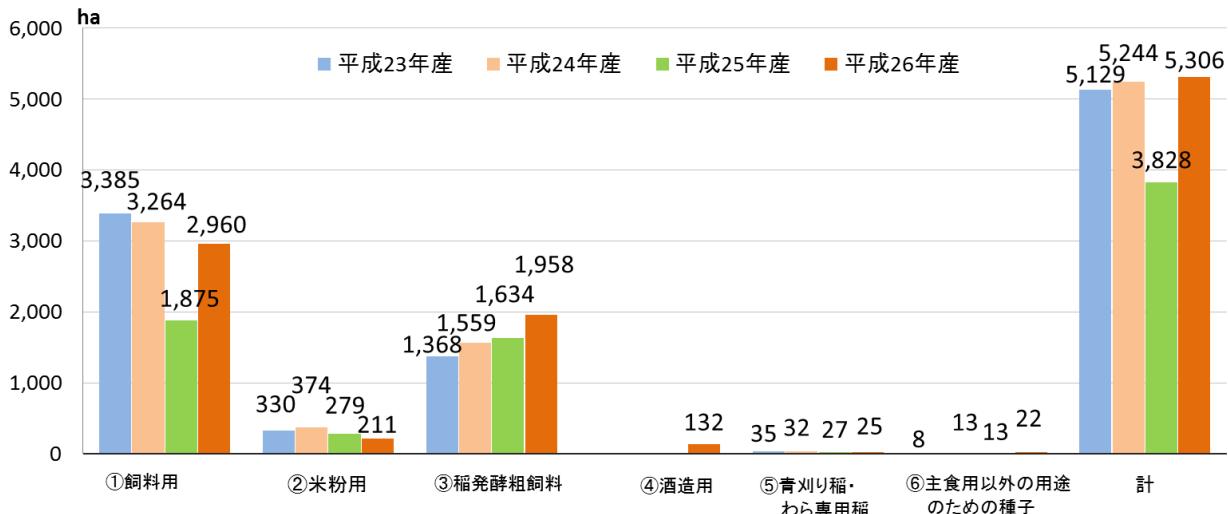
表 II-2-17 平成 26 (2014) 年産新規需要米の取組計画認定状況

	①飼料用		②米粉用		③WCS用稻	④酒造用		⑤青刈り稻・わら専用稻	⑥主食用以外の用途のための種子		合計	
	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)		数量 (t)	面積 (ha)		数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)
鳥 取	3,454	660	4	1	291	28	7	1	16	3	3,501	962
島 根	3,842	748	35	7	390	18	3	10	15	3	3,910	1,161
岡 山	2,056	388	216	41	384	638	122	5	23	5	2,934	944
広 島	501	94	603	114	280			3	41	9	1,158	502
山 口	1,337	267	77	15	228			1	11	2	1,426	513
徳 島	912	194	53	12	107						965	312
香 川	376	76	27	5	45			5			404	131
愛 媛	615	124	29	6	88			0			644	217
高 知	1,793	409	49	10	145			0			1,842	564
管 内 計	14,886	2,960	1,093	211	1,958	684	132	25	106	22	16,784	5,306
全 国 計	178,486	33,881	18,161	3,401	30,929	4,354	859	306	1,046	208	210,540	71,073

資料：農林水産省「平成 26 年産新規需要米の取組計画認定状況」

注：①～⑥以外の新規需要米の取組があることから、①から⑥の数値を足し上げても合計と一致しない。

図 II-2-6 新規需要米の取組面積（中国・四国地域）



資料：農林水産省「平成26年産新規需要米の取組計画認定状況」

注：①～⑥以外の新規需要米の取組があることから、①から⑥の数値を足し上げても合計と一致しない。

### （3）備蓄米の取組について

#### 中国・四国地域の備蓄米落札数量は、昨年に比べて微増

中国・四国地域の平成26（2014）年産備蓄米の県別優先枠は、平成25（2013）年産の落札数量を基に配分されることから8,410tとなり、平成25（2013）年産の1万2,840tから4,430t減少しました。

また、平成26（2014）年産備蓄米の入札は平成26（2014）年1月から4月までの間に計6回行われ、中国・四国地域の県別優先枠に対する落札数量は8,398tとなり、平成25（2013）年産の8,082tから316t増加しました（表II-2-18）。

表II-2-18 平成26（2014）年度備蓄米の取組状況

単位:t, %

产地	平成25年産米					平成26年産米				
	県別優先枠	落札数量			落札率	県別優先枠	落札数量			落札率
		県別優先枠分	一般枠分	計			県別優先枠分	一般枠分	計	
鳥取	1,320	1,320		1,320	100.0	1,320	1,320		1,320	100.0
島根	250	95		95	38.0	100	100		100	100.0
岡山	3,100	2,974		2,974	95.9	3,170	3,170		3,170	100.0
広島	1,560	1,002		1,002	64.2	1,010	1,010		1,010	100.0
山口	3,000	336		336	11.2	340	340		340	100.0
徳島	2,000	1,443		1,443	72.2	1,520	1,520		1,520	100.0
香川	500	500		500	100.0	530	530		530	100.0
愛媛	1,000	336		336	33.6	340	340		340	100.0
高知	110	76		76	69.1	80	68		68	85.0
管内計	12,840	8,082	0	8,082	62.9	8,410	8,398	0	8,398	99.9
全国計	246,180	178,991	4,101	183,092	72.7	195,610	194,879	55,121	250,000	99.6

注1：平成25（2013）年産米の買入予定数量は、県別優先枠24万6,180t、一般枠3,820t、合計25万t。

注2：平成26（2014）年産米の買入予定数量は、県別優先枠19万5,610t、一般枠5万4,390t、合計25万t。

注3：一般枠については全国計のみ公表されている。

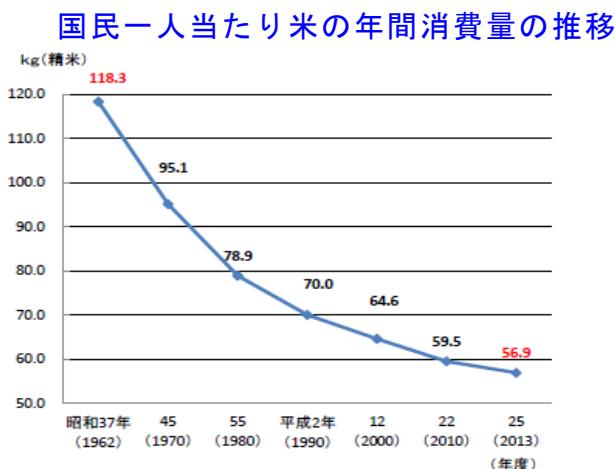
## 6 米粉食品の利用拡大

### (1) 米の一人当たり年間消費量及び一世帯当たり支出金額

#### 米の一人当たり年間消費量が減少

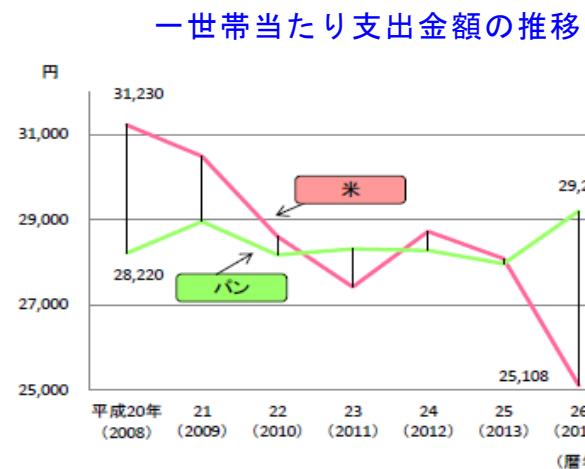
一人当たりの米の年間消費量は、消費者ニーズの多様化等のため、昭和37（1962）年度の118.3kgをピークに減少しており、平成25（2013）年度では56.9kgとピーク時の半分以下となっています（図II-2-7）。また、平成26（2014）年は米の小売価格が下がったことなどもあり、家庭での米の支出金額がパンの支出金額を下回りました。（図II-2-8）。

図II-2-7



資料：農林水産省「食料需給表」

図II-2-8



資料：総務省「家計調査」（二人以上世帯）

### (2) 中国・四国地域における米粉普及拡大の取組

#### 米粉の利用を促進し、水田を活用して食料の安定供給を確保

米粉の製粉技術は近年改良されて、小麦粉並み又は小麦粉よりも微細な粒子に製粉することが可能となりました。この技術を活用して、米菓用等の用途に加え、小麦粉に代替する形でパン、めん、洋菓子等といった多様な食品への米粉の利用可能性が拡大しています。

中国四国農政局は、米粉の普及・利用拡大を推進するため、米粉関連団体等により構成される中国四国米粉食品普及推進協議会と連携して、講習会や各種の体験・実習等に取り組んでいます。

## 米粉普及拡大の取組

### ア 中国四国米粉セミナーin広島の開催

平成27（2015）年2月に、米粉の特性を利用した料理とその普及についての基調講演、米粉を活用した商品開発の取組事例等を普及・啓発することを目的に「中国四国米粉セミナーin広島」を広島県で開催しました。



基調講演

### イ 米粉料理講習会の開催

学校給食や家庭料理に活用できる米粉料理を紹介するため、管理栄養士等を対象に、調理実習を含む講習会を岡山県（平成26年（2014）8月）と広島県（平成26（2014）年9月）で開催しました。



岡山県会場



広島県会場

### ウ 中国四国米粉利用促進ネットワーク「ココねっと通信」の配信

管内の米粉に関する情報をメールマガジンで年8回、全国の会員に配信しています。  
(平成27（2015）年1月30日現在の配信数：約3,500名)

### エ 米粉料理レシピ集の作成及び米粉食品販売店マップ等の紹介

家庭で手軽にできる「米粉料理レシピ集」、米粉食品の販売店舗を紹介する「米粉食品販売店マップ」等を、中国四国農政局ホームページで紹介し、消費者の「作り方が分からない」、「どこで販売しているの」等に応えています。



### オ パンフレット「米粉で彩る豊かな食卓」を作成

新しい米粉の需要拡大による効果や特徴を掲載したパンフレットを作成し、米粉イベントで配布するとともに中国四国農政局ホームページに掲載しています。



## （3）米粉の普及状況

### 米粉の普及促進による利用拡大と新たな取組

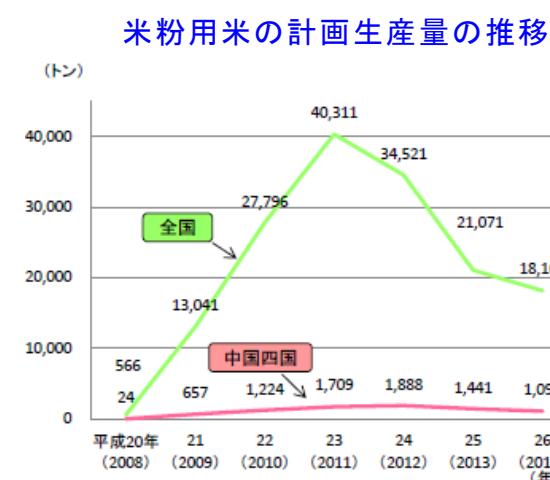
パン用・めん用等への米粉の利用については、平成22（2010）年度まで順調に増加してきましたが、平成23（2011）年度をピークに米粉用米の計画生産量は一部の需要者において在庫調整等が行われた結果、平成26（2014）年度は全国で1万8,000トンと減少しました（図II-2-9）。

中国・四国地域では、食育や地産地消等の観点から学校給食への米粉パン等の利活用が進んでいます。平成17（2005）年度における米粉パン等の学校給食への導入は、319校でしたが、平成25（2013）年度には2,711校で増加しています（図II-2-10）。平成22（2010）年度から岡山県（米粉含有率20%）と徳島県（同10%）、平成24（2012）

年度から山口県（同 10%）においても、学校給食用標準規格パンとして県産米粉を使用した米粉パンが学校給食で提供されています。

また、岡山県においては平成 26（2014）年度から、ソフトめんと中華めん（米粉含有率 30%）が学校給食で提供されています。

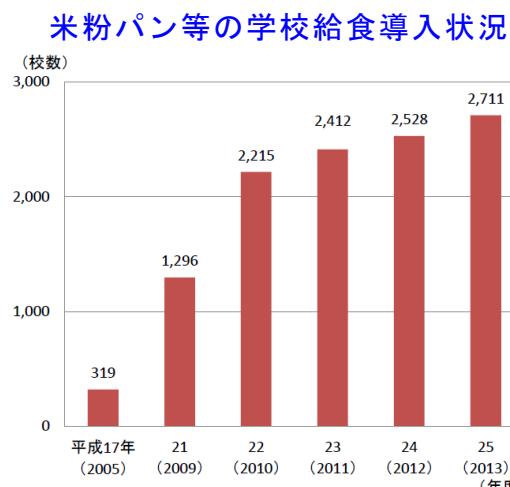
図 II-2-9



資料：農林水産省調べ

（新規需要米取組計画認定結果から抜粋）

図 II-2-10



資料：中国四国農政局調べ

#### （4）今後の普及推進に向けて

##### 米粉用米の利用拡大には、米粉関係者の理解と協力が必要

米粉用米の生産については、水田活用の直接支払交付金の対象となり、生産者の米粉用米を含む新規需要米取組への関心が高い一方、需要サイドとのマッチングや物流体制の整備等が課題となっています。

今後、これらの諸課題の解決に向けて、相互理解と情報共有を図り、関係者が地域と一体となって取組を展開することが重要となっています。

##### 中国四国農政局ホームページ「米粉に関する情報」

管内の米粉の普及拡大に関する情報や農政局等の取組等を紹介。

[http://www.maff.go.jp/chushi/kome\\_syoukaku/komeko/index.html](http://www.maff.go.jp/chushi/kome_syoukaku/komeko/index.html)

中国四国農政局/米粉に関する情報

機関